

# 令和7年度予算要望に対する回答

(日本共産党京都市会議員団)

令和7年2月

京 都 市



# 目 次

		( No. )	( ページ )
1	自治体の公的責任の発揮を……………	1	1
2	複合災害に備えたまちづくりで、いのち守る市政に……………	2 0	1 1
	◆災害復旧・生活と生業再建支援のための制度拡充を……………	2 0	1 1
	◆地震・風水害・土砂災害に強いまちづくりを……………	2 6	1 6
3	気候危機打開に向けて脱原発推進と再エネ普及の強化を……………	4 2	2 5
	◆環境対策とごみ減量推進を……………	4 7	2 9
4	福祉・医療の充実を……………	5 1	3 2
	◆福祉・医療の充実を……………	5 1	3 2
	◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を……………	6 5	4 1
	◆障害者福祉の充実を……………	7 5	4 6
	◆生活保護・生活支援の充実を……………	8 6	5 0
5	保育・子育て支援の充実を……………	9 4	5 8
6	競争と格差拡大の教育を改め、 全ての子どもが発達を保障する教育を……………	1 2 8	7 3
7	市民の暮らし・営業を守る市政運営を……………	1 5 2	8 7
	◆中小企業、伝統産業・商工業の振興と雇用・労働対策の 強化を……………	1 5 2	8 7
	◆農林業の振興を……………	1 7 4	1 0 0
8	ジェンダー平等社会の実現をめざして……………	1 8 1	1 0 5
9	青年がいきいきと住み続けられる京都市を……………	1 8 9	1 1 4
1 0	文化・芸術、市民活動の振興、スポーツ環境整備の拡充を……………	1 9 6	1 1 8

1 1	平和行政、人権保障と公正な市政運営を .....	2 0 7	1 2 5
1 2	安心して住み続けられるまちづくりを .....	2 1 3	1 2 8
1 3	大型公共工事を見直し、生活道路優先の道路環境整備を .....	2 3 3	1 4 6
1 4	いのちの水を守る上下水道事業の充実を .....	2 4 0	1 4 9
1 5	市民の交通権を保障する総合的な交通体系を確立し、 市民の足を守ること .....	2 5 3	1 5 4
	◆市バス・地下鉄の改善を .....	2 6 0	1 5 7

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
1	<p>1 自治体の公的責任の発揮を 京都市持続可能な行財政の運営の推進に関する条例は、財政民主主義に反するものであり撤回すること。</p>	<p>京都市持続可能な行財政の運営の推進に関する条例は、予算編成権を持つ市長が、市民からの御意見や市会での御議論、そして御理解を得ながら、財政運営の目標を立てて達成に向けた計画を策定して改革を実行する、市長の責任ある自律的な改革を促す仕組みとして構築しているものです。</p> <p>予算は市長の裁量の下、収支均衡の大原則に則り、計画に沿って毎年度編成し、市会の予算審議の中で御議論、御議決いただいたうえで決定するため、条例は財政民主主義に反するものではなく、撤回は考えておりません。</p>	—	—
2	<p>2022年度に行われた公の施設の使用料の値上げは、施設の公共性や公益性を投げ出すものであり、撤回すること。値上げした料金は元に戻すこと。公の施設へのコスト揭示をやめること。</p>	<p>公の施設の使用料の見直しは、今後も施設の運営に公的責任を果たし、受益者負担と市民の税負担との均衡を図り、将来世代に過度な負担を負わせない持続可能なものとするために取り組んでいるものです。</p> <p>公の施設へのコスト揭示は、施設運営に関する市民理解の促進等を目的として、施設サービスの概要や、施設運営に要する費用について、分かりやすく情報発信する取組です。今後も、「持続可能な行財政の運営の推進に関する条例」に基づき、施設の運営状況をはじめ、行政サービスの概要や費用等の情報を分かりやすく発信してまいります。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
3	投資的経費についての中期財政収支試算の規模設定を引き下げ、充分精査すること	歳入・歳出双方の増加が見込まれる状況においては、収支均衡予算を継続するため、投資的経費のみに限定し規模の設定を行うのではなく、毎年度の収入や他の歳出項目の状況等を踏まえつつ、必要な事業規模を精査してまいります。	—	—
4	自治体の独自施策を困難にし、個人情報をも民間に提供し、行政の一元的管理を進める「自治体システムの標準化」は、国に撤回を求めること。	自治体情報システム標準化は、市民の利便性の向上と行政運営の効率化を目的として、全国の自治体が共通で行う主要な事務を対象にしているものであり、自治体独自施策の実施に制約を加えようとするものではありません。 また、自治体が保有する個人情報については、引き続き各自治体が管理するものであり、民間への提供や、国による一元的な管理を進めようとするものではありません。 自治体情報システム標準化の実現に向けては、国や事業者の動向など様々な状況を見極めながら、引き続き、円滑かつ効果的・効率的な移行に全庁を挙げて取り組んでまいります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準準拠システムへの移行作業（戸籍、戸籍の附票）</li> <li>・標準準拠システムへの移行作業（選挙人名簿管理）</li> <li>・標準準拠システムへの移行準備作業（固定資産税、国民健康保険、児童手当等）</li> <li>・共通機能の整備等</li> </ul>	<p>154,836</p> <p>11,000</p> <p>184,241</p> <p>67,008</p>

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
5	<p>公共施設を減らすことを前提とした「持続可能な施設運営に向けた保有量の最適化方針」は撤回し公的責任を果たすこと。</p>	<p>「持続可能な施設運営に向けた保有量の最適化方針」は、施設保有量の最適化の取組について、より実効性を持って推進するため、具体的な数値目標等を定めたものです。</p> <p>策定当時から財政状況や社会情勢が変化し、保有量の削減のみによって経費削減・財源確保を図る必要性は低下したことから、削減目標については撤回しますが、今後も、老朽化に伴う建替え需要の集中や、人口減少などの社会情勢の変化等を踏まえた、可能な限りでの効率化に取り組んでまいります。</p>	—	—
6(1)	<p>市民の財産である公有財産については売却・貸付ありきの方針を見直し、住民の声を聞き、住民のために活用する計画とすること。以下の項目について見直すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ☆学校跡地の民間活用</li> </ul>	<p>市有地の有効活用に当たっては、「京都市資産有効活用基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、本市が主体となる事業のほか、貸付・売却により、他の公的機関や民間を主体とする事業を含めて検討し、公共性・公益性を重視した政策的な活用を進めているところです。</p> <p>また、市民、事業者等からの提案を受け付ける「資産有効活用市民等提案制度」、基本方針の理念の下に策定した「学校跡地の長期・全面的な活用に関する提案の募集要領」に基づく提案募集等により、あらゆる角度から活用を検討し、推進しているところです。今後も、基本方針の考え方に基づき、市民の意見を踏まえながら、市有地の更なる有効活用を進めてまいります。</p>	—	—

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
6(2)	・市立芸大跡地の売却	<p>市立芸術大学の跡地活用については、令和5年9月から優先交渉事業者の公募を実施してまいりましたが、優先交渉事業者として選定すべき事業者はなしという結果となりました。</p> <p>引き続き、民間活力により、洛西地域、西京区の活性化、ひいては京都全体の活性化に寄与する活用を図るといふ方針のもと、跡地の有効活用に向けた取組を進めてまいります。</p>	—	—
6(3)	・☆東部クリーンセンター跡地、石田小学校跡地（予定）の売却	<p>東部クリーンセンター跡地、石田小学校跡地（予定）の活用の検討に当たっては、売却を前提とするものではありません。</p> <p>サウンディング型市場調査で得られた民間事業者の意見を踏まえつつ、地域の声もしっかりと聞きながら、醍醐地域はもとより、京都全体の活性化、賑わい、交流・憩いの場の創出となるよう、取り組んでまいります。</p>	<p>・交通利便性が高い市街地に所在する大規模公有地の有効活用の推進</p> <p>（うち、東部クリーンセンター跡地活用の推進）</p>	5,150  4,950

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
7	市職員は正規職員を基本とすること。会計年度任用職員、再任用職員については賃金の底上げを図ること。会計年度任用職員は公募を廃止し、公務人材確保の観点からも再度任用の際に原則として雇用を継続すること。更なる職員削減につながる民間委託や職務廃止は行わないこと。	<p>本市ではこれまでから、効率的な執行体制の確保のため、正規職員と非常勤職員等の適切な役割分担の下、適正な人員配置を行ってまいりました。</p> <p>会計年度任用職員及び再任用職員の給与等については、常勤職員や国との均衡等を踏まえた適切なものと認識しております。会計年度任用職員の公募については、地方公務員法における平等取扱いの原則等の趣旨を踏まえ、引き続き、定期的実施してまいります。</p> <p>また、複雑化・多様化する行政需要等への対応のための体制強化は行いつつ、持続可能な行財政運営や労働力人口の減少を踏まえ、引き続き、委託化やデジタル化、事業見直しなどにより、効率的な執行体制の構築を進めてまいります。</p>	—	—
8	法の趣旨に基づき、障害者法定雇用率を達成すること。市として障害種別問わず雇用を創出し働く権利を広く保障すること。	<p>令和6年度の障害者雇用率は2.80%（前年度+0.07ポイント）となり、法定雇用率を達成しております。</p> <p>今後、法定雇用率の引上げが予定されていることを踏まえつつ、引き続き、障害のある方の新規採用の取組を推進するとともに、採用後も職場でいきいきと継続して活躍することができるよう職場定着に向けた支援等を行ってまいります。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
9	<p>公的責任を放棄し、住民サービス後退につながる指定管理者制度の導入は行わないこと。現在、導入している事業については、公共性・安全性の確保、労働法遵守、雇用の継続など行政水準の後退をまねかないよう、予算措置を含め公的責任を果たすこと。労働者の労働条件の抜本的改善ができるよう見直すこと。利用料金制度をやめること。</p>	<p>指定管理者制度は、民間事業者のノウハウや柔軟な発想により、市民サービスの向上や効率的な施設運営につなげるものです。京都市では、平成18年の制度導入以降、市会の賛同を経て議決いただいた374施設に指定管理者制度を導入しています。</p> <p>制度の運用に当たっては、指定管理料を適切に算定のうえ、労働関係法令をはじめ、各種法令の遵守を指定管理者に求めるなど、引き続き、施設の設置者としての責務を果たしてまいります。</p> <p>利用料金制については、施設料金の取扱いの中で、とりわけ指定管理者による創意工夫を引き出しやすく、市民サービスの向上にもつながる手法であることから、引き続き、施設の特性等に応じて活用してまいります。</p>	—	—
10	<p>地方交付税の必要な財源を確保するよう強力に国に求めること。</p>	<p>地方交付税については、指定都市等とも連携のうえ、地方とりわけ本市をはじめとした大都市特有の財政需要や税収等を的確に見込むことにより、地方交付税を適切に算定すること等を国に対して強く求めており、今後も、地方交付税の必要額確保に向け、必要な要望を実施してまいります。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
11	個人市民税の累進制の復活と法人市民税の累進制の強化を国に求めること。法人市民税の法人税割を法定上限の8.4%まで引き上げること。均等割について資本金10億円以上の法人にかかる税率を現在の1.2倍とすること。	<p>個人・法人の住民税は、地域の構成員としての応益負担の性質を有しており、現在の制度は妥当なものであることから、本市としては、国に対して累進性の採用や強化を求めることは考えておりません。</p> <p>また、法人市民税の超過税率の更なる引上げについては、経済状況や企業活動に及ぼす影響、市民や事業者のコンセンサス等を見極めつつ、慎重に検討する必要があると考えております。</p> <p>引き続き、地方税財政の充実確保の観点から、国に対して、所得課税の配分割合の拡充強化を求めてまいります。</p>	—	—
12	☆宿泊税については免税点を設定し、応能負担を強化すること。	<p>宿泊税については、応益負担の観点から、低額な宿泊料金の宿泊客についても広く薄く負担を求めるべきとの考え方で制度設計を行っているため、免税点を設けることは考えておりません。</p> <p>一方で、税率を見直すに当たっては、低価格帯の負担感や高価格帯の負担能力といった負担の垂直的公平に配慮する必要があると考えており、この方針に沿って高価格帯の負担がより大きくなるよう税率を見直した条例改正案を令和7年2月市会に提出しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税自主権の活用 (うち、宿泊税課税・徴収経費(事務補助金を除く))</li> <li>(うち、宿泊税事務補助金(ただし、充実分除く))</li> <li>(うち、宿泊税事務補助金【充実】)</li> <li>(うち、宿泊税税率改正に伴うシステム改修)</li> </ul>	<p>551,828</p> <p>78,110</p> <p>119,411</p> <p>86,800</p> <p>261,630</p>

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
13	本市独自の個人市民税均等割減免制度の廃止は撤回すること。	<p>個人市民税の均等割減免制度については、国の非課税措置の創設等により、創設当初の生活困窮者救済という意義が薄れ、本市独自の特異な制度となっていたことから、地方税法の趣旨にそぐわないものとして、第三者委員会等から廃止の提言等を受けておりました。そのため、令和2年度に条例を改正し、令和6年度から廃止しました。</p> <p>この見直しは、減免制度の適正化を図るために実施したのものであり、引き続き、福祉施策における経過措置や対象者の御事情を踏まえた必要な支援を、着実に実施してまいります。</p>	・個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う福祉施策の経過措置	49,250
14	債権管理条例に基づき、機械的な徴収は行わないこと。滞納処分は、所得税法に基づき、被処分者の生活費の確保を厳守すること。換価の猶予など、国制度に準じて適用し、周知、徹底すること。納税が困難な市民の視点に立ち、分納等個々の実情に応じて対応すること。	<p>京都市債権管理条例第6条に基づき、債務者の支払能力等の情報把握に努め、適切かつ効率的な徴収の取組を進めております。</p> <p>納付資力があるにもかかわらず納付に応じない債務者に対し、滞納処分等を行う際には、生活に支障をきたさないよう、法令に定められている差押禁止財産の規定等を厳格に遵守してまいります。</p> <p>特別な事情があり、納期までに納付が困難な場合には、個々の事情に応じた納税相談を行っており、「換価の猶予」等の緩和措置を、法令の規定と納税者の実情に合わせて適正に適用しております。</p> <p>引き続き、制度について、HP等での周知を行うとともに、納税相談において、納付困難な事情や財産収支の状況を丁寧にお聞きし、納税緩和制度を適切に運用してまいります。</p>	・財産管理事務 (うち、効果的かつ効率的な債権回収)	1,236,488 6,978

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
15	集約された税賦課・徴収業務を各区役所に戻し、市税事務所は廃止すること。	<p>税務事務については、職員が培った知識やノウハウの共有、蓄積を進めることによる職員の専門性の向上や効率的かつ効果的な執行体制の構築を図るため、平成26年11月に市税事務所を設置し、課税業務を集約するとともに、令和元年10月に徴収業務を集約しておりますが、集約後も混乱なく適正かつ円滑に運用しております。この集約により、より適切かつ公平な税務事務の推進につながったと考えております。</p>	—	—
16	マイナンバー制度の推進はやめること。マイナンバーを公的書類の要件にしないこと。	<p>マイナンバー制度については、「国民の利便性の向上」、「行政の効率化」及び「公平・公正な社会の実現」を目指す重要な社会基盤となるものであり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき実施することとされております。</p> <p>健康保険証や運転免許証との一体化や公的書類の要件にすることについても、こうした考えの下行われるものであり、引き続き適切に対応してまいります。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
17	北陸新幹線京都延伸計画については、国及び本市をはじめ地元自治体の財政負担が巨額になること、並行在来線の縮小・廃止につながることで、地下水や自然環境、住環境へ悪影響を与えること、残土処理の問題が不明確なことなど課題が山積している。市は計画推進の立場を転換し、国に延伸計画を中止するよう求めること。	<p>北陸新幹線の延伸は、日本海国土軸の一部を形成する国家プロジェクトであり、意義については認識しておりますが、特に、「地下水への影響」、「建設発生土への対応」、「工事車両による交通渋滞」、「市財政への影響」の4つの課題について、市民のくらしや生業などに支障をきたさないよう、しっかりと精査していく必要があると考えております。</p> <p>本市としましては、令和6年12月の与党PT整備委員会においても、慎重に慎重を重ねた検討の上で精査を進めていただきたい旨、意見を述べたところであり、引き続き、京都の文化・産業は豊かな自然に支えられてきたとの認識の下、専門家の御意見もお聴きしながら、しっかりと精査し、市民からのお声も含め、国や鉄道・運輸機構に対して意見を述べてまいります。</p>	—	—
18	社会経済情勢の変化、生活様式及び人口減少社会をふまえ、リニア中央新幹線建設計画を撤回するよう国並びにJR東海に求めること。京都駅ルートの誘致活動を中止すること。	<p>リニア中央新幹線は、東海道新幹線の老朽化や災害リスクに備えるとともに、3大都市圏を約1時間で結ぶ「新たな国土軸」を形成するものであり、京都はもとより、国土の均衡ある発展にとって極めて重要なプロジェクトです。</p> <p>引き続き、京都府、経済界等と連携し、京都府中央リニアエクスプレス推進協議会によるリニア京都誘致の活動を行ってまいります。</p>	<p>・リニア中央新幹線の誘致及び北陸新幹線の円滑な整備の推進 (うち、京都府中央リニアエクスプレス推進協議会分担金)</p>	<p>150  150</p>

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
19	大阪・関西万博は、カジノ・IR誘致計画が目的であり、建設の遅れや工事費の膨張、万博工事現場でメタンガス爆発も発生しており、今からでも万博中止を求めること。万博関連予算は撤回すること。	<p>人や自然など様々な「いのち」を大切にし、共生する中で、奥深い文化を育んで来た京都は、「いのち輝く未来社会のデザイン」という万博のテーマとの親和性もあり、大阪・関西万博の開催は、京都の発展に向けた絶好の機会となります。</p> <p>このため、令和5年度に市・府・経済団体・有識者等で構成する「大阪・関西万博きょうと推進委員会」を立ち上げ、公民で京都の魅力を発信する238のアクションプラン（R6.9月現在）を取りまとめ、取組を始めているところです。</p> <p>引き続き、本市もオール京都の一員としての役割を果たすとともに、多くの国や地域が参加する大阪・関西万博を京都の活性化に最大限活かせるように取り組んでまいります。</p>	—	—
20	2 複合災害に備えたまちづくりで、いのち守る市政に ◆災害復旧・生活と生業再建支援のための制度拡充を被災者生活再建支援法について「住宅の一部損壊までの対象拡大」や「支援金の上限を300万円から500万円に引き上げ」などの改善を図るよう国に求めること。	<p>国の被災者生活再建支援法は、住宅被害が一定数以上発生した地域及び中規模半壊までの被害を支援対象としております。本市としては、被災者の被害の程度は同等でありながら、市町村等における被害の規模によって制度の支援対象となるか否かが異なるという被災者間の不均衡を生じさせないため、同一自然災害における全被災区域での法適用や、支援対象被害区分の拡大（半壊・準半壊まで対象拡大）について、国に要望しております。また、被災者生活再建支援法に基づく支給額についても、近年の住宅価格の高騰も踏まえた支給額となるよう増額することを要望しております。</p>	・被災者住宅等再建支援補助事業	5,000

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
21	<p>防災担当職員を増員するなど区役所の常時の防災体制を抜本的に強化すること。関係機関との連携を強化すること。</p> <p>避難所に配置する職員を確保するためにも、集約された業務（保健所や税など）を区役所に戻し、区役所の日常的な機能を充実させること。</p>	<p>区役所・支所における平時の防災体制については、平成24年度以降、地域防災活動の拠点となる地域力推進室への「総務・防災課長」及び「地域防災係長」の設置を行うとともに、専門的な知識や経験を有する土木技術職員や消防職員を充てるなど、体制強化を図ってきたところです。</p> <p>また、災害時においては、突発的に増加する業務について、本庁職員による応援を行うなど、区役所・支所だけでなく全庁的に対応できる仕組みを構築しております。</p> <p>引き続き、自主防災会をはじめ地域の関係機関と連携し、市民の安心安全の確保に取り組むべく、必要な体制の構築に努めてまいります。</p>	—	—
22(1)	<p>「複合災害」を考慮した十分な対策のため、指定避難所・指定緊急避難場所の環境改善を図ること。</p>	<p>大規模災害時は、避難所として、学校の体育館のほか普通教室や特別教室等を活用することにしており、感染症対策を講じ得る規模を確保しております。</p> <p>また、飲料水や食料、災害用トイレの備蓄を行っているほか、間仕切りテント、段ボールベッド、非接触型体温計等も配備し、感染症の拡大防止に向けた対策を行っております。</p> <p>令和7年度からは、新たに、安心、安全かつ快適な避難所環境の整備に向け、配慮が必要な高齢者や障害のある方等を想定し、避難所開設当初から設置できるよう、段ボールベッド・間仕切りテントの拡充を進めてまいります。</p> <p>引き続き、安全な自宅や親戚・知人宅等での避難の周知も含め、避難所環境の整備に取り組んでまいります。</p>	<p>・大規模災害用備蓄器材等整備</p> <p>☆避難生活環境の向上 (うち、指定避難所の資機材の拡充)</p>	<p>58,170</p> <p>360,000</p> <p>305,000</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
22(2)	<p>・京都市備蓄計画の備蓄目標数を早期に達成すること。避難所運営用資機材及びダンボールベッドやプライバシー保護用機器等の目標数を設定すること。</p>	<p>本市においては、最大の被害をもたらすと想定する花折断層地震の被害想定を基礎に京都市備蓄計画を定め、計画的に公的備蓄の整備に取り組んでおり、令和6年5月の計画改定で拡充することとした物資を除き、備蓄目標数を達成しております。引き続き、公的備蓄物資の拡充に努めてまいります。</p> <p>また、避難所運営用資器材については、指定避難所等への分散備蓄に努めるとともに、流通在庫備蓄、他の自治体の広域応援、国のプッシュ型支援により、必要な物資を確保することとしております。</p> <p>令和7年度からは、新たに、安心、安全かつ快適な避難所環境の整備に向け、配慮が必要な高齢者や障害のある方等を想定し、避難所開設当初から設置できるよう、段ボールベッド・間仕切りテントの拡充を進めてまいります。</p>	<p>・大規模災害用備蓄器材等整備 ☆避難所生活環境の向上 (うち、指定避難所の資機材の拡充)</p>	<p>58,170 360,000 305,000</p>
22(3)	<p>・災害用マンホールトイレを抜本的に拡充すること。</p>	<p>災害用マンホールトイレについては、能登半島地震を受けて、令和6年度から一部当初計画を前倒しし、加速化を図り、整備を行っております。</p> <p>なお、避難所のトイレについては、災害用マンホールトイレの洋式上屋の配備や簡易トイレの活用により、洋式化を推進しております。</p>	<p>・大規模災害用備蓄器材等整備 ・公共下水道整備事業（災害用マンホールトイレ）</p>	<p>58,170 392,000</p>

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
22(4)	<p>・ 「土砂災害警戒区域内」、「立退き避難が必要な区域内」にある指定避難所については、区域外に確保すること。</p>	<p>指定避難所及び指定緊急避難場所については、想定する災害が及ばない区域に立地することが原則ですが、地域事情等から、ハザードリスクが高くない場合に、指定区域内施設を指定しているケースがあります。 引き続き、地域の御意見を伺いながら、民間施設を含め、区域外の避難場所の確保に努めてまいります。</p>	<p>・ 地域防災計画の推進</p>	635,688
23	<p>近年、市内全域で局地的災害が増えていることを踏まえ、京都市被災者住宅再建等支援制度の独自適用を復活させること。</p>	<p>令和2年12月の被災者生活再建支援法の改正により、支援対象が「全壊、大規模半壊」から「中規模半壊」まで拡充されたこと、また「災害からの住宅再建等は自助による取組が基本」とする国の方針や、本市の財政状況を踏まえ、令和3年度から独自適用を廃止しており、再び独自適用を実施することは考えておりません。 引き続き、今後の災害による被害に備え、ホームページ等を活用し、火災保険・共済への加入促進に努めてまいります。</p>	<p>・ 被災者住宅等再建支援補助事業</p>	5,000

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
24	被災した中小商工業者の事業再建支援は、相談体制を確保するとともに、被害の態様や程度によっては、補助金・給付金その他返済不要の資金援助制度を創設すること。	<p>直接被害を受けた中小企業者が災害復旧に迅速に取り組めるよう、低利の融資制度を常設する等、必要な資金の円滑な供給に努めております。</p> <p>また、令和6年能登半島地震等の災害時には、「小規模事業者持続化補助金」等において、被災企業を対象とした補助枠が創設されるなど、国において必要な対応が行われております。</p> <p>被災された中小企業者の被害対策などの相談に関しては、京都府と連携し、京都商工会議所、京北商工会等の経営相談窓口において特別窓口を開設するとともに、本市職員も直接事業者の声をお聞きしながら、きめ細かく対応しております。</p>	<p>・中小企業の持続的発展のための基盤整備 (うち、中小企業経営支援体制の強化)</p>	<p>150,200 72,000</p>
25	被災農業者が早期に営農再開できるよう、農地や農機具・施設の復旧支援を拡充すること。	<p>農地・農業用施設の災害復旧については、土地改良区等に国庫補助の活用を働きかけるとともに、国庫補助の対象外となった農業用施設については、市内で著しい被害があった場合、本市の補助率を通常より上乗せして支援しております。</p> <p>また、農作物やパイプハウス等の被害についても、災害発生後速やかに、国・府制度の活用を含め、被害状況に応じた復旧支援策を検討するなど、今後とも、意欲ある農業者が営農を継続できるよう努めてまいります。</p>	—	—

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
26	◆地震・風水害・土砂災害に強いまちづくりを 広域化に繋がる消防指令センターの共同運用はやめること。	<p>消防指令センターの共同運用は、「京都府南部消防指令センター整備運用協議会」において、消防事務の一部を共同で処理する「連携・協力」の手法による消防指令センターの共同運用に向けた協議を進めており、住民サービスの向上や消防体制の充実・強化等の事業効果について期待できます。</p> <p>令和7年度は、令和6年度に引き続き、令和9年度からの運用開始に向けて、消防指令システムや消防救急デジタル無線システム等の整備のほか、京都府南部消防指令センターを設置する京都市消防学校の庁舎改修を進めてまいります。</p> <p>なお、消防組織の統合を意味する消防の広域化については、現在のところ検討しておりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府南部消防指令センター整備</li> </ul>	5,190,000
27	消防職員の2交代制はやめ、3交代制に戻すこと。人員・装備の両面で常備消防体制を 増強すること。	<p>2交代制については、職員の働き方改革や人材育成の観点からもメリットが多い勤務体制となっており、引き続き、職員の意見を踏まえつつ、負担軽減や勤務環境の改善を図ってまいります。</p> <p>今後も、災害態様や社会情勢の変化、また、市域面積が広く木造住宅が多いなどの本市の都市特性を考慮のうえ、救急隊の増隊等による必要な部隊数の確保や消防車両・資器材の充実を行うなど、市民の安心と安全を守る消防体制の強化に取り組んでまいります。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
28	自主防災会への助成金の年間5万円の上限枠を撤廃し、組織規模に応じて必要額を保障すること。	<p>自主防災組織活動助成金については、地域住民の防火防災に関する連帯感の高揚や平常時における自主防災組織の活動促進を目的に、防災訓練に必要な物品の購入や防災知識の普及啓発、その他運営等に関することなどの取組を対象に交付しております。</p> <p>そのほか、標旗の交付や防災器材の修繕、訓練指導などの必要な支援は、自主防災会の要望を踏まえながら、行政が主体となり実施しており、本助成金については、令和7年度も上限額を変更することなく、自主防災会における自発的な防災活動の促進を図ってまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織の災害対応力の充実 (うち、自主防災組織活動助成金)</li> </ul>	<p>93,440</p> <p>11,350</p>
29	消防団員、水防団員の処遇の改善にっそう努めるとともに、団の運営費を増額すること。	<p>消防団員については、従前から退職報償金の引上げや報酬制度の見直し、団運営費の増額等により処遇改善を図ってまいりました。</p> <p>水防団員については、平成30年度に出動手当等の改善を行いました。</p> <p>また、令和2年度からは水防活動時の要となる水防倉庫の建替え等に着手しており、令和4年度に完了しました。</p> <p>令和7年度は、消防団員の負担軽減と働き方改革に向けた検討を進めるなど、今後も、消防団員、水防団員の活動環境の改善及び運営費の確保に努めてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水防除事業 (うち、水防事業)</li> <li>・ 消防団活動 (うち、消防団員報酬及び退職報償金)</li> <li>(うち、DanX～消防団員の負担軽減と働き方改革に向けた検討～【新規】)</li> <li>・ 消防団運営</li> <li>・ 消防団施設補助</li> </ul>	<p>3,143,122</p> <p>16,714</p> <p>639,000</p> <p>392,900</p> <p>5,000</p> <p>44,000</p> <p>120,000</p>

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
30	防災・減災の観点から、これまで以上に国や府と連携し、速やかに倒木の撤去、急傾斜地・崩落危険箇所の対策を具体化すること。	<p>森林における倒木の撤去については、これまでから府営事業と国や府の補助制度を活用した対策を進めてきております。</p> <p>平成30年台風21号による風倒木被害に対しては、順次復旧に取り組んでおり、二次災害のおそれのある公道沿い等の被害地を優先的に進めているところです。</p> <p>急傾斜地、崩落危険箇所対策については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊対策事業の実施主体である京都府と積極的に意見交換を行うなど連携を密にしつつ、事業実施に向けて要望を行った結果、現在、市内4箇所において事業が実施されております。</p> <p>引き続き、京都府に対して協議・要望を行ってまいります。</p>	<p>・宅地安全対策 (うち、府事業に対する負担金)</p>	<p>57,829 44,500</p>
31	都市流域の浸水に影響がある天ヶ瀬ダム・日吉ダムの事前放流等、適切な運用が図られるよう国の責任で職員配置をするよう求めること。淀川水系流域河川治水計画についても運用方法の再検討、河道内の掘削、護岸工事で堤防強化になるよう管理者に求めること。	<p>現在、国で進められている、あらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害を軽減させる「流域治水」の取組「淀川水系流域治水協議会（京都府分科会）」に本市も参画するなど、河川管理者である国や府などとの連携を深めております。</p> <p>天ヶ瀬ダム・日吉ダムの事前放流等の運用や国や府が管理する河川の河道掘削等の工事については、国や府との連携を図りながら、引き続き、必要な要望を行ってまいります。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
32(1)	<p>豪雨対策については、近年の気候危機に対応して以下の点を強化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害を防止するため、砂防ダムの設置や治山対策の強化を京都府に求めること。</li> </ul>	<p>土砂流出対策については、砂防事業や治山事業を所管する京都府の対応が不可欠であることから、府市連携により、課題解決に向けた対策を進めてまいります。</p> <p>治山対策については、災害を受けた箇所の復旧や災害への予防対策が京都府において早期に実施されるよう、必要に応じて、現場調査や森林所有者への事業実施承諾をはじめとする事前準備を本市が行っております。今後も、これらの連携協力の下、治山対策がより一層進むよう、京都府に働きかけてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林災害復旧 (うち、林業用施設災害復旧事業)</li> </ul>	<p>58,000</p> <p>10,000</p>
32(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・府と協議を行い、浚渫を強化すること。流木や土砂の流入を防ぎ、河川の越水・漏水防止、集中豪雨による急な増水への対策を強めること。</li> </ul>	<p>治水安全度の向上のため、国・京都府とも連携を図り、本市が整備を進める都市基盤河川等の改修、河川の日常的な維持管理（しゅんせつ、点検等）を実施するとともに、流木や土砂流入対策についても京都府等と協議してまいります。国が管理する河川の改修については、引き続き、河川整備計画に基づく更なる治水対策の早期完了を要望してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆道路、橋りょう、河川等の防災・減災対策等 (うち、河川維持管理)</li> <li>・都市基盤河川整備</li> <li>・河川維持管理</li> </ul>	<p>2,728,000</p> <p>118,741</p> <p>622,747</p> <p>919,119</p>

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
32(3)	<p>・災害時の体制を強化するため、土木みどり事務所、上下水道局等の職員を増員すること。集約化した下水道管路管理センターを元に戻すこと。排水機場を直営に戻し、体制を強化すること。</p>	<p>建設局においては、令和5年5月に土木事務所とみどり管理事務所を統合し、業務執行体制を充実させることにより、土木みどり事務所において災害対応の総合力の更なる向上を図っております。引き続き、災害対応も含めて必要な業務執行体制の確保に努めてまいります。</p> <p>上下水道局における防災・危機管理体制については、これまでから災害時等の対応の更なる迅速化・円滑化を図るため、必要な人員体制を確保してきたほか、令和4年5月には、本庁舎及び南部エリアの水道・下水道の事業所を集約させ、新たな事業・防災拠点となる「京都市上下水道局総合庁舎」を開庁し、機能の充実・体制強化を図っております。</p> <p>一方で、下水道管路管理センターをはじめとする施設の維持管理業務等、民間にノウハウが蓄積されている業務については、積極的に民間活力を導入するなど、今後も持続可能な経営を行い、市民の重要なライフラインである水道・下水道を将来にわたって守り続けてまいります。</p> <p>排水機場については、大雨時に確実な稼働ができるよう、機器の点検・更新や監視、稼働時の運転操作等幅広い業務を実施する必要があるため、委託できることは委託し、本市職員が対応すべきことは職員が対応しております。今後も委託業者と連携し、緊急時でも確実な管理体制を機能させてまいります。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
32(4)	<p>・公園や学校のグラウンドなどに一時的に雨水を貯留する施設などを計画的に増設すること。</p>	<p>「京都市水共生プラン」に基づき、浸水被害の防止及び健全な水環境の保全を図るため、河川や雨水幹線の整備だけでなく、公共施設における雨水流出抑制対策について、施設の機能に支障を与えない範囲において実施しております。</p> <p>今後も、市民が安心して暮らせるまちを実現するため、効果的な浸水対策を実施してまいります。</p>	—	—
33	<p>国の規制強化に沿い、市土砂条例を改正し、規制対象面積を3000㎡以上から500㎡以上に強化すること。公共事業についても土地の埋立等の許可対象とすること。</p>	<p>土砂条例の制定に当たって、京都府及び本市の環境審議会における、規制が緩い自治体に土砂が持ち込まれることがないよう、府と市の統一性を担保するのがよいとの見解も踏まえ、3000㎡以上の埋立てを許可制とすること、公共事業については埋立て等の許可は不要とすることなど、府条例と同じ規制内容としており、現時点で規制対象の要件の見直しは考えておりません。</p> <p>なお、令和6年6月に、盛土規制法に基づく規制区域の指定に伴い、災害防止を目的とする土地の埋立て等の規制については、同法に基づく対応に一元化するため、土砂条例から当該規制に関する規定を削除しています。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
34	市独自で全ての盛土、切土や建設残土等の調査を行い、災害を未然に防ぐ対策をとること。	<p>盛土等を包括的に規制するため、盛土規制法に基づく基礎調査を実施し、令和6年6月6日に市内全域を規制区域に指定しました。</p> <p>盛土規制法では、運用開始時点で施工中の盛土等のうち、一定規模を超えるものは、工事内容を届け出ることとなっております。届出やパトロールで把握した盛土等は、現場確認を行っております。</p> <p>また、公共工事における建設発生土は、現場内利用や他の公共工事で利用することとしており、公共工事で利用ができない場合は、再資源化施設等へ搬出し、適正に取り扱っております。</p>	—	—
35	大岩山について、事業者による是正工事は完了したが、全量撤去がされていないため、今後も定期的に立ち入り調査を行うこと。定期的モニタリング結果を公表すること。	大岩山の違法造成については、全量撤去ではなく、宅地造成等規制法に基づく技術基準に適合した内容（斜面の成形など）により、土地管理者が是正工事を施工しており、令和4年3月30日に完了しております。なお、現地調査については、引き続き実施してまいります。	—	—
36	国の「液状化危険地域対策技術指針」に基づき、京都市独自の対策指導基準を作成し、地域実態調査に基づく液状化危険地域対策を早期に行うこと。	<p>本市では、「京都市第4次地震被害想定」において、京都盆地とその周辺地域に分布する4つの活断層による内陸型地震と南海トラフ地震が発生した場合を想定した液状化危険度分布図を作成し、防災ポータルサイトで公開しております。</p> <p>都市計画法に基づく開発許可制度においては、開発（予定）箇所が「液状化危険度分布図」等で示されている液状化のおそれのある箇所である場合は、窓口での相談時等に、啓発文書により、液状化対策について検討するよう指導に努めております。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
37	公園の防災設備を増やし、防災機能を強化すること。	公園の再整備の際には、地域からの要望を踏まえ、かまどベンチ、防災ベンチ、マンホールトイレ等の災害時に活用できる防災設備の設置を進めております。今後も市民の安心安全を確保するため、災害時に備えて防災機能の強化に努めてまいります。	☆道路、橋りょう、河川等の防災・減災対策等 (うち、こどもまんなか公園魅力アッププロジェクト) ・こどもまんなか公園魅力アッププロジェクト【充実】(建設局分)	2,728,000 241,536 1,382,000
38	新「耐震改修促進計画」の2025年耐震化率95%目標を必ず達成すること。	京都市建築物耐震改修促進計画に掲げる令和2年度末の耐震化目標を全て達成しております。令和7年度末の耐震化率の目標値95%の達成に向け、地域の自主防災組織や耐震ネットワーク等と連携した普及啓発、個別の相談に対する指導助言等により、引き続き耐震化を促進してまいります。	☆民間建築物の耐震・防火対策 ・民間建築物の耐震・防火対策	65,000 504,192
39	「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅耐震・防火改修支援事業を活用した住宅の耐震化を進めるとともに、より対象を幅広くした住宅改修助成制度を創設すること。また、病院や福祉施設、賃貸共同住宅など特定建築物の耐震化施策の充実を図ること。	「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業として令和7年度予算に計上しております。引き続き、地域の自主防災組織、まちの匠の事業者の方々と連携し、すまいの耐震化の働きかけを行ってまいります。特定建築物については、個別の相談に対する指導助言等により、引き続き耐震化を促進してまいります。	☆民間建築物の耐震・防火対策 ・民間建築物の耐震・防火対策	65,000 504,192

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
40	<p>橋梁の耐震補強・老朽化修繕の計画を着実に推進していくこと。道路のり面の維持・保全についても計画箇所を早期に完了させること。</p>	<p>橋りょうについては、「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」に基づき、引き続き耐震補強及び老朽化修繕を推進することとしており、令和7年度は、今熊野橋、宮前橋など61橋において対策を実施してまいります。</p> <p>今後も、市民の命と暮らしを守るため、国補助金の確保に努めながら、橋りょう健全化の取組を着実に推進してまいります。</p> <p>また、道路のり面の対策優先箇所の未対策37箇所については、令和6年3月末時点で10箇所の対策が完了しました。残り27箇所についても、早急に対策を実施するため、国の予算を確保したうえで確実に実施できるよう、取り組んでまいります。</p>	<p>☆道路、橋りょう、河川等の防災・減災対策等 (うち、いのちを守る 橋りょう健全化プログラム) (うち、災害防除(緊急輸送道路等に面する斜面の防災対策))</p> <p>・【道路整備】いのちを守る都市基盤防災・減災対策プロジェクト</p> <p>(うち、いのちを守る 橋りょう健全化プログラム) (うち、災害防除(緊急輸送道路等に面する斜面の防災対策))</p>	<p>2,728,000</p> <p>1,069,962</p> <p>104,891</p> <p>2,337,437</p> <p>1,661,337</p> <p>676,100</p>
41	<p>山間部の倒木による通行止めや停電を防ぐために、山の持ち主や国、京都府、関西電力等と連携し、未然防止対策を進めること。山中の災害木や間伐対策についても、補助制度の拡充を国や府に求め、市独自としても取り組みを進めること。</p>	<p>倒木の未然防止に向け、道路や民家等に隣接する森林において、自治会等が実施する危険な木の伐採を引き続き支援していくとともに、関係者とも連携して対策を進めてまいります。</p> <p>また、平成30年台風21号による倒木被害地については、本市独自の支援と府営事業の活用により、二次災害のおそれのある公道沿い等の被害地を優先的に復旧し、令和6年12月末時点で216haの倒木処理に着手しております。</p> <p>今後も、災害に強い森林整備を実施するために、必要な施策の創設及び充実について、国や府に働きかけてまいります。</p>	<p>・災害に強い森づくりの推進 (うち、危険木等伐採支援事業)</p> <p>・農林災害復旧 (うち、災害復旧に向けた倒木対策の推進)</p> <p>・【道路整備】いのちを守る都市基盤防災・減災対策プロジェクト</p> <p>(うち、危険木撤去)</p>	<p>42,200</p> <p>6,000</p> <p>58,000</p> <p>30,000</p> <p>2,337,437</p> <p>3,600</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
42	<p>3 気候危機打開に向けて脱原発推進と再エネ普及の強化を</p> <p>現状の温暖化対策のままでは気候危機の加速をくいとめることはできないことから、温室効果ガス排出量削減の中間目標を2030年60%以上削減(2013年比)に引き上げること。2035年75%から80%削減の目標を新設し、バックキャスト(逆算方式)で計画を抜本的に見直し、2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ目標を前倒しで達成すること。</p>	<p>2050年二酸化炭素排出量正味ゼロの実現に向けて、バックキャストの考え方により、2030年度温室効果ガス排出量46%削減(2013年度比)を中期目標に掲げ、様々な取組を実施しているところです。</p> <p>本市地球温暖化対策計画は、策定後5年を目途に見直しを検討することとしており、現在、京都市環境審議会での御議論も踏まえ、さらなる対策の強化・拡充について検討を進めているところですが、まずは、現行の目標の達成に向けた取組を、引き続き、着実に推進してまいります。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
43	<p>地産地消型・分散型の再生可能エネルギーの普及を強化し、その比率を飛躍的に高めること。少なくとも公共施設・市営住宅のRE100（再エネ、省エネ、断熱化100%）化をすすめること。RE100の観点から、ZEH・ZEB基準を最高水準に引き上げること。</p>	<p>再エネの飛躍的拡大に向けては、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用し、脱炭素先行地域に係る取組や、民間建築物への太陽光発電設備等の設置補助などを実施するとともに、0円ソーラープランの普及や太陽光発電設備のグループ購入事業等に、引き続き、取り組んでまいります。</p> <p>公共施設については、京都市役所CO2削減率先実行計画において、再生可能エネルギーの飛躍的な導入拡大を基本施策の一つとして定め、公共施設の再エネ電気の使用割合の向上に取り組んでおります。また、「京都市公共建築物脱炭素仕様」を令和6年3月に改定し、新設の整備仕様をZEB水準としております。</p> <p>引き続き、最大限の省エネ及び再エネ導入に取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再エネの普及拡大と省エネの推進</li> <li>・京都市脱炭素先行地域創出事業</li> <li>・重点対策加速化事業</li> </ul> <p>（うち、建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業）</p>	<p>76,760</p> <p>663,000</p> <p>109,265</p> <p>87,265</p>
44	<p>太陽光発電等設置補助金を復活すること。</p>	<p>令和4年度から、太陽光発電設備と蓄電池又はV2H充放電器を設置する住宅を対象に、最大20万円分の地域ポイントを付与するとともに、太陽光発電した電力の自家消費分の環境価値を取りまとめて市内企業等に売却し、地域ポイントとして還元する「住宅の再エネ地産地消・地域循環推進事業」を実施しております。さらに、補助以外の手法として、0円ソーラープランの普及促進やグループ購入事業を実施しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再エネの普及拡大と省エネの推進</li> </ul>	<p>76,760</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
45	<p>市はただちに原発ゼロの立場に立つこと。国に対して、原子力と石炭火力から直ちに脱却し、再生可能エネルギーを優先する基本計画に見直すよう求めること。国・関西電力に対し、高浜原発1・2・3・4号機、大飯原発3・4号機、美浜原発3号機の稼働停止を求めること。</p>	<p>本市では、平成24年3月の市会決議も踏まえ、国や関西電力に対し、原子力発電に依存しない持続可能で安心安全なエネルギー社会や脱炭素社会の実現に向けた要望・提言等を実施しております。その中で、再生可能エネルギーの主力電源化等も求めており、引き続き働きかけてまいります。</p> <p>東日本大震災以降に再稼働した原子力発電所については、最新の知見を反映した国の厳格な審査に適合したものであると認識しておりますが、引き続き、国や関西電力に対し、万全の安全対策を求めてまいります。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
46	<p>「京都市地域防災計画」の「原子力災害対策編」について、以下の点を強化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難計画は国の原子力災害対策指針に基づき、京都市全域を対象に変更すること。</li> <li>・同意権など原発立地自治体と同等の協定を締結するよう、国だけではなく、関西電力にも求めること。</li> <li>・安定ヨウ素剤の備蓄と配布はUPZ内にとどめず、全市域に拡大すること。</li> <li>・国の指針で削除された避難所の事前モニタリング（汚染状況の確認）、簡易除染は必要であり、市として独自の基準を設けること。</li> </ul>	<p>本市の避難計画は、国の原子力災害対策指針に基づくUPZを対象に作成しておりますが、UPZ外の地域についても、原子力災害対策上必要な場合は、避難計画に準じて対応することとしております。</p> <p>原発の安全確保については、これまでから府の地域協議会を通じて国及び関西電力に意見を述べ、同意を求める自治体の範囲等の包括的な制度的枠組の整備についても国に求めてきたところです。</p> <p>安定ヨウ素剤に関しては、関西広域連合と関西電力の覚書により、緊急時には必要となる府県市に貸与されるとともに、国においてもUPZ内外で不足する場合に備え、備蓄されております。</p> <p>原子力災害における避難・一時移転の場合、避難先の施設は、空間線量が低い安全な地域において指定することを基本としています。また、避難退域時には、汚染状況の確認及びその結果に応じた簡易除染を行うこととしています。そのため、国の原子力災害対策指針の修正に併せて、本市の原子力災害避難計画からも、避難所等の事前モニタリングと、避難所での検査及びその結果に応じた簡易除染等の実施を削除したものです。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
47	<p>◆環境対策とごみ減量推進をゴミ収集業務の75%民間委託化及びクリーンセンター運転監視業務民間委託方針は撤回し、直営に戻し、公的責任を果たすこと。技能労務職員の採用計画を拡充すること。</p>	<p>ごみ収集運搬業務及びクリーンセンター運転監視業務については、民間活力の導入による効率化を図ることを目的に、民間委託を推進してまいりました。引き続き、委託化等による業務の効率化を図りつつ、計画的な職員の採用や委託事業者の質の向上を図ることなどにより、本市の責任の下、安定的な市民サービスを提供し、災害等の緊急時にも即応することができる体制を確保してまいります。</p>	—	—
48(1)	<p>ごみゼロ社会をめざすことを宣言し、以下の内容に取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・OECDが提唱する拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度について、国に対して早期導入を図るよう引き続き要望すること。他都市、業者、住民団体と協同して京都市主導のモデル事業を実施すること。</li> </ul>	<p>拡大生産者責任（EPR）をより重視した経費負担の枠組みづくりについては、市独自での要望に加え、全国都市清掃会議、全国市長会等を通じて、国に対し要望を行っております。また、デポジット制度は地域単位での実施ではなく、全国的な制度として実施するよう、全国都市清掃会議、全国市長会等を通じて国に要望しているところであり、引き続き、国への働きかけを継続してまいります。</p>	—	—

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
48(2)	<p>・かん・びん・ペットボトルの混合収集を改め、分別品目を拡大すること。電池など全地下鉄駅で拠点回収実施すること。</p>	<p>缶・びん・ペットボトルの収集については、三種類を別々に収集することに比べて、収集運搬が効率的で、大幅な低コスト化や収集運搬により発生する排ガス等の環境負荷の低減を図れること、また、市民の分別の取組に過度な負担をかけないことなどから、合わせて収集しているものです。</p> <p>電池については、まち美化事務所等の行政施設や児童館等に加え、地下鉄駅（隣接する施設を含む）にも回収拠点を設置しているほか、地域の回収協力店（電気店等）等でも回収を実施しております。また、令和2年度からは移動式拠点回収による回収機会を拡充しております。</p>	—	—
48(3)	<p>・「燃やすごみ」袋代を値下げすること。「資源ごみ」の指定袋制度を廃止すること。</p>	<p>有料指定袋制は、家庭ごみの減量促進と費用負担公平化の目的で導入しております。資源ごみについても、その発生抑制のため、同制度を導入しており、分別・リサイクルを促進する観点から、価格を燃やすごみの半額に設定しております。</p> <p>市民の御理解と御協力により、家庭からのごみ量は、導入前と比較して約4割削減できました。埋立処分地を少しでも長く使用していくためには、「京・資源めぐるプラン」の下、ごみ減量に引き続き取り組む必要があり、家庭ごみの減量に大きな効果をあげている有料指定袋の価格の引き下げ等は適切でないと考えております。</p>	—	—

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
48(4)	「財源活用事業」をやめること。	家庭ごみ有料指定袋制による有料化財源については、京都市廃棄物減量等推進審議会からの答申や市民の御意見を踏まえ、「ごみ減量・リサイクルの推進」、「まちの美化の推進」及び「地球温暖化対策」の三つの分野の事業に活用しており、今後とも、活用事業の点検、見直しを行うとともに、「見える化」を推進することで、市民に効果を実感していただけるよう、有効に活用してまいります。	—	—
48(5)	・☆市民の要望があるところでは、個別ごみ収集の検討・実施をすすめること。	細街路が多く、収集車両の通行に支障が生じるといった本市の都市特性や、経費の増加、継続的な人員確保への懸念などから、戸別収集の実施は困難と考えております。 引き続き、現行の定点収集を維持しつつ、地域の要望に応じて、定点の移設などに柔軟に対応してまいります。	—	—
48(6)	・☆生ゴミの堆肥化を推進すること。	生ごみについては、約4割を占める食品ロスを中心に発生抑制に取り組み、それでも発生する調理くず等の生ごみを削減するため、引き続き、ごみとして出す前に水を切る「水キリ」やコンポストによる堆肥化など、周知啓発を行ってまいります。 また、事業者に対しては、生ごみの分別や自社での処理、食品リサイクル施設での飼料化や堆肥化の取組を、引き続き、呼び掛けてまいります。	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
49	醍醐陀羅谷の産廃処分場計画は認可しないこと。	本市に最終処分場の設置許可申請が行われる際には、関係部署と連携を図ったうえで、廃棄物処理法に基づき厳正に審査してまいります。	—	—
50	☆河川のPFAS調査を徹底し水質管理に万全を期すこと。淀川をはじめ河川の水質検査、農業用水の検査箇所を増やすこと。国に対してPFASの規制基準を強化するよう求めること。	本市では、水質汚濁防止法に基づき、京都府が策定する水質測定計画に従い、令和3年度から8河川13地点においてPFOS、PFOAを測定しており、調査の結果、いずれの年度、地点でも暫定指針値の50ng/Lを大きく下回っています。このため、現在の調査地点において、継続的に常時監視を行うことが重要と考えており、今後も、国や京都府と連携し、適切に検出状況の推移を把握してまいります。 なお、現在、環境省において、水道水の水質基準や公共用水域の環境基準の取扱いについて検討が進められていることに加え、農林水産省においてもPFASに関する情報収集・実態調査が行われていることから、その動向等を注視し、適切に対応してまいります。	—	—
51	4 福祉・医療の充実を ◆福祉・医療の充実を 1ヶ所に集約した保健所を各行政区・支所にもどし、公衆衛生体制の再構築を図るとともに、地区医師会との連携を強化すること。正規職員の増員をはかり、保健所体制を抜本的に拡充すること。	保健所の体制は、地域において保健・医療・福祉を総合的に支援するため、各区役所・支所に保健福祉センターを設置するとともに、政令市平均を上回る保健師を配置し、体制を充実させております。 一方で、新興感染症などの健康危機事案が発生した場合は、知見がない中で方針決定や情報共有を迅速に行う必要があるほか、他都市や複数区に跨る緊急案件等が生じることを考慮すると、保健所を集約し一元的な指揮命令のもとで進めることが、より効果的であると考えております。 市民のいのちと暮らしを守るための行政サービスの維持や、新たな行政需要への対応に必要な執行体制については、必要に応じてしっかりと強化してまいります。	—	—

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
52	☆高齢者施設における新型コロナウイルス感染症のクラスターや高齢者の重症化を防ぐために、検査キット確保のための補助を行うこと。	<p>高齢者施設等の従事者への抗原定性検査キットを用いた集中的検査については、行政検査としての取扱いが令和6年3月末で終了したことから、本市においても同月をもって終了しました。</p> <p>令和6年度介護報酬改定では、感染対策に係る新たな加算が創設されており、感染症対応は当該加算で対応することとなっております。</p> <p>本市としては、現在は平時であることから、独自に支援等を行うことは考えておらず、まずは新加算の取得を促進してまいります。今後、パンデミック等が発生した場合には、必要に応じて、国に対し支援等を要望してまいります。</p>	—	—
53	☆新型コロナウイルス感染症の後遺症に苦しむ市民への相談窓口を設置し、情報提供を行う等の対策を講じること。ワクチンによる効果と副反応に関する情報発信につとめること。	<p>府市共同で設置していた「きょうと新型コロナ後遺症相談ダイヤル」は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行したことに伴い終了しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の罹患後症状については、かかりつけ医又は身近な医療機関に御相談いただくようお願いしているところであり、その他の医療機関を探される場合は京都府ホームページにおいて症状の診療を行う医療機関が紹介されております。本市でも当該ホームページを紹介しており、引き続き情報発信に努めてまいります。</p> <p>ワクチンの有効性や安全性等については、厚生労働省が発信している情報等を活用しながら、引き続き本市ホームページ等における情報発信に努めてまいります。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
54	☆高齢者のインフルエンザ、新型コロナウイルスワクチン予防接種料金の減免制度は、非課税世帯を無料にすること。高額な検査、コロナ治療薬への補助を国に求めること。	<p>高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルスワクチン予防接種については、収入に応じた負担額ではなく、より重症化リスクの高い75歳以上の方の負担を軽減するよう年齢に応じた負担額を設定しております。</p> <p>今後も、高齢化の進展による経費の増加が見込まれる中、将来にわたって制度を継続できるよう、市民税非課税の方も含め、一定の御負担をお願いしたいと考えております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の5類移行により、医療機関における新型コロナのPCR検査（保険診療）の自己負担分が無料となる国の公費支援は終了しており、国に対して補助制度創設等の支援を求める予定はありません。</p>	<p>・予防接種 (うち、高齢者インフルエンザ予防接種分)</p>	<p>4,037,770 940,468</p>
55	☆带状疱疹ワクチンの助成制度を創設すること。	<p>带状疱疹ワクチン予防接種については、国の厚生科学審議会において、定期接種化に向けた検討が行われ、令和7年4月から65歳の方等を対象に定期接種化されることが決定されました。接種を希望される方が円滑に接種できるよう環境整備に努めてまいります。</p>	<p>・予防接種 (うち、高齢者带状疱疹定期予防接種【新規】)</p>	<p>4,037,770 125,800</p>

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
56	一般会計繰入を増額し、国民健康保険料を引き下げること。保険料減免制度を拡充すること。差押えが禁止されている給付金を原資とする預貯金、生活維持費の差押えはやめること。学資保険や給与の差押えをやめること。	<p>医療費の増加や高齢化の進展が見込まれ、国民健康保険財政安定化基金の残高もわずかになっている中、令和7年度以降の保険料は引上げをせざるをえない状況です。京都府との連携を一層密にし、持続可能な運営に努めてまいります。</p> <p>一般会計、国民健康保険事業の双方が持続可能なものとなるよう制度運営を進めていく必要があります、本市独自の条例減免制度の拡充は困難です。</p> <p>差押禁止財産のみの預金口座への振込が明らかな場合は、当該預金の差押えを行わないこととしております。一方、学資保険や生活維持費用を含めた差押え禁止の範囲を除く給与・年金等は、他の財産と区別して取り扱う合理的な理由はないと考えております。</p>	—	—
57	国民健康保険及び後期高齢者医療保険の資格確認書はすべての被保険者に発行すること。	<p>資格確認書の交付について、国民健康保険においては、「マイナ保険証を用いたオンライン資格確認を利用できない状況にある者が交付対象となり、一律に資格確認書を交付することは認められない」と国から示されており、国の示す取扱いに沿って、引き続き適切に対応してまいります。</p> <p>後期高齢者医療制度においては、令和7年8月の年次更新までの間は暫定的な運用として、新規加入者及び券面情報に変更が生じた者等について、マイナ保険証の保有にかかわらず、資格確認書を職権交付する取扱いとなっております。8月以降については、国の示す取扱いに沿って、引き続き適切に対応してまいります。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
58(1)	<p>国民健康保険制度について、以下の改善を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国に対してマイナ保険証の強制及び保険証廃止方針の撤回を求めること。</li> </ul>	<p>マイナンバー制度は、「国民の利便性向上」、「行政の効率化」、「公平・公正な社会の実現」を目指す重要な社会基盤であると認識しており、マイナ保険証の適正な運用が確保されることによって、利用者（被保険者）、医療機関、保険者のいずれにもメリットがあるものと考えております。</p> <p>本市国民健康保険においては、市民しんぶんや全ての被保険者に配布している国保ガイド等の広報物への記事掲載など様々な機会を通じて、マイナ保険証のメリットのほか、マイナ保険証をお持ちでなくても、資格確認書によりこれまで通り医療にかかれることを周知しており、従来の保険証の存続を国に求めることは考えておりません。</p>	—	—
58(2)	<p>国民健康保険制度について、以下の改善を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以下の均等割を免除すること。</li> <li>・国保の一部負担金減免制度は収入基準額を引き上げ、拡充すること。資産報告書の提出や保険料の納付を要件としないこと。</li> </ul>	<p>18歳以下の均等割の免除について、令和4年度から未就学児に係る均等割は、5割を公費により軽減する制度を導入しておりますが、対象となる年齢と軽減割合の拡大については、引き続き、国に対して要望してまいります。</p> <p>一部負担金減免については、引き続き、国の定める収入基準より広い基準を設けて運用するとともに、公平性の観点から、資産や保険料の納付状況も含めて、総合的に判断してまいります。</p>	—	—

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
58(3)	国民健康保険制度について、以下の改善を図ること。 ・特定健診の各医療機関の受診枠を増やすこと。	本市国保が実施する特定健診については、区役所・支所等で受診する集団健診、指定医療機関で受診する個別健診及び人間ドック方式の3つの受診方法から選択して受診いただいております。集団健診及び人間ドックについては、定員を設けておりますが、受診を希望された全ての方に受診いただけるよう運営しております。個別健診については、市内外約800の指定医療機関において定員を設けず実施しております。	—	—
58(4)	国民健康保険制度について、以下の改善を図ること。 ・国民健康保険の傷病手当を創設するよう国に求めること。対象をすべての被保険者とする。	国においては、国保の傷病手当金を恒久的な法定給付とすることについて、慎重な検討が必要との見解を示しており、引き続き、国の動向を注視してまいります。	—	—
59	無料低額診療事業の利用者に対し、院外処方による薬代の助成を市独自に行うこと。市として引き続き国への要望を強めること。	患者が院外処方の施設を受診した場合の薬代については、現在、無料低額診療事業の対象外となっており、近年の医薬分業を踏まえ、事業実施機関からも院外処方による薬代について、事業の対象とするよう要望が寄せられております。 社会福祉法に基づく無料低額診療事業の制度の在り方に関しては国の責任で検討されるべきと考えており、本市としては、引き続き国に必要な要望を行ってまいります。	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
60	京都府と協議し、老人医療費支給制度は、負担割合と対象要件を2014年度に戻し、74才まで拡大すること。	老人医療費支給制度については、医療保険制度における給付と負担の見直しが進められ、全国的に同様の医療制度が廃止されている中、京都府及び府下市町村で検討を行い、平成27年度から現行制度としたところです。 従来制度のまま対象者を74歳に拡大することは、多額の経費を要することからも困難と考えております。	・老人医療費支給事業	105,300
61(1)	市立京北病院が地域医療を支える公的医療機関として役割を果たせるよう、以下の改善を行うこと。 ・第4期京都市立病院機構中期計画における京北病院の在り方についてはパブリックコメントを実施し、市民の意見を広く聴取し検討すること。	京北病院の在り方の検討に当たっては、地域の方の御意見も重要であり、しっかりお聞きしながら進めているところです。令和6年度に実施している京北病院が果たす機能の在り方検討会には、地域から3名に委員として御参画いただいております。加えて、周知チラシ「京北病院地域とともに」を作成し、京北地域に全戸配布しているところです。チラシには御意見欄を設けることで、地域から広くいつでも御意見をいただけるよう工夫し取り組んでおります。全市的に意見を聞くパブリックコメントの実施は予定しておりませんが、より丁寧かつこまめに地域の方の御意見をいただける仕組みを整えており、引き続き取組を進めてまいります。	・京北病院が果たす機能の在り方方針策定	4,081
61(2)	市立京北病院が地域医療を支える公的医療機関として役割を果たせるよう、以下の改善を行うこと。 ・病院施設の老朽化による雨漏りや洋式トイレ等のバリアフリー化については、あり方検討会の結論を待たず、早急に改善をすること。 ・市立病院への受診や検査などの為の送迎体制は、バスの便数を増やすこと。	京北病院では、医療、介護サービスの提供に支障がないよう、計画的に必要な施設修繕を行っております。雨漏りについては、令和5年度に修繕を実施しており、今後も患者の安全の確保と診療継続に資する医療機器保全のため設備管理委託事業者と連携し、適宜対応してまいります。 また、洋式トイレについては、院内3か所にバリアフリーの車いす用トイレを設置しております。 市立病院への患者送迎便(週3回)については、利用定員を超えることはなく対応できており、引き続き現在の送迎便数で対応してまいります。	・市立病院機構運営費負担金・交付金 (うち、京北病院分)	1,506,624 189,899

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
61(3)	<p>市立京北病院が地域医療を支える公的医療機関として役割を果たせるよう、以下の改善を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・☆病院職員や市立学校職員、出張所職員などの人員体制の確保のために、関係部局が協力し、市職員寮などの施設を京北地域に完備すること。</li> </ul>	<p>京北病院では、市立病院と京北病院間の職員送迎車の運行、市立病院からの医師派遣、医師や看護師向けの既存宿舎（単身、家族寮含め8施設）の活用など、市立病院機構全体として人材確保に取り組んでいるところです。</p> <p>京北地域においては、人口減少や高齢化等の様々な課題がある中で、京北病院としても引き続き、市立病院と連携しながら、人材確保に取り組んでまいります。</p>	—	—
61(4)	<p>市立京北病院が地域医療を支える公的医療機関として役割を果たせるよう、以下の改善を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立病院・京北病院で無料低額診療事業を行うこと。</li> </ul>	<p>無料低額診療事業については、既に36か所の市内医療機関で実施されており、また、市立病院は政策医療や高度急性期医療を提供し、京北病院は地域包括ケアの拠点としての役割を担っていることから、市立病院及び京北病院での実施は考えておりません。</p> <p>なお、本事業を必要とされる方へは事業実施医療機関を紹介するなど、適切な対応を行っております。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
62	薬物・アルコール・ギャンブル・ゲーム・ネット依存症等への対策と、民間更生団体への支援を強化すること。断酒会等の自助グループの活動が維持・継続できるように、ひとまち交流館の施設使用料等の補助を行うこと。	<p>アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症専門医療機関や民間更生団体と協力し、講演会開催等の普及啓発を行うとともに、本人、家族等への相談、外来受診、依存症支援プログラム等の支援について、引き続き実施してまいります。</p> <p>自助グループへの活動支援としては、断酒会等へ会場提供を行い、依存症に係る啓発や講演会を共同で開催しております。また、自助グループが参画している各区役所・支所の精神保健福祉連絡協議会においても地域での依存症に関する情報や課題の共有、ネットワーク構築に取り組んでまいります。</p> <p>なお、ゲーム・ネット依存症に特化した対策は行っておりませんが、「京都市こころの健康増進センター相談専用電話」等の中で、依存症専門医療機関等の必要な情報提供を行ってまいります。</p>	<p>・こころの健康増進センター管理運営 (うち、依存症対策事業)</p>	<p>16,443 3,067</p>
63	☆化学物質過敏症、香害問題について実態調査を実施し、情報発信、学校でも定量調査を行うこと。相談窓口を設置すること。	<p>香害・化学物質過敏症は、病態や発症メカニズムなど未解明な部分が多く、国の補助事業においても研究がなされているところです。</p> <p>そのような中で、実態調査や規制、特別な支援を行うことは困難ですが、今後も庁内の関係部局が連携して、お困りの方からの相談等に丁寧に対応し、周知啓発に努めるとともに、国に対して原因解明等を要望するなど、必要な取組を行ってまいります。また、京都市立学校園においては、毎年度保護者が記入する保健調査票等の内容をもとにした個別の配慮や支援を引き続き行ってまいります。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
64	☆保険年金課の集約化と民間委託化は行わないこと。	<p>今回の保険年金課業務の見直しでは、区・支所保険年金課の国民健康保険及び後期高齢者医療の大量・反復的かつ即時対応不要なバックヤード業務を集約・委託化することで、効率的な執行体制の構築とともに経費圧縮による保険料負担の軽減にもつなげてまいります。</p> <p>なお、窓口での受付業務や一部負担金減免に係る相談業務、限度額認定証等の即日が必要となる証発行業務については、市民サービス維持の観点から、これまでどおり区・支所保険年金課で対応いたします。</p>	—	—
65	<p>◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を</p> <p>☆高齢者・障害者等の施設入所者が入院した場合の施設の空床補償制度をつくること。</p>	<p>施設入所者が長期入院となった場合、施設の運営基準を参考に、3か月を目安として契約解除することが可能です。</p> <p>また、施設入所者の長期入院等により空床が発生した場合、当該空床を空床利用型ショートステイとして活用ができるため、空床補償制度の創設は検討しておりません。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
66	<p>敬老乗車証制度の対象年齢、負担金、所得基準を2021年度基準に戻すこと。全ての地域で民間バス・鉄道を含め共通化すること。</p>	<p>敬老乗車証制度については、制度を廃止することなく、将来にわたって続けていくために見直しを行うこととし、令和3年9月市会で条例改正の議決をいただいたところでは、</p> <p>改正条例に基づき、令和4年10月から、交付開始年齢や負担金の引上げ等の持続可能性を高めるための取組を実施しており、令和5年10月からは敬老バス回数券の新設等の利便性の向上につながる取組を実施しております。</p> <p>また、令和6年10月から市民アンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた制度検証を行い、引き続き、より多くの方にご利用いただけるよう努めてまいります。</p> <p>なお、全ての民営バス・鉄道を対象とすることは、本市の財政状況の下では困難です。</p>	<p>・高齢者市バス・地下鉄等乗車証、敬老バス回数券交付</p>	4,277,483
67	<p>京都市独自の介護保険料・利用料の負担軽減措置の拡充を図ること。</p>	<p>第9期介護保険事業計画期間における介護保険料については、国の方針を踏まえ、制度の持続可能性を確保する観点から所得の再分配機能を強化し、段階区分の多段階化を行うとともに、低所得者負担軽減強化の実施による公費を最大限に活用し、低所得者の負担軽減を図っております。</p> <p>また、真に保険料の負担が困難な方に対し、本人の申請により保険料を減額する本市独自の減額制度を継続し、利用料についても国の基準に沿って介護保険施設等における食費・居住費の補足給付等の軽減措置を実施しており、低所得者の負担軽減に努めております。</p> <p>引き続き、国に対して、保険料や利用料の負担軽減の充実等、適切な措置を講じるよう要望してまいります。</p>	<p>・介護保険事業特別会計繰出金</p>	25,964,000

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
68	介護認定給付業務の民間委託をやめ、直営に戻すこと。	<p>要介護者数の増加に伴う業務量の増加に的確に対応するとともに、効率的な執行体制を確保するため、令和2年4月から介護認定給付業務を集約委託化しております。</p> <p>これにより、介護認定に要する平均処理日数は、集約委託化前の区役所・支所窓口で申請を受け付けていた令和元年度が47.8日であるのに対し、令和6年度（12月末時点）は38.4日と10日程度早くなっております。</p> <p>引き続き、業務水準の維持向上に努めてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（介護保険事業特別会計）事務費など</li> </ul>	4,056,799
69(1)	<p>介護保険制度について、以下の項目の改善を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆認定調査は申請後すぐに実施できるようにすること。</li> <li>保険料の滞納による給付制限は行わないこと。</li> </ul>	<p>認定調査は、原則として申請書を受理した当日中に調査委託事業所に依頼書を送付し、当該事業所において対象者と日程調整のうえ調査を実施いただく体制をとっております。引き続き、速やかな認定調査の実施に努めてまいります。</p> <p>給付制限は介護保険法に規定され、当該規定に基づき運用しております。被保険者に文書で周知するとともに、保険料滞納者に対して分割納付に応じる等きめ細かな納付相談を行い、できる限り給付制限措置が生じないよう取り組んでおります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（介護保険事業特別会計）保険給付費</li> </ul>	157,847,440
69(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談件数の増加等ますます役割が重要となり、多忙化する業務に対応するため、すべての地域包括支援センターの体制を早急に増員すること。</li> </ul>	<p>地域包括支援センターの人員体制については、高齢者人口や単身世帯の増加、一人暮らし高齢者への訪問活動等への対応のため、適宜、必要な増員を行うことで、体制の充実に取り組んできたところであり、今後も質の確保と併せて業務負担の軽減に資する取組を進めることで、センターが機能的に業務に取り組める体制の構築に努めてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センター運営事業【重層事業分】</li> </ul>	1,811,010

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
69(3)	<p>・緊急ショートステイ事業の対象を、認知症や虐待に限らず、以前のように家族の葬祭等でも可能とし、家族の介護負担の軽減に寄与する制度に戻すこと。</p>	<p>緊急ショートステイ事業（短期入所緊急利用者援護事業）について、国の制度改正により補助金の対象外とされたことやショートステイの供給が一定充実してきたことを受けて、本市独自に確保した財源の中でより効果的・効率的に運用していくため、平成28年7月から、虐待等のより緊急性の高いケースに重点化しました。また、介護保険制度との整合性を図る観点から、介護保険給付の枠外での利用は対象外とし、最長2か月の利用期間も、原則14日（最長1か月）とする見直しを行いました。</p> <p>現在、虐待等の緊急性の高いケースの受け入れが適正に行われている状況であり、引き続き、同事業を適切に運用してまいります。</p>	<p>・短期入所生活介護緊急利用者援護事業</p>	1,504
70	<p>約4割の人が他都市に入所している現状を改め、養護老人ホームは、市民が求める市内での入所が可能となるように増設・充実すること。</p>	<p>本市内の養護老人ホームについては、必要に応じて措置できており、現時点では増設の必要はないと考えております。</p> <p>引き続き、心身の状況や置かれている環境の状況等から、在宅において日常生活を営むことに支障のある高齢者に対しては、養護老人ホームへの入所等の措置を適切に実施してまいります。</p>	<p>・養護老人ホーム措置費</p>	2,155,898
71	<p>介護労働者の処遇改善のために補助金など、市独自の対策を行うこと。</p>	<p>介護保険制度は全国一律の社会保険制度であるため、本市独自で処遇改善加算の要件を変更すること等は困難ですが、介護職員の処遇改善は重要な課題であると認識しております。なお、国において令和6年度介護報酬改定により、令和6年6月から処遇改善に係る加算が一本化され、新加算の加算率の引上げが実施されております。</p> <p>引き続き、必要な処遇改善がなされるよう国に対して要望してまいります。</p>	<p>・（介護保険事業特別会計）保険給付費</p>	157,847,440

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
72	後期高齢者医療における保険料滞納者への差し押さえはやめること。	<p>資力がありながら、特別な事情もなく未納保険料を放置している滞納者に対しては、特別徴収等により納期内に納付をいただいている大多数の方との負担の公平性を確保する観点から、差押え等を実施することは必要であると考えております。</p> <p>引き続き、法に基づく適正な滞納処分を執行してまいります。</p>	—	—
73	加齢性難聴等に対する補聴器の購入補助を京都府と連携し、おこなうこと。	<p>本市が独自に難聴者に係る補聴器購入助成制度を創設することは、多くの対象者が見込まれるため、多額の一般財源が必要であり、他の必要な福祉施策の実施との関係から、直ちに実現することは難しい状況にあると認識しております。</p> <p>これまでから国に対して医学的エビデンスを踏まえたうえで、認知症予防の効果が認められる場合には、全国一律の公的補助制度の創設を検討するよう要望しております。</p> <p>京都府の動向にも注視しつつ、引き続き、他都市とも連携し、様々な機会を通じて国に対して必要な働きかけを行ってまいります。</p>	—	—
74	外国籍市民に対する、高齢者・重度障害者特別給付金を増額し、対象を拡大すること。	<p>国が必要な対応を行うまでの措置として、「外国籍市民重度障害者特別給付金」を本市独自事業として実施し、無年金者等に対する福祉の向上を図っているところですが、その増額及び対象者の拡大については、本市の財政状況の下、困難であると考えております。</p> <p>無年金者の救済については、本来は国が制度化を図り、公平に解決されるべきものと考えており、今後も、他の政令指定都市と協力し、国に対して必要な要望を行ってまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢外国籍市民福祉給付金支給事業</li> <li>・ 外国籍市民重度障害者特別給付金支給事業</li> </ul>	<p>1, 156</p> <p>9, 666</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
75	<p>◆障害者福祉の充実を 「京都市心のふれあい交流サロン」事業については、閉鎖されたサロンを復活し、より多くの方が利用しやすいように各行政区に独立したサロンとして設置すること。専門の職員を配置すること。</p>	<p>こころのサポートふれあい交流サロン事業は、支援対象が重複する事業を統合するとともに、委託料を実績に応じた支払いに変更することで事業者の積極性を促す枠組としております。これに伴い、事業継続が困難な事業所が撤退したことによりサロンがない区が生じており、これまでから空白区の早期の解消や職員の配置等を含む事業の在り方の検討に向け、懇談会等において各サロンの実態や御意見を伺う等調整を行ってまいりました。令和7年度も引き続き、より良い事業になるよう、各事業所とともに進めてまいります。</p>	<p>・こころのふれあい交流サロン運営</p>	40,792
76	<p>ライトハウス等への運営費補助金削減を元に戻すこと。</p>	<p>当該補助金は法人の収益状況を踏まえ、補助対象事業が継続可能であることを確認した上で、令和3年度及び4年度に見直しを行ったところです。令和7年度も引き続き必要な事業に必要な補助を行ってまいります。</p>	<p>・京都ライトハウス運営補助金</p>	87,554
77	<p>介護保険のサービス利用枠を超える障害者福祉サービスの利用についてさらに周知するとともに、その条件を大幅に緩和すること。</p>	<p>障害福祉サービスに対する介護保険優先原則は障害者総合支援法第7条に規定されており、介護保険で同様のサービスが利用できる場合は、介護保険サービスの利用を優先することが基本とされております。 一方で、障害のある方の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は様々あり、必要な支援内容が介護保険サービスでは受けられない場合は、障害福祉サービスの支給が可能とされており、本市において基準を定めて適切に対応しております。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
78	<p>重度心身障害者医療費助成制度、重度障害老人健康管理費支給制度について、精神障害者をただちに2級まで対象とすること。速やかにすべての障害について3級まで対象を拡大すること。</p>	<p>両制度は重度障害者を対象とした制度であり、令和6年8月から、精神障害1級の方及び精神障害2級・身体障害3級等の複合障害の方等へ対象を拡充したところで す。 また、全ての障害について3級まで対象を拡充した場合、対象者が増大し多額の経費を必要とすることから本市独自で実施することは困難です。 今後の制度の在り方については、制度の持続可能性を考慮しつつ、京都府や府下市町村等と検討してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度心身障害者医療費支給事業</li> </ul>	2,519,139
79	<p>障害者の入所施設やグループホーム、短期入所枠は、不足している実態をふまえ、公的責任で早期に増設すること。</p>	<p>令和6年3月に策定したはぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプランにおいて、障害のある方の地域生活の基盤となるグループホーム等の整備に重点的に取り組むこととしており、国の整備費補助の活用による開設費用の負担軽減や、設置事業者に対する開設に必要な情報の提供等、設置促進に取り組んでまいります。 また、医療的ケアが必要な方と強度行動障害のある方を受け入れる生活介護事業所及びグループホームの設置を促進するため、令和7年度には、事業所の改修工事費（既存物件の改造費やスプリンクラー設置費等）について、その一部を助成する本市独自事業を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者共同生活援助事業所整備助成</li> <li>・ 生活介護及び共同生活援助事業所用施設改造費助成【新規】</li> </ul>	33,130 32,000

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
80	地域生活支援事業の移動支援については、施設入所者も対象とすること。日常生活用具の対象に日常生活に欠かせないパソコンや視覚障害者用音声ソフト、停電時に必要な非常用電源等を加えること。	<p>移動支援は、国制度である同行援護等に準じ、原則、施設入所者は対象外ですが、施設入所に係る報酬が算定されない日は利用可能です。また、施設入所支援の令和6年度報酬改定において、地域移行に向けて通所サービス等の見学等に施設職員が同行した場合に評価する加算が創設されております。</p> <p>日常生活用具は、国通知において「用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」とされており、パソコンや非常用電源を加えることは困難です。</p> <p>なお、令和7年度から、在宅の人工呼吸器使用者等に対して、非常用電源装置の購入費の助成事業を実施してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動支援事業</li> <li>・日常生活用具給付</li> <li>・在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業【新規】</li> </ul>	<p>1,628,135</p> <p>447,995</p> <p>10,000</p>
81	障害者スポーツ施設を増設すること。値上げされた利用料・使用料を元に戻すこと。	<p>本市では、障害者スポーツセンター及び障害者教養文化・体育会館を障害者スポーツの拠点と位置付け、両施設において、イベントの開催等を行っております。また、各種障害者スポーツ大会を開催するなど、障害のある方がスポーツを通じて社会参加できる機会を創出しております。</p> <p>なお、利用料金の改定については、障害のある方及びその介護を行う方は、引き続き無料としております。その他の利用者は、受益者負担の適正化の観点から見直したものであり、元に戻す考えはございません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者スポーツセンター運営費</li> <li>・京都市障害者教養文化・体育会館運営</li> </ul>	<p>175,488</p> <p>19,697</p>

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
82	聴覚に障害のある方の社会参加をさらに進めるため、手話通訳者の養成を促進するとともに、手話通訳の派遣の要望にこたえられるよう報酬をさらに引き上げること。	手話通訳者養成事業を引き続き実施するとともに、将来的に手話通訳者を目指す方を増やしていくために、はじめて手話を学ぶ方向けの講座も継続して実施し、手話通訳者の養成につなげてまいります。 なお、本市の限られた財源の中、手話通訳者派遣に係る報酬を引き上げる予定はありませんが、手話通訳者派遣事業によって障害のある方の更なる社会参加推進につながるよう、引き続き研究してまいります。	・身体障害者社会参加促進事業	82,937
83	福祉乗車証の適用地域は敬老乗車証と同一にすること。	福祉乗車証の適用地域の拡大に当たっては経費の増額が必要であり、本市の限られた財源の中、敬老乗車証と同一にまで拡大する予定はございません。	・市バス・地下鉄福祉乗車証交付事業	1,249,436
84	福祉タクシーのチケットについては、タクシー料金の値上げを反映し、交付枚数を増やすこと。	重度障害者タクシー料金助成事業については、これまで、交付対象者の拡大や助成額の変更等、制度を安定的・継続的に運営するための見直しを行ってきております。令和5年度には、一回の乗車あたりの利用可能枚数を2枚から4枚に引き上げております。 引き続き、利用状況等を注視しつつ、より良い制度運用ができるよう努めてまいります。	・重度身体障害者タクシー料金助成事業	145,687

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
85	重度障害者利用事業所支援補助金は、2020年度の水準に戻すこと。	<p>本市独自の補助制度である当該補助金については、直近で令和4年度予算において持続可能な制度となるよう見直しており、水準を戻すことは考えておりません。</p> <p>令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定において、重度障害のある方の受入に係る報酬について拡充されたところですが、引き続き国の動向を注視し、重度障害のある方の受入拡大や支援向上に資するよう、国への要望を行うとともに、必要な施策について検討してまいります。</p> <p>また、令和7年度予算において医療的ケア者の生活介護事業所での受入れ促進を目的とした補助を実施してまいります。</p>	<p>・重度障害者等利用事業所支援事業【充実】</p>	182,400
86	◆生活保護・生活支援の充実を 中央斎場は直営を堅持すること。委託された受付・ホール部門を直営に戻すこと。衛生作業員不補充を撤回し、新規採用すること。	<p>中央斎場の運営については、平成25年2月の「京都市中央斎場のあり方検討委員会」の提言に基づき、行き届いた市民サービスを安定的に提供するため、受付部門については平成26年度から、ホール部門については令和5年度から、ノウハウを持つ民間へ委託しております。</p> <p>引き続き、衛生業務員の退職等の状況に合わせ、技術の伝承に考慮しつつ、安定的な運営の確保に取り組んでまいります。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
87	<p>☆京都市ケアラー条例に基づき、相談窓口の設置や専門家の配置など、あらゆるケアラーへの支援の具体化をすすめること。</p>	<p>「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」の制定を契機に、社会全体におけるケアラーに関する理解を向上させるとともに、支援を必要とするケアラーの早期把握と適切な支援につながるよう、広く周知啓発・情報発信を行うとともに、子ども本人に対して、個別支援が必要なヤングケアラーの把握のためのアンケート調査を実施してまいります。</p> <p>さらに、施策推進の司令塔となる新たな組織や全庁横断的なプロジェクトチームを設置し、局区等が連携して取り組む体制を整備するとともに、当事者団体からの意見などを踏まえて、ケアラー支援に関する施策を推進するための計画を策定し、適切かつ効果的な施策を実施してまいります。</p> <p>あわせて、障害児者のケア者の介護離職防止に資する生活介護事業所及び障害者グループホームの整備補助等の実施や、認知症等で行方不明となった方の検索機能を備えたアプリ導入による認知症高齢者の見守り支援など、ケアラーの負担軽減に資する取組をより一層充実してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアラー支援に係る普及啓発・機運醸成の取組【新規】</li> <li>・重度障害者等利用事業所支援事業【充実】</li> <li>・生活介護及び共同生活援助事業所用施設改造費助成【新規】</li> <li>・在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業【新規】</li> <li>・ヤングケアラーへの支援【充実】</li> <li>☆中小企業ひと・しごと環境魅力向上支援事業</li> <li>・地域企業応援プロジェクト</li> <li>(うち、多様な担い手活躍プラットフォーム【新規】)</li> <li>・ICTを活用した認知症高齢者等見守り支援事業【充実】</li> </ul>	<p>6,000</p> <p>182,400</p> <p>32,000</p> <p>10,000</p> <p>18,822</p> <p>105,000</p> <p>76,200</p> <p>25,000</p> <p>7,100</p>
88	<p>☆年金等の増額により、介護保険の負担割合等の市民負担の増大となっている福祉関連事業の実態を把握し、独自の支援対策をとること。</p>	<p>介護保険制度は全国一律の社会保険制度であるため、本市独自の支援対策を実施することは困難です。</p> <p>引き続き、公費投入による保険料軽減の更なる拡大や利用料の負担軽減の充実などについて国に要望してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(介護保険事業特別会計) 保険給付費</li> </ul>	<p>157,847,440</p>

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
89(1)	<p>憲法25条に基づく生活保護行政について、以下の改善を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き下げた生活扶助・住宅扶助基準を引き上げるよう国に強く求めること。</li> </ul>	<p>生活保護基準は、憲法25条の生存権を保障するため、社会経済情勢等を勘案し、国の社会保障審議会「生活保護基準部会」における評価と検証を経て、厚生労働大臣の裁量で定めることとされています。</p> <p>令和7年度に予定されている見直しでは、一般低所得世帯の消費水準と保護基準との均衡を図るとの考え方の下、物価上昇の影響等を踏まえ、当面2年間、世帯人員一人当たり月額1,500円を加算し、当該加算を行ってもなお現行の基準額から減額となる世帯には、現行の基準額を保障するなどの配慮がされ、適切に実施されるものと考えており、国に対して引上げを求めることは考えておりません。</p>	—	—
89(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生活保護の申請は市民の権利です」と市民誰もが利用できる制度であることをポスターやテレビなどで繰り返し周知徹底、広報すること。相談者には申請の希望の有無を確認すること。</li> </ul>	<p>生活保護制度については、生活にお困りの方がためらうことなく保健福祉センターに相談・申請しやすいよう、様々な媒体や場面を活用して周知に努めております。</p> <p>「保護のしおり」には「生活保護の申請は市民の権利です。」と記載し、各区役所・支所や関係機関の窓口に配架するとともに、京都市情報館でも公開しております。</p> <p>また、保健福祉センターでは、生活のお困りを丁寧にお聞きするとともに、生活保護の申請権の説明を行い、申請意思の有無を確認しております。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
89(3)	<p>・保護申請の障害となる扶養照会を行わないこと。</p>	<p>扶養義務者による扶養は、現行の生活保護法では「保護に優先して行われる」と定められていることから、必要最小限の扶養照会を実施する必要があります。一方で、扶養照会が申請者等の心理的なハードルとならないよう、申請者御本人の生活歴等を丁寧に聞き取り、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者には扶養照会を行っていません。これらのことについて、本市ホームページにおいても、「扶養義務者と縁が切られている場合」等は調査を行わないことがあるなど、扶養義務の履行が期待できない者の判断基準を具体的にお知らせしております。</p>	—	—
89(4)	<p>・老齢加算の復活を国に求めること。</p>	<p>老齢加算の廃止については、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会・福祉部会に設置された「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」での議論を踏まえて決定されたものであり、3年間で段階的に引き下げ廃止するという激変緩和措置が設けられたことなどからも、一定の配慮が行われた適切なものと考えており、本市として、これを元に戻すよう求めることは考えておりません。</p>	—	—
89(5)	<p>・ケースワーカー1名に対して、80世帯以下の配置とすること。緊急時においてもケースワーカーが受け持ちの世帯への対応を最優先できるよう体制をとること。</p>	<p>生活保護ケースワーカーの配置については、国が示す標準数を目安として、緊急時に対応可能な実施体制を確保できるよう、効率的かつ重点的に配置しております。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
89(6)	<p>・生活福祉課への福祉職の配置率を高めること。憲法第25条の理念に則って生活保護行政が行えるよう職員教育を充実させること。市民の権利を守るケースワーク技術の蓄積と継承が図れる体制とすること。</p>	<p>本市では、福祉行政の根幹を担うことができる職員を確保・育成することを目的として、平成24年度から一般事務職（福祉）（以下「福祉職」という。）を採用しており、これまでから、生活保護分野をはじめとする福祉職場に福祉職を配置しております。</p> <p>引き続き、福祉職の職員が保有する知識や経験、専門性を所属全体で共有・活用することで、組織力の強化を図るとともに、市民サービスの維持・向上に努めてまいります。</p> <p>また、新規職員の育成については、配属先での研修やOJTサポート制度を通じて、知識の習得及び能力の向上を図っております。</p>	—	—
89(7)	<p>・酷暑から生命を守るため、夏季見舞金を創設すること。すべての利用者がエアコン設置・修理できるよう保障するよう国に要望すること。市独自の補助を行うこと。</p>	<p>夏季見舞金は、現在の生活保護基準の水準に照らし、制度創設当初の「生活保護基準を補う」という目的は既に達成されたと考えられること、また本市の財政状況を踏まえ、改めて夏季見舞金を創設することは考えておりません。</p> <p>エアコンについては、一時扶助の要件に該当する方は支援が可能であるため、申請漏れがないよう適切に制度を教示してまいります。一方で、同費用は保護開始直後等のみ認められるなど支給要件が限定的であることから、要件を拡大するよう国に対し要望しております。なお、本市の財政状況を踏まえ、市独自の補助を行うことは考えておりません。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
89(8)	<p>・経済的理由により大学等進学をあきらめることがないように、高校進学と同様に大学等進学の際にも、生活保護の対象となるよう国に求めること。</p>	<p>生活保護世帯の方が大学等へ進学した場合、国の通知により世帯分離措置によって取り扱うこととされております。</p> <p>こうした中、国において、生活保護世帯の方の大学等への進学支援を図るため、生活保護世帯の方が大学等に進学された場合は、生活扶助費は減額されるものの、住宅扶助費は減額しない取扱いとされたほか、さらに進学・就職準備給付金も創設され、本市においても対象世帯への案内に努めているところです。</p> <p>なお、国への要望については、社会保障審議会において、生活保護世帯の子どもの貧困について議論がされ、また近年、高等教育への支援の拡充もされているところであり、引き続き国の動向を注視してまいります。</p>	—	—
89(9)	<p>・加齢性難聴の補聴器を治療材料として給付するよう、ひきつづき国に求めること。</p>	<p>補聴器については、聴覚障害のある方に対する障害者施策として給付は認められておりますが、障害があるとまでは言えないものの、聴覚に不自由のある方が多数いらっしゃることは認識しているところです。</p> <p>このため、本市としても、例えば、聴覚の低下を原因として被保護者の日常生活に著しい支障がある場合は、生活保護医療扶助の治療材料としての給付を認めることができるよう、国に対して意見を伝えております。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
90(1)	<p>ホームレスの生活を保障するとともに、自立支援を強化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援センター等利用者の処遇改善と施設改善を行うこと。</li> <li>・ホームレスを支援する民間団体への財政支援を拡充すること。</li> </ul>	<p>ホームレスの方への自立支援については、生活歴や今後の希望等を聞きとったうえで、国の通知に基づき居宅生活が可能と判断した場合には、速やかな生活保護の審査及び居宅確保に努めております。</p> <p>また、支援の推進に当たっては、民間団体等との連携が重要であると考えており、事業委託等も含め、民間団体等と連携し取り組んでおります。</p> <p>さらに、令和6年度から、アパート等の居室を活用し、居宅生活を見据えた生活訓練及び各種支援を実施しており、ホームレスの自立支援の強化に向け、引き続き、取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームレス緊急一時宿泊事業</li> <li>・ホームレス自立支援センター事業</li> <li>・日常生活訓練事業</li> </ul>	<p>114,693</p> <p>65,677</p> <p>46,949</p>
90(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急一時宿泊事業については、利用者の人権が保障され、必要とする全ての人が利用できるよう、施設を増やし、個室化・バリアフリー化など、施設整備をすすめること。行政の責任で入居者が当面生活を営むための必要経費を支給すること。</li> </ul>	<p>緊急一時宿泊事業については、個室化やバリアフリー化など、必要な支援を受けることができるよう、利用可能な施設の増加に取り組んでいるところであり、引き続き、利用しやすい施設となるよう努めてまいります。なお、就職活動等を理由に日用品が必要となった場合は、現物で支給しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームレス緊急一時宿泊事業</li> <li>・ホームレス自立支援センター事業</li> <li>・日常生活訓練事業</li> </ul>	<p>114,693</p> <p>65,677</p> <p>46,949</p>

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
91	休止された中央保護所を再設置し、機能を高め充実すること。救護施設は市の責任で設置し、地域住民の理解が得られるようにすること。	<p>救護施設が果たす役割は依然として重要であると認識しておりますが、施設整備及び運営に係る新規事業者の見込みが立たない中、住居を喪失した方への支援として、民間アパートを活用した一時的な宿泊場所の提供や生活訓練等の支援体制の強化を図っております。これにより、本市直営の入所施設である中央保護所に頼らなくとも支障がない環境が整ったことから、休止中の中央保護所について、令和7年2月市会に京都市中央保護所条例を廃止する条例を提案しているところです。</p> <p>中央保護所の建物については、この間実施している各支援団体等による居場所づくりを引き続き実施するとともに、各支援団体の連携と交流の場として活用する予定です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームレス自立支援センター事業</li> <li>・ホームレス居宅定着支援事業</li> <li>・日常生活訓練事業</li> <li>・生活困窮者支援団体等の連携と交流の場の創出</li> </ul>	<p>65,677</p> <p>19,177</p> <p>46,949</p> <p>7,138</p>
92	市営葬儀事業を復活させること。深草墓園納骨料を引き下げること。	<p>市営葬儀事業については、年間利用件数が開設当時の2,000件前後から200～300件程度へと大幅に減少するとともに、収支状況も、廃止直前の利用料収入は10%程度で、残り90%は公費で賄う状況であったことから、平成17年度に廃止したものであり、同事業の復活は考えておりません。</p> <p>深草墓園は昭和33年に開設してから66年を超えており、施設の老朽化等に対応する財源を確保するために、令和4年6月から新たに使用料を設定したものであり、使用料を引き下げることは考えておりません。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
93	夏季歳末生活資金貸付事業を復活し、要件の緩和や貸付限度額の生活実態に応じた引上げ等、改善を図り、通年化すること。生活保護受給者も対象とすること。	<p>夏季歳末特別貸付事業は、盆や正月を控えて生活にお困りの世帯に対し、一時的な生活資金の貸付を行うことを目的として、昭和42年に開始した事業ですが、近年の世帯のライフサイクルや家族構成等、社会を取り巻く状況が大きく変化したことから、利用件数が大幅に減少しました。</p> <p>さらに平成27年度からは、生活困窮者自立支援制度の開始に伴い、通年で経済的困窮に関する相談支援を行い、相談内容に応じて、生活福祉資金貸付が利用できる仕組みが構築されております。</p> <p>こうした状況を背景に、令和2年2月市会での議論を経て、令和元年度末をもって夏季歳末特別生活資金貸付事業を廃止したものであり、同事業の復活は考えておりません。</p>	—	—
94	5 保育・子育て支援の充実を 本市として子どもの権利を明記した「子どもの権利条例（仮称）」を制定すること。子どもの権利救済機関を設けること。	<p>本市では児童の権利に関する条約の理念を尊重した「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を制定するとともに、全ての子ども、若者、子育て家庭を大切にされた施策を推進しております。令和7年度を始期とする「京都市はぐくみプラン〈2025-2029〉」においても、全ての子どもの尊重や権利の保障等を基本理念とするこども基本法やこども大綱を踏まえ、「こどもまんなか」のまち京都を目指してまいります。</p> <p>子どもの権利救済については、子どもが直接相談できる相談窓口を設置するとともに、児童福祉センターや教育相談総合センターでの相談や子ども支援専門官の配置等により対応を行っております。さらに、児童養護施設入所児童等の権利擁護については、引き続き子どもの意見表明の支援や権利救済に取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はぐくみ推進審議会運営等</li> <li>・児童虐待対策</li> </ul> <p>(うち、児童養護施設入所児童等の権利擁護推進事業)</p>	<p>5,235</p> <p>73,088</p> <p>4,838</p>

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
95	子どもの医療費は、すべての子どもを対象として18歳まで無料にすること。	<p>子ども医療費支給制度については、府市協調で2分の1ずつ負担することによって持続可能な制度とし、これまで複数回の拡充を行っており、令和5年9月からは3歳から小学生までの通院医療費の自己負担額を1か月1医療機関200円とする制度拡充を行いました。更なる拡充についても、府市協調で着実に取り組むことが重要であり、まずは中学生まで1医療機関、1か月200円を実現するため、京都府と協議を進めているところです。</p> <p>また、子ども医療費の負担軽減については、住んでいる地域にかかわらず安心して医療が受けられるよう国の責務として全国一律に実施されるべきであり、これまでから国に対し新たに助成制度を創設するよう要望を行っており、引き続き他都市とも連携し要望を行ってまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども医療費支給事業</li> </ul>	3,604,075
96	学童う歯対策事業を無料で継続すること。	<p>昭和36年度に始めた学童う歯対策事業は、学童期のう歯の治療に寄与するとともに、初期の段階であれば、フッ化物の塗布やその後の継続的なチェックにより、回復や更なる罹患を防ぐ等、予防的な役割も担っており、その果たす役割は重要と認識しております。</p> <p>子どもの歯と口の健康づくりという観点から、国の動向も注視しつつ、引き続き当該事業がもたらす効果を検証してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学童う歯対策</li> </ul>	403,837
97	子どもの歯列矯正の保険適用を国に求めること。	<p>保険適用の範囲や診療報酬額など、診療報酬体系全般については、保険者、被保険者の代表や、医師、歯科医師等の診療に携わる方の代表も参画されている中央社会保険医療協議会において議論され、その答申に基づき厚生労働大臣が決定し、告示することとなっております。</p>	—	—

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
98	0～2歳児の保育料値上げ方針は撤回すること。	保育料については、令和6年度以降も当面の間、本市独自の軽減措置を継続し、据え置くこととしております。	—	—
99	☆保育園でも3歳の誕生日から保育料を無償にすること。	保育料無償化の対象は、幼稚園は満3歳以降、保育所等は3歳児クラス以降の適用となっており、利用する施設によって保育料が無料となる時期に差が生じ、保護者間の不公平感につながっているため、これまでから国に対して、保育所等と幼稚園の無償化の対象期間を統一するよう要望を行ってきました。引き続き、国に要望を行ってまいります。	—	—
100	0～2歳児も含め保育の完全無償化を国に求めること。第2子以降の保育料無償化を早急に実施すること。所得減少世帯の減免制度を拡充し、市民にわかりやすく周知すること。保護者の過大な負担を招く保育料への上乗せ徴収は認めないこと。	<p>若者・子育て世代から、もっと「京都に住みたい、京都で子育てしたい」と思ってもらい、選ばれるまちを目指して、「保育料の2人目以降の無償化」を令和7年4月から実施してまいります。</p> <p>保育料の更なる軽減については、国において取り組んでいくべきものとして、引き続き国に対して、必要な要望を行ってまいります。</p> <p>収入減少に伴う保育料の減免制度については、保育利用申込みの案内冊子やホームページへの掲載等によって引き続き周知してまいります。</p> <p>上乗せ徴収については、各施設が必要と判断する場合に、事前に本市へ届出を行い、保護者から同意を得たうえで行うことを認めており、徴収内容等が不適切な場合には指導を行うなど、引き続き取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設型給付費、委託費 (うち、第2子以降の保育料無償化【新規】)</li> <li>・地域型保育給付費 (うち、第2子以降の保育料無償化【新規】)</li> </ul>	<p>43,513,297</p> <p style="padding-left: 20px;">296,800</p> <p style="padding-left: 20px;">5,405,277</p> <p style="padding-left: 20px;">122,000</p>

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
101	保育施設における給食費は公費負担にすること。	<p>食材費（給食費と同義）は、自宅で子育てを行う場合にもかかることを踏まえ、主食材料費及び副食材料食費共に、0～2歳児は保育料の一部、3歳児以上は実費徴収として保護者負担とされております。</p> <p>保育料無償化対象児童の副食材料費は、年収360万円未満相当世帯や同時入所の第3子以降の児童等を対象に免除しており、それ以外の食材費の取扱いは国において検討されるべきものであり、独自の更なる公費負担は考えておりません。</p>	—	—
102	市営保育所の民間移管方針は撤回すること。市営聚楽保育所は新規入所を再開すること。	<p>本市では、これまでから公・民が一体となって、保育の質の向上及び地域の子育て支援に取り組んでおり、市営保育所は引き続き直営の保育現場で得た知見等の本市保育施策への還元や、災害等予期することができない突発的な事象への対応等、公としての役割を果たしてまいります。</p> <p>聚楽保育所については、令和3年5月市会において、令和8年度末をもって同保育所を廃止する条例が成立したことにより、現在の在所児が卒所するまでは保育を行い、そのために必要な職員体制は確保するものの、新規入所児童の受入れについては、別途体制の確保が必要なため、行わないこととしております。引き続き、令和3年5月市会の付帯決議を踏まえて取り組んでまいります。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
103	<p>民間保育園等人件費等運営補助金については、削減した補助金を元に戻し、実態に合わせてさらに拡充すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が保育士等の処遇改善を行った場合には、相当分を補助金に上乘せすること。</li> <li>・保育士の処遇については、平均経験年数の上限を撤廃し、経験年数に応じた昇給財源を保障すること。市独自の給与単価を引き上げるなど補助上限額を引き上げること</li> </ul> <p>で、公民格差の是正を実現すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・☆障がい児保育対策とともに配慮の必要なこどもに対する人員配置の充実をはかること。</li> <li>・☆保育士等だけでなく給食担当者及び事務職員の人件費単価の充実をはかること。</li> </ul>	<p>民間保育園等への人件費等補助金については、制度再構築に伴い生じた各園の不安を早期に払拭するため、令和5年度に4億円拡充し、あるべき制度の形を整えました。さらに、令和6年度には、国の処遇改善に合わせて単に補助上限を引き上げるのではなく、「望ましい」・「京都らしい」保育の実践に繋げることを目指し、処遇改善を図ると同時に、京都の保育の魅力を高めることで、現場で働く保育士等の働きがいの向上や人材確保、ひいては、市民がより一層預けたいと思える保育環境整備を図っていく観点から、経験年数加算の上限の引上げや個別処遇を要する子どものための加算等の充実を図っております。今回の充実内容を含め、引き続き必要な支援を実施してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間保育園等への人件費等補助金</li> </ul>	2,861,027
104	<p>保育士配置基準の引き上げを国に求めるとともに、本市の基準を引き上げること。また、朝夕の保育士配置基準の緩和をやめ、元に戻すこと。どの時間帯も正規職員で配置すること。</p>	<p>本市では、国に先駆けて保育士配置基準の充実に取り組み、現在においても、本市の基準は国を上回っている状況です。本来、保育士配置基準の充実が国全体で議論し、改善されるべきものであり、1歳児配置基準の引き上げが確実かつ早期に行われるよう、国に求めております。</p> <p>保育士配置の特例（朝夕の保育士配置基準の緩和）については、全国的に保育士確保が厳しい状況にあること等を踏まえ、国において制度化されたもので、本市においても、保育士の確保及び配置の状況等の把握に努めつつ、経過措置として、当該制度を運用しております。</p>	—	—

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
105	☆民間保育園の設備の更新や中規模の修繕工事を可能とする制度を確立すること。修繕工事に伴う借入金の返済を行えるような制度を創設すること。	設備の更新や修理・修繕への対応については物件費補助制度、修繕工事に伴う借入金の返済については令和5年度に6.5%から10%に引き上げた人件費等補助金における収入控除等の活用も可能となっております。これらの既存制度の活用を促すとともに、引き続き、各園の実態を踏まえ、必要な対策を検討してまいります。	—	—
106	保育士の宿舎借り上げ事業、キャリアアップ研修、就職フェアなど認可保育所等への支援については、小規模保育事業も対象とすること。	保育士宿舎借り上げ支援事業及び就職フェアについては、限られた財源の中で、優先度を付けて事業を実施せざるを得ないため、より多くの保育士雇用が必要となる保育園・認定こども園を対象としております。 小規模保育事業における保育士等の確保や保育の質の向上については、京都市保育人材サポートセンターにおける求職者と保育園等のマッチング事業やキャリアアップ研修などの実施により、引き続き支援してまいります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士確保対策事業</li> <li>（うち、保育士宿舎借り上げ支援事業）</li> <li>（うち、保育士人材確保事業）</li> <li>（うち、保育所職員の資質向上のための研修事業）</li> </ul>	255,370 72,722 21,250 20,298

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
107	民間保育園でのプール事故防止のため、監視員が配置できるよう市が財源を保障すること。	<p>本市では、これまでから民間保育園等向けの運営説明会等で、安全対策の徹底を求めるとともに、平成26年度に重大な事案が発生したことを踏まえ、監視員と指導員を分けて配置すること等、プール活動・水遊びを行う場合の留意点についてのハンドブックを作成し、全保育園等に配布し、指導監査においてプール活動をはじめとする安全対策の実施状況を確認しております。</p> <p>平成30年度に水遊び中を含む事故防止のために必要な備品の導入に係る補助を実施したほか、保育補助者雇上げのための貸付事業を継続して実施する等、プール活動の監視を含む保育士の負担軽減の取組を推進しております。</p>	<p>・保育士確保対策事業 (うち、保育補助者雇上げのための貸付事業)</p>	<p>255,370 50,000</p>
108	☆一時保育はより使いやすくできるように拡充すること。保育士の配置についても拡充すること。	<p>一時預かり事業については、令和6年12月1日現在、休止中の施設を除き48施設が事業を実施しており、実施施設数の確保はできているものと認識しております。</p> <p>引き続き、同事業を必要とする方に利用いただけるよう、地域のニーズや地域バランスを考慮するとともに、実施園の御意見も踏まえながら、必要な提供体制の確保に取り組んでまいります。</p>	<p>・多様な保育等の提供 (うち、一時預かり事業(一般型))</p>	<p>981,493 113,595</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
109	☆こどもにも保育士にも負担が大きい「こども誰でも通園制度」ではなく、希望する誰もが安心・安全な質の高い保育を定期利用できるよう、配置基準をさらに引き上げ、職員の処遇改善や条件整備を国に強く求めること。	こども誰でも通園制度は、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな通園給付制度として、全ての自治体において本格実施となる予定であり、本市では、同制度が法定事業となる令和7年度についても、実施施設の認可を行ったうえで、継続して実施してまいります。 保育の配置基準については、本市では、国に先駆けて保育士配置基準の充実に取り組み、現在においても、本市の基準は国を上回っている状況です。本来、保育士配置基準の充実が国全体で議論し、改善されるべきものであり、1歳児配置基準の引き上げが確実に早期に行われるよう、国に求めてまいります。	・施設型給付費、委託費 (うち、施設型給付費・委託費(条例による保育士配置基準の改善分)) ・多様な保育等の提供 (うち、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度))	43,513,297 1,737,787 981,493 125,317
110(1)	民間社会福祉施設にも産休病休等の代替職員が雇用できるよう補助を行うこと。京都市民間社会福祉施設職員メンタル相談室の対象施設に児童館・学童保育所も入れること。	産休病休等の代替職員の雇用については、各施設において、健康保険の給付等の活用により御対応いただいているものと認識しており、補助制度を実施する予定はありません。	—	—
110(2)	京都市民間社会福祉施設職員メンタル相談室の対象施設に児童館・学童保育所も入れること。	メンタルヘルス相談室の対象施設の拡大に関しては、利用ニーズを見極めながら、必要に応じて検討してまいります。	・メンタルヘルスケア及び腰痛・頸肩腕障害予防指導事業	4,101

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
111	学童保育の利用料を引き下げる こと。応益負担を撤回する こと。	学童クラブ事業の利用料金改定については、単純に利用料金の値上げではなく、利用時間が長い土曜日や長期休業中に御利用いただく方には、利用時間に見合った料金をお支払いいただくことにより、受益と負担のバランスや公平性を向上させようとするため改定したものです。また、低所得世帯等の配慮が必要な世帯には、対象を拡大して減免を適用するよう配慮を行っており、現時点において、利用料金体系の見直しを行う予定はありません。今後も子育て支援施策が将来にわたり持続可能なものとなるよう取り組んでまいります。	—	—
112	学童保育は、放課後の学び、 生活の場にふさわしく以下の ように改善すること。 ・大規模学童保育所、施設外 クラスは分割し、新たに独立 した学童保育所を設置するこ と。 ・全学区に独立して設置する こと。放課後ほっと広場は、 学童保育として設置するこ と。 ・設置基準の算定基礎となる 「児童の数」は登録児童数と すること。 ・支援の単位ごとに複数の専 任職員を正規職員で配置する こと。 ・設置基準については国に拡 充を求めること。	学童クラブ事業においては、国基準に則った運営を行っており、新たに学童保育所を設置することや、放課後ほっと広場を学童保育所化する予定はございません。未設置小学校区については、隣接する小学校区において、小学校から徒歩圏内で学童クラブ機能を確保できていると考えており、引き続き、隣接する施設の受け入れ状況等を見ながら、必要な対応を行ってまいります。本市の児童数の考え方については、国の考え方に適った妥当なものとして認識しており、登録児童数とすることは考えておりません。職員の雇用形態については、本市は直接関与する立場ではないと認識しておりますが、引き続き、国に対して財政支援の充実を要望してまいります。	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
113	<p>共同学童保育を含む「地域学童クラブ事業」に対する助成を、市委託の学童保育所の水準に引き上げること。多子世帯、ひとり親世帯の減免ができるよう助成すること。</p>	<p>地域学童クラブは委託事業ではなく、各運営団体が実施する事業に対して、国の補助基準に基づき各実施主体に補助金を交付しており、これまでも国の基準改定を踏まえ補助金額の変更を行ってまいりました。</p> <p>利用料金については持続可能な運営となるように各運営団体に設定しているため、本市条例の利用料金上限や減免措置の適用は受けません。</p> <p>本市単独で新たな助成を実施することは困難ですが、今後も各クラブにおいて安定的な運営が図れるよう、国の運営基準の改定状況を踏まえ、充実を検討してまいります。</p>	-	-
114	<p>児童館担当職員、学童保育担当職員、放課後ほっと広場担当職員すべてに対する賃金・処遇改善を行うこと。職員の休憩や休暇を保障する代替職員配置の加配制度を設けること。運営については、指定管理者制度ではなく、社会福祉法人等非営利民間事業所への委託事業とすること。</p>	<p>本市ではこれまでから、制度の見直し、本市職員の給与改定や国の補助金交付金要綱の改正等に合わせて、委託料算定基準の改定を行っております。令和7年度も「放課後児童支援員等処遇改善事業補助金」を継続実施することで、各運営団体における処遇改善に向けた取組を支援するとともに、国に対して財政支援の充実を求めてまいります。</p> <p>また、学童クラブのクラス数が2クラス以上の児童館に対して、正規職員が年次休暇を取得する際の代替職員配置のための経費を委託料に計上しております。</p> <p>公設施設の運営については、サービスを効果的に行う観点から、幅広く事業者を募集することが望ましいため、指定管理者制度を採用しております。</p>	<p>・児童育成施設運営 (うち、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業)</p>	<p>5,633,347 97,209</p>

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
115	児童館と学童保育職員の処遇改善については、京都府労働委員会の命令に従い、労働組合との団体交渉に応じること。	<p>京都府労働委員会からの命令（令和4年6月1日付け）については、その一部取消しを求めて京都地方裁判所に提訴しており、現在係争中です。取消しの訴えが提起されるとその間、救済命令は確定せず、その間は履行を強制されるものではないことから、本市がこれに従わなかったとしても、違法ではないと認識しており、現段階で団体交渉には応じないこととしております。</p> <p>なお、賃金のほか、個々の職員の具体的な処遇の内容は、使用者である各運営団体において定めるべきことであると認識しております。</p>	—	—
116	障害児の学童保育を保障するため職員の加配等を行うこと。介助者に対する謝金を直ちに賃金として位置づけ、最低賃金を保障すること。	<p>学童クラブ事業における障害のある児童の受入れについては、これまでも介助者謝金の増額（500円/時→700円/時）や、障害のある児童を5人以上受け入れている児童館等に対する臨時職員配置に係る委託料の加算など、受入体制の強化を図っております。今後も障害のある児童が過ごす環境の充実に努めてまいります。</p> <p>なお、医療的ケア児の受入れに対する支援については、訪問看護を利用する際の自費診療の一部助成及び看護師等を直接雇用している児童館等への人件費の助成のほか、令和5年度からは、学童クラブ事業を利用する際の送迎支援等を行っております。引き続き、国に対して、制度の充実について働きかけてまいります。</p>	・児童育成施設運営	5,633,347

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
117	放課後等デイサービスを利用する就学児の利用者負担を引き下げること。	本市においては、利用者負担上限月額について、国制度から大幅に軽減する制度を実施しておりますが、今後も持続可能な制度としていくため、令和4年度に、サービス水準に見合った負担の適正化を実施しました。なお、見直し後も、他の政令指定都市や府下市町村に比べ、大幅な軽減を維持する内容としております。	・障害児福祉サービス利用支援策「新京都方式」	90,550
118	児童発達支援センター利用者への食費にかかる保護者負担をやめること。	本市においては、本来保護者が負担する食材料費相当額について、独自で助成する制度を実施しておりましたが、他施策との整合性を図る観点から、令和5年度から、保護者に負担いただくこととしました。なお、調理費相当額が国の報酬で評価されない世帯については、引き続き、一部助成を継続しております。	・障害児福祉サービス利用支援策「新京都方式」	90,550
119	ひとり親家庭等に対する医療費補助の所得基準引き上げなど、生活支援を強めること。	ひとり親家庭等医療費支給制度は、府市協調の下、実施しており、所得基準の引上げについては新たに多額の経費が必要となることから、ただちに実施することは困難と考えております。 一方、ひとり親家庭に対する支援については、令和6年度の国の制度拡充に合わせ、高等職業訓練促進給付金等事業では令和3～5年度に限り実施した拡充措置の恒久化を、自立支援教育訓練給付金では所得要件の撤廃及び一部講座の支給割合拡充を実施しております。また、児童扶養手当については令和7年1月支給分から、所得制限限度額を引き上げるとともに、第3子以降の支給額を増額しております。今後とも、国の動向を注視し、必要に応じて事業の拡大を検討してまいります。	・ひとり親家庭等医療費支給事業	1,064,532

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
120	生活困窮世帯、ひとり親世帯の子ども・若者への学習支援を一層拡充すること。	<p>学習支援の取組については、生活保護世帯やひとり親世帯等を対象とした「生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援」を市内18か所で実施しております。</p> <p>本事業はこれまで、子どもたちにとってより良い学習環境を提供できるよう、実施場所の拡大や、夏休み期間の集中学習会の開催、ボランティアの謝礼の増額等の充実を行ってまいりました。今後も、国の動向を注視しながら、必要に応じて検討を行ってまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援</li> </ul>	18,304
121	「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」「京都市子どもの見守り活動支援事業補助金」を増額し、拡充すること。	<p>子ども食堂などの子ども等の居場所づくりは、地域や民間団体等によって自主的に進められ、子どもやその保護者が地域の人々とつながり、安心して過ごせる地域資源として重要な役割を担っていると認識しており、本市では、初期費用の一部を助成する「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」を平成29年度から、活動を通じて実施する子どもの見守り活動に係る経費を助成する「京都市子どもの見守り活動支援事業補助金」を令和5年度から実施しております。居場所づくりや子どもの見守り活動に取り組む団体が継続して取組を実施できるよう、引き続き支援してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てを支え合える地域社会づくり (うち、子どもの居場所づくり支援事業)</li> <li>(うち、子どもの見守り活動支援事業)</li> </ul>	403,987 1,000 30,000

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
122	虐待を受けた児童や障害のある児童の入所が増加している実態に鑑み、児童養護施設と乳児院の職員配置基準をさらに引き上げること。賃金・労働条件の抜本的改善を図ること。小規模型施設にも夜間業務に係る2名分の人件費補助を行うこと。虐待児受入れ加算は1年ではなく、継続して実施するよう国に求めること。	<p>本市においても国が示す内容に沿って、児童養護施設等で働く職員の処遇改善を実施中です。令和6年度から国補助等を活用し、障害等を有する児童に対して入所中の支援等を行う障害児等受入調整員の配置等を行い、支援体制を強化することや、被虐待児の受入状況に応じて補助金を支給することで職員の雇用に対して処遇改善を継続することとしております。</p> <p>また、本市単費で、職員の夜間業務に係る手当の改善を図るために必要な経費を補助する等、入所児童の処遇水準の向上に資する取組を実施中です。今後も職員の処遇改善に係る必要な財政措置が行われるよう、国に対して引き続き要望してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間社会福祉施設単費援護</li> <li>・児童養護施設、障害児通所施設等運営 (うち、民営児童福祉施設措置費)</li> <li>(うち、障害児等受入体制等強化事業)</li> </ul>	<p>93,474</p> <p>14,231,822</p> <p>4,396,590</p> <p>26,645</p>
123	「こんにちは赤ちゃん事業」を担っている助産師等の報酬を専門性に見合った額に引き上げること。	<p>本市では、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象として「こんにちは赤ちゃん事業」を実施し、区役所・支所子どもはぐくみ室及び京北出張所職員又は母子保健訪問指導員が家庭を訪問することで、保健指導や子育てに関する相談対応を行っております。</p> <p>母子保健訪問指導員については、保健師、助産師、小児科又は産婦人科で勤務歴のある看護師を会計年度任用職員として任用しており、高度な専門性を活かし、医療的判断や健康障害への予防的介入、虐待の未然防止といった視点から、きめ細かな支援を提供しております。</p> <p>また、令和6年度からは、母子保健訪問指導員の給与改定も行ったところです。</p> <p>引き続き、他都市等の状況も踏まえながら、必要な体制等の確保に努めてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠期からの子育て支援 (うち、新生児等訪問指導)</li> </ul>	<p>990,489</p> <p>44,305</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
124	乳幼児健診については、早期療育の観点から3歳児健診の時期を早め、5歳児健診も実施すること。	<p>本市では、全ての乳幼児健康診査（4か月児・8か月児・1歳6か月児・3歳児）について、診察や個別相談等を通じた総合的かつ正確な健診を実施しております。</p> <p>3歳児健康診査については、早期療育に繋げられるよう、身体面及び心理面の発達を踏まえ、3歳7か月で実施しており、健診後に保護者から相談があった際は、健康相談や心理発達相談につなげ、必要に応じて精密検査を促す等の対応に努めております。</p> <p>5歳児健康診査については、現時点で様々な課題等があることから実施はしていませんが、健診内容や実施方法等について、検討をしているところです。</p> <p>引き続き、適切な乳幼児健康診査の実施に努めるとともに、子どもの発育・発達に不安を有する保護者には、丁寧な相談対応を実施してまいります。</p>	<p>・乳幼児健康診査 (うち、1か月児健康診査)</p>	<p>178,100 49,985</p>
125	現在10カ月待ちとなっている発達診断の待機を解消するため体制の拡充等対策を図ること。	<p>児童福祉センター診療所の発達診断外来については、診断に時間を要するとともに継続的な診療が必要なことや、受診希望者の集中のため待機が発生しており、この間、児童精神科医及び小児科医の体制拡充、医療機関との連携等により待機の解消を図ることで、待機者は引き続き減少しております。</p> <p>なお、必要な福祉サービスについては、発達検査等で必要性が認められれば診療の有無にかかわらず提供しており、待機の影響はありません。</p> <p>引き続き、連携医療機関の拡充等に取り組み、待機の解消に努めてまいります。</p>	<p>・児童福祉センター運営</p>	<p>413,222</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
126	発達検査の待機期間の短縮に向け、児童福祉センターの担当職員を増員すること。	<p>発達検査については、児童福祉センターと療育施設、教育委員会、医療機関等の関係機関が連携、協力しながら、適切な時期に実施できるよう取り組んでおります。引き続き関係機関との連携協力を行ってまいります。</p> <p>また、職員体制については、心理職、ケースワーカーを配置し、専門的な支援に努めております。引き続き必要な体制の確保及び専門性の強化を図ってまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉センター運営</li> </ul>	413, 222
127	京都市としてプレイパーク事業を実施し、専任のプレイリーダーを雇用し、公園や里山の整備を行うなど、プレイパークの箇所数を増やすこと。	<p>宝が池公園子どもの楽園においては、指定管理業務として、子どもたちの健全な育成のためのプレイパーク活動を行うこととしており、毎月複数回行われています。</p> <p>また、梅小路公園においても、宝が池公園子どもの楽園と同一の団体が指定管理者となっていることもあり、プレイパーク活動が行われています。</p> <p>プレイパーク事業に限らず、安心・安全に過ごせる遊び場は、子どもの心身の成長に重要な役割を果たすため、引き続き、多様な遊び場の拡充に向けて取り組んでまいります。</p>	—	—
128	6 競争と格差拡大の教育を改め、全ての子どもの発達を保障する教育を 遠距離通学費については、地域や所得にかかわらず全ての小中学生を対象とし、無償化に取り組むこと。	<p>通学費は、要保護及び準要保護児童生徒には全額を補助しております。また、就学援助対象の児童生徒以外に対しても、1か月の定期代が基準額を超える部分を補助するとともに、補助対象児童生徒が2人以上いる世帯については、2人目以降の通学費を全額公費で負担する「きょうだい加算措置」を設けているところです。今後とも、保護者負担の軽減に努めてまいります。全ての小・中学生の通学費を公費負担する考えはありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学援助</li> <li>遠距離等通学費補助</li> </ul>	1, 261, 768 23, 131

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
129	就学援助制度の所得基準額を引き上げ、対象を広げるとともに、援助額を増額すること。就学援助項目を拡大すること。多子加算（18歳未満の子が3人であれば23万円、以後1人増すごとに23万円加算）の18歳未満を22歳未満に引き上げること。	<p>就学援助制度の所得基準額については、母子・父子世帯や多子世帯等、世帯の状況に応じて所得基準額に一定額を加算する措置を設けることで、認定基準を緩和するとともに、生活保護基準や物価水準等に準じた引下げを行わず実質的に基準を緩和しております。</p> <p>対象費目についても、国の基準等を踏まえながら、新設や支給額の引上げを行っており、新入学児童生徒学用品費については、入学前に支給を行うなど、早期の支給にも努めているところです。</p> <p>なお、多子世帯の加算における子の年齢については、他の福祉制度や国の税制改正の動向も考慮する必要があるものと考えております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学援助</li> </ul>	1,261,768
130	義務教育に係る副教材や修学旅行費等は無償とすること。	<p>副教材等は、保護者負担軽減の観点から、必要性や効果を十分精査しながら教材費等の予算確保に努めております。</p> <p>修学旅行費等は、要保護及び準要保護児童生徒には全額を補助しており、総合育成支援教育就学奨励費対象の児童生徒についても半額を補助しておりますが、全ての小・中学生の修学旅行費等無償化には多額の経費がかかり、国の財政措置がない中、公費負担は困難であります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修学旅行指導費（小中）</li> </ul>	1,237

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
131	<p>高校教育の完全無償化を国に求めること。朝鮮学校にも無償化措置の適用を府に求めること。</p>	<p>世帯年収910万円以上程度の世帯については授業料を徴収することとなっている「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、適切に対応してまいります。</p> <p>また、私立高校においても、国の「高等学校等就学支援金制度」と京都府の「あんしん修学支援制度」による年間最大65万円の助成により、年収590万円未満程度の世帯では授業料が実質無償化されております。</p> <p>なお、朝鮮学校等の各種学校は京都府の所管であり、京都府の権限と責任の下に検討されるものと認識しております。</p>	—	—
132(1)	<p>京都市における学校給食を次のように改善すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学生の給食費は無償とすること。国・府への要望を強めるとともに、市独自でも取り組むこと。給食を選択していない家庭には現金給付を行うこと。</li> </ul>	<p>令和6年11月市会において、全会派による市立学校の給食費無償化を求める決議が議決されたことは、重く受け止めておりますが、市単独で全児童生徒の給食費の無償化を実施する場合は、恒常的な予算確保が必要であり、物価高騰対策等も含めると、巨額の予算規模となります。本市ではこれまでから、就学援助世帯の給食費無償化を実施するとともに、本来、保護者負担である給食食材費の物価高騰分も、令和4年度以降、公費負担してきており、一定の保護者負担軽減が図れているものと認識しております。</p> <p>市会での給食費無償化を求める決議の後、国においても、令和8年4月からの給食費無償化の法案が提出され、今後、議論がなされる状況でもあり、動向等もしっかりと注視しながら、国支援制度創設を強く働きかけるとともに、無償化の在り方については引き続き、総合的に検討してまいります。</p>	—	—

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
132(2)	<p>・ 全員制中学校給食の実施にあたっては、巨大給食センターや民間調理業者の活用ではなく、学校調理方式で行うこと。</p>	<p>全員制中学校給食の実施に向け、検討会議での御意見や専門業者による調査結果、市会での御意見等を踏まえ、他都市事例等も総合的に勘案し、給食センター方式を主軸としつつ、給食センターから比較的遠い学校については、一部、民間調理場を活用することで、より安定的な運営体制の構築を図ることとしております。</p> <p>また、令和6年11月に給食センターPFI事業に係る実施方針等を公開、令和7年1月にはPFI事業者を公募する入札公告を開始しており、以上の方向性を見直す予定はございません。</p>	<p>・ 食育の充実 (うち、全員制中学校給食の推進)</p>	<p>97,077 22,229</p>
132(3)	<p>☆・ 調理業務の民間委託はやめ、直営とすること。</p>	<p>小学校における給食調理業務の民間委託については、地理的条件等により人員の確保及び定着が困難な学校を中心に、平成21年度から令和5年度まで、計12校の小学校で調理業務の民間委託化を実施してきました。また、正規職員の採用凍結（平成18年度以降）による正規率の低下や、会計年度給食調理員の高い離職率等を踏まえ、安定した調理体制を確保するため、令和6年度は新たに9校で民間委託を行っております。</p> <p>なお、本市の小学校給食は自校調理方式であり、民間委託校においても同様に支障なく実施しております。</p>	<p>・ 給食調理業務委託料</p>	<p>701,864</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
132(4)	<p>・児童・生徒一人ひとりへの丁寧な栄養指導、食育充実に向けて、栄養教諭は複数校兼務ではなく、1校1名の配置を行うこと。</p> <p>・学校給食の地域区分数を増やし、府内産も含めて地産地産を進め、有機農産物の採用等、安全な学校給食を実施すること。給食のパンや食材の小麦は国産の使用を拡大すること。</p>	<p>栄養教諭は、国の定数では全校配置できない中、平成29年度以降、本市独自予算を活用し全小学校へ配置（複数校勤務）しておりますが、今後も、国に定数改善を要望してまいります。</p> <p>小学校給食では、府内産米・京北産米の提供や、京野菜を献立に取り入れること等により地産地消を進めており、また添加物を極力使用しない献立作成や衛生管理の徹底など、安全な給食の実施に努めてまいります。</p> <p>小麦については、国産小麦の収穫量が少ないため、国の検査及び市独自の検査により安全性を確認した外国産の小麦を使用しつつ、国産小麦100%のパンの提供を順次拡大しております。</p> <p>なお、地域区分数の増加については、一日当たりの各食材の調達数の減少によるコスト増が懸念されることから、物資を安定的かつ安価に調達できるよう、4ブロック制で実施しております。</p>	<p>・食育の充実 (うち、独自予算による栄養教諭の配置)</p>	<p>97,077 35,000</p>
132(5)	<p>・避難住民の避難所における適切な食事の確保のために、学校の給食施設を活用すること。避難所となる中学校にも給食施設を設置すること。</p>	<p>大規模災害の際は、ガス、水道などのインフラが止まり、給食調理室自体が使えないことから、大災害を経験した仙台、神戸、熊本では災害時の活用を想定しておりません。</p> <p>また、学校における給食調理室内の設備は大型で特殊な器具であり、地域住民が扱うことは困難なうえ、学校教育活動をできるだけ早期に再開し、給食を実施しようとする場合に課題があります。</p> <p>こうしたことから、本市では、各校で定める学校防災避難所運営マニュアルにおいて、一般家庭と同等のガスコンロや調理器具等が整っている家庭科調理室が利用できることを共通理解として明記しております。</p> <p>今後、避難所における適切な食事の確保のため、災害時の給食調理室の活用について検討してまいります。</p> <p>また、中学校については、全員制中学校給食を給食センター方式を主軸に実施することとしており、災害時の活用についても引き続き検討してまいります。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
133	元小学校・中学校については、トイレ等の改修、耐震改修、炊き出しで使える給食施設建設等を行い、避難場所をはじめとする地元活用施設として維持・管理を行うこと。	避難所等に指定されている閉校施設の体育館・講堂については、今後の跡地活用の状況等を十分に見極めるとともに、防災関連部署とも連携しながら、個々の施設の利用状況や老朽化度合い等を踏まえ、修繕や耐震化等を行うなど適切な維持・管理に努めてまいります。	・閉校施設の維持・管理	12,745
134	☆塔南高校第一グラウンド跡地・第二グラウンド跡地は、スポーツのできる公共施設として、一般利用ができるようにすること。	塔南高校第一グラウンド跡地については、全員制中学校給食実施のための給食センターの整備用地として活用を進めているところです。第二グラウンド跡地については、財源確保の視点だけでなく、地域の意向も踏まえ、民間への売却や貸付等により、産業振興やまちづくり、地域の発展に資する、京都市全体に効果が波及する戦略的な活用を図ってまいります。	—	—
135(1)	教育予算を増額し、教育条件を整備・改善すること。 ・市独自に35人学級を小中学校全学年でただちに前倒しして実施すること。さらに30人以下学級を目指すこと。	小学校での35人学級が法制化され、令和3年度から5年間で段階的に実施されることとなっており、本市においても、計画的な教員採用により対応し、令和7年度から小学校全学年で実施してまいります。令和8年度以降は中学校においても35人学級が実施予定ではありますが、本市独自で前倒し実施する予定はありません。 なお、本市独自予算で小・中学校全学年での30人学級を実施するには、毎年巨額の予算が必要であり、実施は極めて困難です。 今後も、少人数教育の推進について国へ要望してまいります。	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
135(2)	・学校経常運営費を増額すること。	<p>令和6年度の学校経常運営費については、子どもや教職員が安心・安全な学校生活を送るとともに、必要な教育活動が行えるよう、令和5年度並みの予算を確保したところです。</p> <p>令和7年度においても、持続可能な社会の創り手となる子どもたちの、健やかな育ちと学びを実現する質の高い教育を、一層推進できるよう、令和6年度並みの予算を確保しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校経常運営費</li> <li>・高等学校経常運営費</li> <li>・幼稚園経常運営費</li> </ul>	<p>3,960,322</p> <p>463,870</p> <p>147,325</p>
135(3)	・全ての市立学校の普通教室・特別教室及び体育館において、エアコン設置とともに断熱化に取り組むこと。その際、PFI手法は取らないこと。	<p>学校施設の断熱については、校舎の長寿命化改修事業及び学校体育館防災機能強化等整備事業において、断熱材や複層窓ガラスを整備することによって断熱性能の向上を図っております。</p> <p>空調設備については、全普通教室に加え、特別教室への整備を進めてきましたが、短期間に集中して整備した普通教室等の空調設備の老朽化が進んでいることから、高校・総合支援学校については順次、公共工事による空調設備の更新を行っており、小・中学校についてはPFI手法の導入を想定し、令和6年度はPFI導入可能性調査等に取り組んでいるところです。体育館への空調設置については、国からの交付金制度の新設等も踏まえ、各校での施設配置・整備の現状把握や空調方式、防災機能等を検討するための専門業者への調査及び技術支援の委託など、整備計画の策定に着手します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化を核とする学校施設マネジメントの実施</li> <li>・学校体育諸施設防災機能強化等整備事業 (うち、学校体育館改築・リニューアル事業)</li> <li>・学校施設及び教育所管施設維持管理 (うち、学校体育館空調整備計画の策定【新規】)</li> </ul>	<p>2,032,360</p> <p>2,191,000</p> <p>1,991,000</p> <p>3,978,429</p> <p>35,000</p>

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
135(4)	<p>・全ての市立学校の図書館に、専任の司書を配置すること。</p>	<p>司書又は司書教諭の資格や教職経験を有する「学校司書」を、平成21年度から各校に配置。平成27年度には、配置が必要な全ての小・中・小中・総合支援学校への配置を完了しております。</p> <p>また、令和元年度には、全校で複数日配置を完了しており、令和6年度は、一部大規模校等で週3日配置を実現しております。</p> <p>なお、専任化を実施するためには国の財政措置が必要であり、引き続き、国に対して財政措置の拡充を要求してまいります。</p>	<p>・国語力・読解力の向上 (うち、学校司書人件費)</p>	<p>228,567 214,087</p>
135(5)	<p>・老朽化したトイレの洋式化、快適化の整備事業を早期に完了すること。全ての市立学校の女子トイレに生理用品を設置すること。</p>	<p>学校トイレについては、これまでから児童生徒の健康にも繋がる喫緊の課題と捉え、老朽化の状況を踏まえ、トイレ室内の全面改修や個々の便器の改修により、できる限り早期の洋式化を進めております。小・中学校の洋式化は令和6年度末で約72.7%となりますが、今後、児童生徒が日常的に使用するトイレの早期完了など、洋式化を加速してまいります。</p> <p>市立学校の女子トイレへの生理用品の設置については、各校が自校の実情に合わせて対応しております。</p>	<p>・学校施設及び教育所管施設維持管理 (うち、洋式化をはじめとした学校トイレ整備)</p>	<p>3,978,429 534,000</p>
136	<p>スクールカウンセラーの配置日数を増やすこと。スクールソーシャルワーカーを全校に配置し配置日数を増やすこと。</p>	<p>スクールカウンセラーについては、令和2年度に一部小規模校を除く全校で年間280時間以上の配置を完了し、スクールソーシャルワーカーについても全中学校区及び定時制高校への配置を継続しております。</p> <p>また、令和6年度から、スクールカウンセラーは学びの多様化学校及び大規模校等、スクールソーシャルワーカーは学びの多様化学校への配置日数を拡充しております。</p> <p>今後も、国に対して継続的に配置のための財政措置を要望してまいります。</p>	<p>・いじめ対策、不登校児童生徒支援、学校での教育・生活相談の充実 (うち、スクールカウンセラーの全校配置) (うち、スクールソーシャルワーカーの全中学校区等への配慮)</p>	<p>619,040 392,703 94,058</p>

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
137	学校の中に不登校及びその傾向のある児童・生徒がいつでも行ける居場所を確保し、専任の教職員を配置すること。フリースクールを利用する場合の保護者負担軽減を図ること。	<p>いわゆる別室登校が必要な児童生徒については、学生ボランティア「学びのパートナー」の派遣等の活用に加え、教室に入りづらい児童生徒が安心して過ごせる「校内サポートルーム」の整備推進や子ども支援コーディネーターの配置による支援体制の充実に向けた取組を進めてきております。</p> <p>また、令和6年9月から教育委員会のホームページにフリースクール等民間団体の情報を掲載しており、引き続き、必要な情報が保護者に行き渡るよう努めてまいります。</p>	<p>・いじめ対策、不登校児童生徒支援、学校での教育・生活相談の充実</p> <p>(うち、学生ボランティアの配置)</p> <p>・教育相談総合センター運営</p>	<p>619,040</p> <p>992</p> <p>57,952</p>
138	適正規模を超える学校は新設を図るなど早急に解消すること。とりわけ規模の大きい神川中学校については、すみやかに学校の分離新設を図ること。	<p>神川中学校では、これまで運動場の拡大や普通教室及び特別教室16室分を有する新校舎建設など、必要な教育環境の整備を順次行ってまいりました。また、生徒数の推移についてはピークを過ぎ、今後も減少していくものと見込んでおり、増築等の施設整備の必要はないと考えております。</p> <p>他校においても、引き続き、生徒数の推移を見極めつつ、教育環境の整備に努めてまいります。</p>	—	—
139	教育リストラを進める学校統廃合・小中一貫校推進はやめること。	<p>本市の学校統合及び統合に伴う小中一貫教育校の創設については、小規模校の教育環境の課題解決を目的として、地域住民・保護者の方々の意思を最大限に尊重しながら、各校・各地域の状況に応じて取組を進めてまいります。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
140	<p>教員不足が生じていることを踏まえ、正規の教員の採用をふやすこと。当面、非正規の教員の身分保障と処遇改善を行うこと。教職員の時間外労働の実態を把握し、時間外労働を減らすこと。</p>	<p>正規教員の定数は、法律に則り、学級数に応じて国から配分されており、引き続き加配教員等を最大限活用し、教員数の確保に努めながら、国に対して定数改善を要望してまいります。</p> <p>勤務条件については、平成30年度から常勤講師の任用に係る改善（「空白期間」の解消）を行うとともに、非常勤講師の会計年度任用職員化に際しては、報酬単価の改善と、一定の条件を満たす者への期末手当の支給に加え、令和6年度から勤勉手当の支給を可能とするなど、この間、処遇改善に努めてきたところです。今後とも、国の通知や人事委員会勧告等も踏まえ、適切に措置してまいります。</p> <p>教職員の勤務時間については、客観的に把握するためのシステムを導入し、実態の把握に努めております。また、「京都市『学校・幼稚園における働き方改革』方針」を策定し、多様な専門職・外部人材の配置や業務改善の取組を推進しております。</p>	—	—
141	<p>憲法に保障された内心の自由を侵す「日の丸」「君が代」の押しつけ、教職員への「職務命令」による指導の強制は行わないこと。道徳教育によって、特定の「徳目」の押しつけや内心の評価をしないこと。</p>	<p>国旗・国歌については、児童生徒が日本人としての自覚と国際社会の一員としての資質を高めるとともに、我が国や他国の国旗・国歌を尊重する態度の育成を趣旨とする学習指導要領に基づき、指導の徹底を図っております。</p> <p>道徳教育については、道徳科を中心に児童生徒が「考え、議論する」道徳教育を展開しております。また、評価は、児童生徒の成長を認め、励ます個人内評価を記述で表すこととしており、引き続き、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、家庭・地域と連携した本市ならではの道徳教育を展開してまいります。</p>	—	—

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
142	総合支援学校高等部職業科は入学希望者全員を受け入れること。高等部卒業後の発達・進路を保障すること。	<p>総合支援学校高等部職業学科の定員については、順次拡大しており、令和7年度定員は開設当時の約2倍（92名/学年）となっております。</p> <p>卒業後の進路保障については、企業就労、就労移行支援事業所・就労支援A型・B型事業所への福祉就労、進学など、経済界や労働・福祉機関と連携して取り組んでおります。</p> <p>今後とも、学校、PTA、企業、労働・福祉関係機関等と連携し、進路開拓やアフターケア等の取組を進めてまいります。</p>	—	—
143	育成学級の編成基準については、通常学級の複式編成と同様に、児童生徒の発達段階の差を加味して2学年以内で編成すること。専門的知識のある正規の職員を配置すること。	<p>育成学級については、平成9年度から、対象児童・生徒が1名の場合であっても、地域の小中学校に学級を設置してきたところです。また、国からの配当教員定数を活用した難聴学級等での柔軟な学級編制や、支援が必要な児童・生徒の状況に応じた非常勤講師の配置、総合育成支援教育ボランティアの活用など、市独自の措置や工夫も行っておりますが、限られた財源の中、更なる改善は困難です。</p> <p>今後とも、障害のある児童・生徒の教育の場の充実につながる定数改善を、国に強く要望してまいります。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
144	<p>発達障害など支援の必要な児童・生徒にきめ細やかな対応ができるよう教員を増やすこと。学習障害等通級指導教室をすべての小中学校に設置すること。</p>	<p>発達障害等支援の必要な児童生徒への指導・支援のため、小・中・総合支援学校では、国から配当された教員定数の活用により加配や非常勤講師を配置しており、幼稚園では、本市独自予算により非常勤講師を配置しております。</p> <p>また、普通学級に在籍する発達障害等の児童生徒への支援のため、総合育成支援員を配置が必要な全学校園に配置しております。</p> <p>LD等通級指導教室については、積極的に増設に取り組んでおり、政令指定都市上位の設置率（令和6年度52.2%）となっております。引き続き、設置拡大に努めてまいります。</p>	<p>・障害のある幼児・児童・生徒の教育の推進 （うち、総合育成支援員配置） （うち、通級指導教室の設置拡大）</p>	<p>1,002,775 292,337 9,120</p>
145	<p>学校、教育現場から体罰を一掃すること。いじめ、暴力、薬物乱用、学級崩壊の現状を正確に把握し、困難な事例については教育委員会として学校への支援体制を強化すること。体罰・いじめ・学校事故等において、重大事態及び当事者が希望する場合には、第三者委員会を設置し、必要な調査・検証を行うこと。</p>	<p>体罰については、研修を通じて教員の指導力向上を図るなど、根絶に向け取り組んでおります。</p> <p>いじめ、暴力、学級崩壊等の教育課題の解決に向けては、いじめアンケートやクラスマネジメントシート等の活用により、児童生徒の状況や学級の課題等を把握し、適切な指導を徹底してまいります。</p> <p>また、全小・中・高・総合支援学校において、引き続き京都府警察など関係機関と連携し、非行防止教室や薬物乱用防止教室を実施してまいります。</p> <p>第三者委員会については、事案の内容や保護者の意向等も踏まえつつ、その必要性について検討いたします。</p>	<p>・いじめ対策、不登校児童生徒支援、学校での教育・生活相談の充実 （うち、いじめの防止及び生徒指導における小中連携等推進事業）</p>	<p>619,040 908</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
146	<p>「中学校運動部活動ガイドライン」「小学校運動部活動等ガイドライン」にもとづく実施状況を検証し、部活動指導員の活用と科学的知見、教育の条理をふまえた指導を重視すること。部活動の成績を教員の人事評価に反映しないこと。</p>	<p>各校において、部活動ガイドラインの下、平日及び土日のどちらかを含めた週2日以上休養日を設定するなど、適切な部活動運営が行われていると認識しておりますが、引き続き、各校の状況を把握、検証し、部活動が子どもたちや指導者にとっても、より安全で充実した活動となるよう、部活動指導員等を活用しながら、ガイドラインの遵守を徹底してまいります。</p> <p>部活動を含む勤務時間外の活動は人事評価の対象外ですが、他の教職員への啓発や、子どもたちの学力や規範意識の向上など、学校全体に教育的効果をもたらした場合等は、一連の活動として評価することもあると考えております。</p>	<p>・健康教育の充実、子どもの体力向上推進 (うち、部活動指導員の配置)</p>	<p>343,628 175,000</p>
147	<p>校則については子どもの意見表明権を大切にし、「子どもの権利条約」の立場から見直すこと。人権侵害に当たるような項目は削除すること。</p>	<p>校則については、各校で「生徒指導提要」の指導方針や、「子どもの権利条約」の原則に基づき、児童生徒が自分ごととして校則の意味を考えるとともに、生徒会活動等を通して主体的に見直しを進めており、引き続き社会的自立に向けた子どもたちの成長を支援する学校づくりに努めてまいります。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
148	学校公演に対する補助事業を創設し、学校公演を学校行事として位置づけ、子どもたちが学校で演劇や音楽などの舞台芸術を鑑賞する機会を増やすこと。	<p>市立学校では、「小学生のための音楽鑑賞教室」や「小学生演劇鑑賞教室」を実施するとともに、文化庁事業「文化芸術による子供育成推進事業」の活用により、子どもたちが優れた文化芸術を鑑賞・体験する機会を創出しております。</p> <p>また、令和7年度は、中学生を対象とした「伝統公演授業（ようこそ和の空間）」や文化庁事業「伝統文化親子教室事業」などを活用した事業を引き続き実施するとともに、市内の小中学校等において授業時間を活用した「文化芸術授業（ようこそアーティスト）」の実施校数を拡大するなど、子どもたちが京都ならではの優れた文化芸術の「ほんもの」の魅力に触れる機会の充実を図ってまいります。</p> <p>さらに、(公財)京都市芸術文化協会においても、本市共催事業として、子どもたちが様々な分野の文化芸術を学ぶ「藝文京芸術教室」等を実施しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出 (うち、子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出【充実】)</li> <li>・小学生演劇鑑賞教室</li> <li>・小学生のための音楽鑑賞教室</li> </ul>	<p>54,200</p> <p>28,700</p> <p>2,203</p> <p>14,372</p>
149	学校の序列化や過度な競争につながる全国学力テストには参加せず、国にやめるよう求めること。	<p>「全国学力・学習状況調査」は、児童生徒の学力実態や学習・生活習慣等を的確に把握し、指導改善に活かせる有意義なものであり、学校の序列化や過度な競争につながることはありません。</p> <p>各校においても、自校の課題や取組の方向性などを保護者・地域と共有し、授業改善や家庭学習の充実などに取り組んでおります。</p>	—	—
150	広島、長崎、沖縄への修学旅行の実施や、被爆・戦争体験を聞くなど、平和の学習を強めること。	<p>本市立学校においては、学習指導要領を踏まえ、社会科、道徳科等を通じた教育活動をはじめ、広島・長崎・沖縄などへの修学旅行では、被爆体験を含む戦争体験講話の聴講など、これまでから平和の大切さを学ぶ取組を進めております。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
151	☆大阪・関西万博への遠足については実施しないこと。	大阪・関西万博は児童生徒にとって貴重な体験・学びの機会であり、参加は他の校外活動と同じく、子どもたちの実態などを踏まえ、各校にて適切に判断・実施されるものと認識しております。本市としては、情報収集・共有のうえ、相談に応じるなど、学校の判断の一助となるよう努めております。	—	—
152	7 市民の暮らし・営業を守る市政運営を ◆中小企業、伝統産業・商工業の振興と雇用・労働対策の強化を  最低賃金は、全国一律時給1500円以上への引き上げを国に求めること。引き上げにあたっては、雇用の7割を担っている中小企業で賃上げができるよう、社会保険料事業主負担軽減等、効果的な支援策をはじめ、中小企業を支援すること。	最低賃金は、働く人々のセーフティネットとしての役割を担っており、地域における労働者の生計費や企業の賃金支払能力などを見極めたうえで、国において適切に判断されるべきものと考えております。 国においても、これまでから、事業場内最低賃金を一定額引き上げ、設備投資などを行った企業に助成を行う業務改善助成金等の活用を促進しており、引き続き、本市としても、支援策の活用が進むよう制度周知に努めてまいります。	—	—
153	物価高騰対策として、フリーランスなども対象に事業規模に応じた、固定費を含む中小事業者補助金を創設すること。申請要件を緩和するなど使い勝手の良いものにする事	本市では、これまでから京都府や経済界等と連携しながら、国に対して事業活動の下支えと経済回復を後押しする支援策等について要望を重ね、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」をはじめとした、更なる支援策の拡充が図られたところです。引き続き、京都府、関係機関とも連携し、国に対して要望してまいります。	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
154	<p>コロナ禍対応の「ゼロゼロ融資」は別枠とし、新たな融資が受けられるようにすること。「部分保証」を「全額保証」に戻すこと。市に融資窓口を設置し、市が責任を持つ「あっせん融資制度」を復活させること。中小企業団体に経営診断の資格を与えること。中小企業に対する本市制度融資の保証料及び利子の更なる軽減・補給を行うこと。また、返済についても柔軟な対応を行うこと。</p>	<p>中小企業者の資金繰り支援については、金融機関等に対して、ゼロゼロ融資を含む既往債務の借換や条件変更だけでなく、個々の実情に応じて柔軟に対応いただくことを要請しております。</p> <p>また、本市制度融資は、市内の金融機関窓口で直接申込みが行える方式を採用することで、利用者の利便性の向上や融資手続の迅速化を図っており、非常に多くの事業者が制度融資が実行されていることから、本市によるあっせん融資制度を再構築すること及び中小企業団体に経営診断の資格を与えることは検討しておりません。</p> <p>保証料や利子の更なる軽減・補給については、自治体の財政力による格差が生じないように、国が措置すべきと考えており、基本的には、本市が独自かつ一律に実施する考えはありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資制度預託金</li> </ul>	116,000,000
155	<p>中小企業支援センターを復活し、新型コロナウイルス感染症拡大・物価高騰の影響を受けた中小企業・個人事業主に対して、市が直接、経営相談を行うこと。区役所に中小企業・商工業振興対策等の部署を設置し、専門相談員を配置すること。</p>	<p>中小企業の視点に立った経営支援をより効果的に実施するため、本市の相談窓口を京都商工会議所の各ビジネスサポートデスク及び京北商工会の市内5箇所の経営相談窓口と一体的に運用しております。</p> <p>区役所への専門の相談員の配置は検討しておりませんが、今後とも、京都商工会議所等と一体となって、経営支援員による窓口・訪問相談をはじめ、中小企業診断士等の専門家派遣等により、ワンストップできめ細かく対応してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の持続的発展のための基盤整備 (うち、中小企業経営支援体制の強化) 72,000 (うち、物価高等に対応するための中小企業相談窓口体制強化事業) 66,000</li> </ul>	150,200

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
156	<p>全ての失業者・転職者・労働者の相談窓口を設置し、懇切丁寧な就労支援を行うとともに、労働相談への対応を強化すること。</p>	<p>本市では、既卒の方を含めた若者の地域企業への就職を支援するため、京都市わかもの就職支援センターを拠点として、就職活動に関する相談対応や若者と地域企業の交流促進等を行っております。</p> <p>また、同センター内に「就職氷河期世代活躍支援コーナー」を設置し、就職活動に関する相談対応や地域企業とのマッチングにつなげる取組などを実施しております。</p> <p>今後も、関係機関等と連携を図り、必要な取組を進めてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域企業応援プロジェクト (うち、多様な担い手活躍プラットフォーム【新規】)</li> <li>・京都中小企業担い手確保・定着支援事業</li> </ul>	<p>76,200</p> <p>25,000</p> <p>72,997</p>
157(1)	<p>中小企業振興のために以下の内容の具体化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁挙げて、京都市職員が直接全ての事業所を訪問し中小企業、小規模事業者(家族経営、個人商店、自営業者など)の実態把握に努めること。</li> </ul> <p>さらに、広く関係者の参加と討議を経て、市において中小・小規模事業者の振興計画を立案すること。</p>	<p>中小企業の実態把握については、中小企業800社を対象とした四半期ごとの景況調査に加え、経済団体、金融機関等との日常の連絡や定例会議を通じてタイムリーに情報収集するとともに、「京都市地域企業未来力会議」において、意見交換を活発に実施しております。引き続き、「現場の声」をしっかりと聞きし、実効性ある振興策を推進してまいります。</p> <p>また、京都商工会議所及び京北商工会と一体的に運営している市内5箇所(5箇所)の相談窓口において、様々なニーズにワンストップで応える経営相談や企業への個別訪問を実施するなど、中小企業振興を推進しているところであり、今後とも国や産業支援機関と連携し、取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局情報提供事業</li> <li>・中小企業の持続的発展のための基盤整備 (うち、中小企業経営支援体制の強化)</li> </ul>	<p>3,270</p> <p>150,200</p> <p>72,000</p>

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
157(2)	<p>・市全体とともに、各局・各区役所など毎に官公需の中小企業への発注目標率を設定し、その実現を目指すこと。</p> <p>WT0案件については、分割発注できるよう工夫し、市内中小・小規模事業者の活性化を図れるようにすること。</p>	<p>公契約基本条例に基づき、市内中小企業の受注機会の増大に向け、可能な限り分離分割発注するなど、全庁的に取組を徹底した結果、工事契約における令和5年度の市内中小企業との契約件数の割合は、約9割となっております。</p> <p>一方、発注の前提として、法令上の制約や、市内中小企業では受注し難い案件などもあり、市内中小企業の発注目標を設定することは困難と考えております。</p> <p>なお、地域要件や企業規模要件を設けることができないWT0案件についても、合理的な範囲での分離分割発注により、市内中小企業が受注可能な規模とするといった工夫を行い、引き続き、市内中小企業の受注機会の増大に努めてまいります。</p>	<p>・契約事務 (うち、公契約審査委員会)</p>	<p>157,097 490</p>
158	<p>公契約基本条例の内容と運用について、以下の項目の具体化を図ること。</p> <p>・現場労働者（いわゆる一人親方を含む）の報酬額の最低限度額を定める賃金条項を設けること。</p> <p>・雇用の継続についての項目を設けること。</p> <p>・条例の適正な運用を担保するため、立ち入り調査を行える規定項目を設けること。</p>	<p>賃金に関する必要な規制は法律に基づくことが基本ですが、公契約基本条例に基づき、国の関係機関等とも連携し、公契約の下で働く労働者の良好な労働環境全般が確保・維持・向上されるよう、今後も努めてまいります。</p> <p>雇用の継続については、業務等の実態に応じて検討すべきものであり、条例で一律に規定するものではないと考えております。</p> <p>現在は、下請事業者を含む一定の公契約受注者に対し、社会保険や最低賃金など労働関係法令遵守状況報告書の提出を義務付け、違反者に対しては、事業者名の公表などの措置を採ることとしております。また、労働者等からの通報・相談窓口を設置することなどにより、適正な運用を担保しております。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
159	地域経済活性化と地域建設業者等の育成につながり、波及効果も大きい住宅リフォーム助成制度・商店リフォーム助成制度を創設すること。	<p>商店のリフォームについては、商店街が空き店舗等を活用し、商店街の活性化に寄与する施設（コミュニティ施設等）に改装する場合の補助制度を設けております。また、令和6年度から、スタートアップ等が商店街の空き店舗等に新たな事業所を開設する際の費用を補助する制度を創設しております。</p> <p>住宅の改修に関する助成制度については、引き続き、政策上の重要度・緊急度が高いものについて、財政負担も考慮しながら、優先的かつ重点的に取り組んでまいります。</p> <p>なお、住宅の改修に対する助成制度ではありませんが、本市の喫緊の課題である若年・子育て世帯の市外流出に歯止めをかけるため、令和6年度及び7年度の2箇年事業として、未就学児のいる子育て世帯が居住用として既存住宅を購入し、その後、市内事業者が施工するリフォーム工事を行った場合に、最大200万円を支援する「京都安心すまい応援金」を実施しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街等支援事業</li> <li>・安心すまいづくり推進事業 (うち、すまいの事業者選定支援制度) 7,483</li> <li>(うち、住宅の省エネルギー化推進) 3,396</li> <li>☆既存住宅の取得支援による若年・子育て世帯の定住・移住促進 165,000</li> <li>・既存住宅の取得支援による若年・子育て世帯の定住・移住促進【充実】 630,000</li> </ul>	<p>81,400</p> <p>62,016</p> <p>7,483</p> <p>3,396</p> <p>165,000</p> <p>630,000</p>
160	「宿泊施設拡充・誘致方針」は廃止し、宿泊施設の総量規制を行うこと。既存旅館等への具体的支援を強化すること。	<p>宿泊施設については、従来から、量の確保ではなく、質の向上に取り組んでおり、地元雇用創出や市内産品活用など地域に貢献する施設も増えてきております。加えて、更なる質の向上を図るため、宿泊施設立地に際しての地域との調和に向けた事前説明手続の充実やバリアフリー基準の充実にも取り組んでおります。</p> <p>引き続き、既存・新規を問わず、市民生活との調和・両立、地域の活性化、京都に伝わる日本の文化の継承発展等につながるよう、宿泊施設全体の質の向上を図ってまいります。</p> <p>また、旅館等への支援については、旅館関係団体等との連携を深め、OTAを活用した情報発信等を通じて、旅館の魅力発信や需要喚起等に取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設の質の向上 (うち、旅館をはじめとする宿泊施設の経営強化・魅力発信支援)</li> </ul>	<p>43,753</p> <p>9,000</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
161	雇用政策と労働者保護を担当する部署を復活し、体制の強化を図ること。市独自の雇用創出、企業への雇用要請の取り組みを強めること。	<p>雇用の維持や創出、質の向上に取り組むため、産業企画室に担当部長等の人員を配置し、必要な施策を進めているところです。雇用行政が重要課題であるとの認識の下、今後も情勢に応じた体制を適宜検討してまいります。</p> <p>雇用創出については、京都市わかもの就職支援センターを拠点として、学生と企業とが交流する機会の創出やインターンシップの促進等に取り組んでおります。</p> <p>雇用要請については、京都市長、京都労働局長、京都府知事の連名で「京都経済の持続的発展に向けた賃上げや人材確保・定着の取組の推進」について、令和6年12月に経済団体へ要請しております。</p> <p>引き続き、国や京都府、経済団体等とも連携しながら取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域企業応援プロジェクト (うち、地域企業インターンシップ促進プロジェクト)</li> <li>・京都中小企業担い手確保・定着支援事業</li> </ul>	<p>76,200</p> <p>17,000</p> <p>72,997</p>
162	高齢者・障害者の雇用対策を強めること。	<p>高齢者雇用については引き続き、公益社団法人京都市シルバー人材センターへの支援を行うとともに、雇用行政、労働行政を担う国や京都府との連携を図りながら、雇用の維持、確保に努めてまいります。</p> <p>障害のある方の就労支援については、民間企業や関係行政機関等が参画する「京都市障害者就労支援推進会議」を核に、重度障害のある方の就労中・通勤時の支援事業や職場定着支援事業等に取り組んできました。</p> <p>令和7年からは新たに、障害のある方の職域や働き方の拡大を目的に、超短時間雇用（週20時間未満の勤務形態）の促進モデル事業に取り組むなど、引き続き、障害のある方の就労支援及び定着支援の推進に取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者就労支援推進事業 (うち、障害者職場定着支援等推進センター事業)</li> <li>(うち、障害者就労支援プロモート事業)</li> <li>(うち、超短時間雇用促進モデル事業【新規】)</li> <li>・重度障害者等就労支援特別事業</li> <li>・シルバー人材センター運営補助等</li> </ul>	<p>41,132</p> <p>21,446</p> <p>1,897</p> <p>4,100</p> <p>33,122</p> <p>52,207</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
163	<p>企業立地促進制度補助金については、大企業を除外した制度にすること。“京都駅南オフィス・ラボ誘導プロジェクト『京都サウスベクトル』”は撤回すること。</p>	<p>企業立地促進制度は、経済活性化や雇用創出を目的に製造業等の本社、工場等の新增設等を促進する支援制度です。従来から中小企業に手厚い制度設計としつつ、大企業についても、サプライチェーンでつながる地域企業との連携や、雇用・税収面でも大きな効果を見込めるため、支援の対象としております。</p> <p>「京都サウスベクトル」は、景観の守るべき骨格を堅持した都市計画の見直しと連動して、京都駅南に新たなビジネス拠点を創出するものであり、取組を通じて経済活性化や雇用創出につなげてまいります。</p>	—	—
164	<p>社会インフラの整備を担う建設業の人材不足は深刻であり、技術力・専門力の強化と、担い手確保・育成について振興計画を立案し、具体化すること。</p>	<p>本市では、これまでから中小企業経営動向実態調査等により、各業種・業界が抱える課題等の把握に努め、必要な施策の立案につなげております。</p> <p>また、本市発注工事においては、週休二日前提の工期で発注するなど、建設産業における労働環境の改善と中長期的な育成・担い手確保を図っております。</p> <p>今後も、建設業を含め、京都経済を支えている各業種・業界の活性化に向けて、業界団体や事業者の声をいただきながら、必要な支援を実施してまいります。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
165	<p>伝統産業振興予算を抜本的に増額すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市が指定した伝統産業74品目に関わる実態調査を行うこと。</li> <li>・喫緊の課題である後継者育成を進めること。伝統産業従事者のつくり手に直接支援すること。</li> <li>・販路拡大支援は、大規模な展示会やネットの活用支援だけでなく、自主的に開催されている異業種での新作発表会など小規模な取り組みについても支援を行うこと。</li> </ul>	<p>本市では、「京都市伝統産業活性化推進条例」及び「第3期京都市伝統産業活性化推進計画」に基づき、販路開拓や新商品開発、後継者育成の支援などに取り組んでおり、令和7年度は伝統産業未来構築事業及び技術後継者育成事業を充実するなど、引き続き、本計画の推進に取り組んでまいります。</p> <p>また、伝統産業に係る実態調査については、これまでから各制度利用者、業界団体へのアンケート調査をはじめ、工房訪問などにより情報を収集し、業界の実態把握に努めており、引き続き、様々な方法により情報を収集し、業界の実態把握に努めてまいります。</p>	<p>☆伝統産業新商品開発・販路開拓支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販路開拓、産地商品宣伝 (うち、伝統産業未来構築事業【充実】)</li> <li>・伝統産業技術の保存・担い手育成支援 (うち、技術後継者育成事業【充実】)</li> <li>・伝統産業設備改修等補助</li> </ul>	<p>91,000</p> <p>67,276</p> <p>45,000</p> <p>21,630</p> <p>10,000</p> <p>45,000</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
166	<p>西陣織産地の絹織物職人の工賃を引き上げるとともに、以下の点を強化し、総合的な産地振興を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・☆伝統産業設備改修等補助制度の下限額30万円を大幅に緩和し、軽微な織機などの修繕、部品の調達に活用できる制度とすること。通年で申請できる制度とすること。</li> <li>・☆シャトル織機の故障対策を確立し、出機・賃織職人も安価で利用できるようにすること。</li> <li>・☆レピア織機で帯幅にも対応できる研究成果を活かし、産地内の設備設置と技術指導を行うこと</li> <li>・☆丹後からのメンテナンス技師派遣に対する交通費等について、府と連携し補助すること。</li> </ul>	<p>工賃引上げについては、西陣織工業組合が丹後地区絹織物業最低工賃基準以上の金額で業務委託するよう組合員に周知しており、本市ホームページ等でも周知を行っております。</p> <p>設備改修等補助制度については、下限緩和は考えておりませんが、多くの事業者が利用できるよう令和6年度に予算を増額いたしました。また、当該年度の改修等を対象とすることで、年間通じて設備改修を行えるよう工夫しているほか、メンテナンス事業者の経費も対象としております。</p> <p>京都市産業技術研究所においては、西陣織事業者からの織機の故障等に関する相談に応じているほか、織機に関する独自の研究成果を公開し、業界に周知を行っております。</p> <p>引き続き、西陣織事業者と議論を重ねながら支援してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝統産業設備改修等補助</li> </ul>	45,000

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
167	友禅職人の工賃の引き上げ、各種工程の維持のための育成資金の大幅増額で後継者育成等支援をさらに進めること。	<p>本市の支援を受けて京手描友禅協同組合が構築した京手描友禅のトレーサビリティシステムを運用し、手描友禅の価値を高め、販路の拡大を引き続き支援することで、工賃の引上げを図っております。</p> <p>また、工賃については、商慣行の改善も重要であることから、国、京都市、京都府等が参画する「きもの安全・安心推進会議」において、国が策定した指針に基づき、発注事業者が一方向的に代金を減額する歩引きの廃止等に向けた取組を支援してまいります。</p> <p>なお、後継者育成については、育成資金の交付をはじめ、伝福連携担い手育成支援事業や京都市産業技術研究所が行う伝統産業技術後継者育成研修などの実施により、引き続き、工程の維持のための後継者育成等を支援してまいります。</p>	<p>・伝統産業技術の保存・担い手育成支援 (うち、技術後継者育成事業【充実】) (うち、京都市伝福連携担い手育成支援事業)</p>	<p>21,630 10,000 1,150</p>
168	大規模小売店舗立地法は、需給調整が可能となるよう、法改正を国に求めるとともに、市独自の需給調整を含めた仕組みを作ること。事実上の大型店誘致政策である「商業集積ガイドプラン」は撤回すること。	<p>平成18年のいわゆる「まちづくり三法」の見直しでは、大規模小売店舗立地法が法の目的である周辺生活環境保持の機能を果たしていると評価されております。</p> <p>また、小売業を行う店舗の立地に際しては、地域的な需給調整を勘案しないという国の経済政策の方向性は堅持されております。</p> <p>一方、本市では、「京都市商業集積ガイドプラン」を平成12年6月から運用し、無秩序な商業開発の抑制に大きな効果を上げております。</p> <p>今後とも、「京都市商業集積ガイドプラン」を適切に運用し、地域の特性に応じた魅力ある商業集積の実現を図ってまいります。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
169	<p>大規模小売店舗・中規模小売店舗設置者に対し、地域団体への加入や協力を求め、「地域・社会貢献実施報告書」の提出は設置から2年に限らず、店舗が営業を続けている間は毎年提出するよう改めること。地元調達や雇用拡大、下請け単価や仕入れ値の改善等、その社会的役割が発揮されるよう働きかけること。予約相対取引の現状、京都市卸売市場との取引の現状を明らかにすること。</p>	<p>令和2年6月に策定した「小売店における地域・社会貢献推進の手引」に基づき、大規模及び中規模小売店舗の設置者に対して、地域団体への加入や協力をはじめとする様々な取組の実施を求めています。</p> <p>また、「地域・社会貢献実施状況報告書」の提出期間終了後も、店舗に対しては、積極的な地域・社会貢献の取組を継続するよう働きかけてまいります。</p> <p>大企業等に対しては、毎年、本市・京都府等が連携してオール京都で、下請取引の適正化や正規雇用の拡大等の要請を実施しており、引き続き、働きかけてまいります。</p>	-	-
170	<p>「商店街振興条例」の具体化、推進に当たっては、一つひとつの商店街の実態調査を行い、小売店・商店街の振興を図るものとする。規模の小さい商店街や、商店街の解散などで、支援が届かない個人商店の実情をつかみ支援すること。</p>	<p>各商店街の現状等については、商店街や業界団体等への日常的な訪問や電話等により実態把握に努めております。</p> <p>商店街の振興については、引き続き、アーケード・街路灯、防犯カメラの設置など安心安全な買い物環境の創出、キャッシュレス化・デジタル化の普及の促進に取り組むとともに、魅力的な商品・サービス等の商業コンテンツの創出を支援するほか、若手や非会員の取り込み等による商店会組織の再構築・活性化、スタートアップなど民間事業者等との連携を引き続き支援してまいります。</p> <p>今後とも、事業者の生の声をお聞きしながら、京都らしい魅力ある商業の活性化を進めてまいります。</p>	<p>☆商店街エネルギー環境整備事業 ・商店街等支援事業</p>	<p>70,000 81,400</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
171	<p>中央卸売市場第一市場の再整備については、整備事業費の圧縮に努めること。また、一人ひとりの場内事業者の声を聞き事業者の移転にかかる費用の補助制度を拡充すること。水産棟の使用料の値下げを行うこと。青果棟の使用料は値上げしないこと。</p>	<p>場内事業者とは、過剰な設備は施設使用料の増加に繋がるとの共通認識の下、約2,000回にも及ぶワーキング会議やヒアリング等を実施し、整備費の圧縮に努めてきました。</p> <p>また、移転に係る支援策についても、経営状況や関係団体の声等を十分に踏まえ、他市場と比べ充実した内容としております。</p> <p>なお、新青果棟を含め、施設の使用料については、機能強化等に応じて上昇することは当然ですが、新水産棟の使用料設定に当たっては、関係団体等の理解の下、改定率の抑制や経過措置に取り組むなど、事業者にも過度の負担が生じないよう配慮しております。</p> <p>引き続き、整備費用圧縮に努めるとともに、商品の品質向上や効率的な物流工程などといった再整備のメリットを生かせるよう取り組んでまいります。</p>	<p>☆京都市中央卸売市場施設整備</p> <p>・京都市中央卸売市場施設整備</p>	<p>5,657,000</p> <p>918,124</p>
172	<p>買い物弱者についての実態調査を行い、産業観光局・保健福祉局・都市計画局・区役所等関係局が連携を強め、地元事業者、団体と協議し対策を早急に具体化すること。</p>	<p>買い物弱者対策については、近年、大手スーパーや中小小売店等による移動販売や宅配サービス等が実施されております。本市では、商店街等に対する補助金等を通して買い物環境の向上に資する取組を実施しております。</p> <p>また、地域支え合い活動創出コーディネーターの活動を通じて、民間事業者と地域住民との連携による買い物支援の取組等、高齢者の多様なニーズに応じた生活支援活動の創出等に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>さらに、支援が必要な高齢者や障害のある方に対しては、介護保険サービスや障害福祉サービスによる買い物の代行や同行等を行っており、引き続き、適切な生活支援サービスが提供されるよう関係機関とも連携を図ってまいります。</p>	<p>・地域支え合い活動創出事業</p>	<p>105,641</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
173	<p>多様化する消費者被害を未然に防止し、相談件数の増加にも対応できるよう、以下の点に取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市消費生活総合センターの相談体制を強化すること。夜間の電話相談も実施すること。</li> <li>・相談員の雇用形態は会計年度任用職員ではなく正規雇用とすること。</li> <li>・市民が無料で利用できる「京都市民法律相談」について、相談の枠・体制を拡充すること。</li> <li>・反社会的カルト団体による被害防止対策を強化すること。</li> </ul>	<p>消費生活相談員資格等の専門資格を持つ消費生活相談員を会計年度任用職員として任用しており、多様化する消費生活相談に対し、適切に助言等ができるよう、更なる相談員の資質の向上に努めてまいります。</p> <p>また、夜間の相談については、24時間、インターネットにより相談を受け付けており、京都市民法律相談については、インターネット予約の導入など、利便性の向上に取り組んでおります。</p> <p>いかなる団体等による被害であっても、靈感商法などに係る被害相談を含め、相談員がきめ細やかに対応するとともに、消費者被害の防止・救済のため、情報発信をはじめとした啓発や、幅広い世代への消費者教育に引き続き取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活基本計画の推進 (うち、消費者相談) (うち、多重債務者対策)</li> <li>・市民相談事業</li> </ul>	<p>21,584</p> <p>3,333</p> <p>371</p> <p>23,863</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
174(1)	<p>◆農林業の振興を 国連「家族農業の10年」キャンペーンに取り組み、SDGsの推進目標に基づく京都市特有の家族農業経営の活性化推進計画を策定・具体化し、以下の点を推進すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族農業者に後継者支援制度を適用すること。新規就農者の育成のため、農業振興センターを中心に支援をさらに充実すること。</li> <li>・直売場の開設、学童農園、体験農園、観光農園などの取り組みを支援すること。</li> </ul>	<p>本市においては、SDGsや持続可能な農業の実現に重要な役割を担う家族農業を含め、「京都市農林行政基本方針」に基づき農業施策を推進しております。</p> <p>親元就農を含む新たな担い手に対する資金の支援やサポーターによる営農指導、農福連携に取り組む農業者への支援など、担い手の確保につながる農業施策を講じ、地域特性に応じた支援を展開しております。</p> <p>また、市民に農産物・農業への理解を深めていただくため、市内直売所等の情報発信や小学校での農業体験の推進、市民農園の周知や施設整備等、地産地消の推進に引き続き取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者の担い手確保・育成支援 (うち、新規就農総合支援事業～農力開発～)</li> </ul>	<p>72,344 49,443</p>

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
174(2)	<p>・中山間地の集落営農を守るため、耕作放棄地対策、担い手支援、域内販路開拓、農業施設整備などを強めること。</p>	<p>中山間地域では、平成12年度から国の「中山間地域等直接支払制度」を導入し、集落で行う耕作放棄地発生防止の取組や共同利用機械の導入等の支援を行い、集落営農の維持を図っております。また、令和5年度は京北地域において老朽化した米乾燥調製施設を再整備し、令和6年度には環境に配慮した稲作技術を確立するとともに、消費者への情報発信を行うことで、京北米のブランド化や農家所得の向上を図っており、令和7年度も引き続き支援してまいります。</p> <p>今後とも、中山間地域での営農が継続的に行われるよう、地域の実情に即した効果的な支援を実施してまいります。</p>	<p>・環境保全型農林水産業推進事業 (うち、中山間地域等直接支払交付金) (うち、京のグリーン農業推進事業)</p>	<p>106,330 33,250 5,300</p>
174(3)	<p>・共同利用機械の導入支援や、農業機械への支援は更新時も含めて支援すること。中古の機械も対象にするなど拡充すること。兼業農家の営業を支援すること。</p>	<p>農業機械については、これまでから生産緑地や農業振興地域を受益地として導入される共同利用機械の導入に対する支援を行っており、引き続き、地域の要望に寄り添い支援してまいります。</p> <p>中古機械を対象にした事業としては、国の「農地利用効率化等支援交付金」等がありますので、活用を検討される場合は、各振興センターにおいて相談を受け付けております。</p> <p>また、本市の家族農業や兼業農家は、比較的小規模な経営面積であることが多いことから、それぞれの営農形態に応じた機械や施設整備に対して、独自に支援しているほか、市内農業者の直売所情報を消費者へ発信し、販路拡大につなげるなど、本市の農家の経営発展につながる振興策を実施してまいります。</p>	<p>☆農業経営安定支援事業 ・農業生産振興対策 ・農産物等の販路拡大事業</p>	<p>210,000 25,000 1,500</p>

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
175(1)	生産緑地の保全・拡大を市の責任で行うとともに、市内農地を守る対策を強めること。特定生産緑地の指定申請について、該当する農業者に周知や相談を徹底し、面積を維持すること。	生産緑地の保全については、条例により指定に必要な規模要件を緩和し、毎年、農地所有者から指定申請を受け付けているほか、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく生産緑地の貸借制度の周知を徹底し、意欲ある担い手への貸付け等により都市農地が有効活用されるよう、引き続き取り組んでまいります。 特定生産緑地指定にあたっては、引き続き、各機会を捉えて、制度周知や丁寧な申請案内を行ってまいります。	—	—
175(2)	京都市の農業振興センターも体制を強化し、生産者の意向を十分把握し、個々の農家の営農相談、作物の生産指導等を行うこと。	各振興センターにおいて、営農相談や生産技術支援など、個々の農家の意向に合わせたきめ細やかな対応を行っているところです。 引き続き、農家の皆様に寄り添った支援を実施してまいります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者の担い手確保・育成支援</li> <li>・農業生産振興対策</li> </ul>	<p>72,344</p> <p>25,000</p>
176	「地域未来投資促進法」に基づく、生産緑地・農地を物流センター用地等産業用地に転用する方針は撤回すること。	本市では、市街化区域内で大規模な産業用地の確保が困難な状況であり、企業立地を進めるうえでの課題となっていることから、市街化調整区域における産業用地の創出に取り組んでおります。 地域未来投資促進法を活用した産業用地創出にあたっては、農業との調和を図る必要があることから、事業者による事業計画の策定の際は、営農環境に配慮した計画とするよう指導しております。 引き続き、営農環境の保全を前提に、産業用地の創出、そして都市の成長戦略の推進に取り組んでまいります。	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
177(1)	学校給食と連携し、地産地消の農業を促進すること。	<p>本市では、学校給食において通年で週4回の米飯には府内産米を使用し、また、右京区京北地域で生産される大豆を使った「京北まごころ味噌」も月1回程度使用しております。さらに、京北産の米を、年一回市内全小・小中学校の給食に使用するなど、地域食材の使用を進めております。</p> <p>引き続き、学校給食での市内産農産物の利活用と情報発信等による市民の需要喚起を図り、地産地消を推進してまいります。</p>	—	—
177(2)	学校給食における、京都市内食材の利用率を引き上げること。地域食材の利用にあたっては適切な価格で買い取ること。	<p>小学校給食は1日約7万食を提供する必要があるため、また、限られた給食費のもと、使用できる市内食材には限りがありますが、引き続き地産地消の拡大に向けて、できる限り市内・府内産食材の使用に努めてまいります。</p> <p>また、食材は（公財）京都市学校給食協会を通じて調達しており、同協会において適切な価格で購入できるように入札等を行っております。</p>	—	—
178	種子法復活を国に求め、京都府にも種子条例創設を求め、改正された種苗法のもとに戻すよう国に求め、自家栽培の現状を保持すること。農家の種苗研究・開発を支援すること。種苗の価格高騰対策を強化すること。	<p>種子法については、廃止後も京都府において「主要農作物種子生産基本方針」に基づき、府内の主要作物種子の安定的な生産、供給に取り組まれております。</p> <p>また、改正種苗法によって、自家増殖の規制を受けるのは「登録品種」に限られており、伝統野菜をはじめ市内生産の野菜のほとんどは「一般品種」であるため、自家栽培の現状は維持されるものと考えております。</p> <p>種苗の研究・開発についても、各農業振興センターが実施している営農相談を通じて、支援してまいります。</p> <p>この間の物価高騰については、あらゆる生産関連資材等で影響を受けていることから、補正予算により支援を行っているところです。</p>	☆農業経営安定支援事業	210,000

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
179	農林業と市民生活を守るためサル、イノシシ、シカ等の捕獲、追い上げを強化すること。捕獲補助金を拡充すること。防護柵補修費にも補助金を交付すること。	<p>サル、イノシシ、シカ等の捕獲及び追い上げについては、引き続き、猟友会及び野生鳥獣保護管理協議会等の連携により実施してまいります。</p> <p>捕獲補助金については、国の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に加え、本市独自の奨励金制度を活用しながら捕獲の強化に努めてまいります。</p> <p>さらに、深泥池・宝ヶ池を起点とする市街地への流出により農作物被害や生活環境被害の発生原因となっているニホンジカについて、継続して集中的な捕獲を実施してまいります。</p> <p>また、防除柵の設置・補修については、令和5年度から新たに柵の修繕や機能強化も補助の対象としており、今後も適切に維持管理がされるように支援してまいります。</p>	<p>☆農業経営安定支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣対策 (うち、深泥池・宝ヶ池ニホンジカ対策事業)</li> <li>・(うち、総合獣害対策事業)</li> <li>・(うち、有害鳥獣被害防止対策事業)</li> <li>・野生鳥獣による生活環境被害防止対策及び自主防除組織支援対策</li> </ul>	<p>210,000</p> <p>94,271</p> <p>8,207</p> <p>75,457</p> <p>9,307</p> <p>4,800</p>
180	市内林業の振興を図るために以下の取り組みを進めること。 ・林業の担い手確保、所得補償等、地位向上を図ること。 ・製材所の悉皆調査を行い、国産材の流通の現状を把握し改善を講じること。	<p>林業の担い手確保及び地位向上については、引き続き林業労働者の就労環境の改善に向けた支援を行うとともに、森林作業の安全性向上を目的とした林業従事者や森林所有者等への安全対策講習の実施及び必要な安全装備の購入支援を継続してまいります。</p> <p>さらに、令和7年度から、造林・保育に意欲的に取り組む森林所有者及び林業経営体への支援を行ってまいります。</p> <p>また、市内産木材をはじめとする地域産材の流通について、建築士や工務店などの需要先と連携したニーズ把握や製材所とのマッチング等によりサプライチェーンの構築に取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木の文化推進事業 (うち、市内産木材普及促進事業)</li> <li>・(うち、ウッド・チェンジ推進事業【充実】)</li> <li>・森林整備・担い手対策の推進 (うち、林業担い手対策事業)</li> <li>・(うち、造林保育支援事業【新規】)</li> <li>・森林経営管理の推進 (うち、林業の担い手育成・確保対策事業)</li> </ul>	<p>79,785</p> <p>22,500</p> <p>49,000</p> <p>172,503</p> <p>5,835</p> <p>12,000</p> <p>152,650</p> <p>9,500</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
181	8 ジェンダー平等社会の実現をめざして ジェンダー平等を本市のあらゆる施策の根幹に据えること。男女共同参画にとどまらずジェンダー平等を推進するために条例を制定し、施策を推進する局を新設すること。	「第5次京都市男女共同参画計画」に基づき、あらゆる行政施策に男女共同参画の視点を反映するため、全局区等が参画する京都市男女共同参画推進会議の下、各分野別計画等とも連携しながら、全庁横断的に多様な取組を推進しており、本市における男性職員の育児休業取得率が令和2年度の36.7%から令和5年度には88.2%に上昇していることをはじめ、着実な進捗が見られるところです。 新たな局の設置や条例制定は考えておりませんが、今後とも、性別にかかわらず、誰もが活躍できる社会の実現に向けて、企業・団体等とも連携し、取組を進めてまいります。	—	—
182	男女共同参画センター（ウィングス京都）は廃止しないこと。DV対策、女性支援、ジェンダー平等を推進する施設として、体制と機能を強化すること。施設整備の計画的実施を行うこと。運営等に営利企業を参入させないこと。	男女共同参画センター（ウィングス京都）については、関係機関とも連携しながら、DV対策や女性支援等男女共同参画の推進に引き続き取り組むとともに、男女共同参画の取組の拠点としてより魅力ある施設となるよう、民間のアイデアを活かし、更なる活性化を図れるよう取り組んでまいります。 なお、施設整備につきましては、令和6年度及び令和7年度に外壁改修等の改修工事を実施するなど、必要な整備を進めております。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画センター運営・整備 (うち、男女共同参画センター運営) 106,960</li> <li>(うち、男女共同参画センター施設レイアウト見直し事業) 6,300</li> <li>(うち、男女共同参画センタートイレリニューアル事業) 120,150</li> <li>・外壁改修等の改修工事 287,780</li> </ul>	
183	令和4年11月市会における「女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する環境整備を求める意見書」の採択も踏まえ、市として女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を国に求めること。	国は第5次男女共同参画基本計画において「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。」ことを掲げ、現在様々な検討等がなされております。 令和4年度に採択された「女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する環境整備を求める意見書」を踏まえるとともに、令和6年10月の国連女子差別撤廃委員会の最終見解を受けた国の動向を引き続き注視してまいります。	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
184(1)	<p>第5次男女共同参画計画の推進について、以下の取り組みを強化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国に対してILOの「仕事の世界における暴力及びハラスメント」に関する条約を批准するよう求め、ハラスメント根絶に向け、実効ある対策ができるよう引き続き法改正を求めること。</li> </ul>	<p>国においては、ハラスメント対策の強化として、男女雇用機会均等法等の改正が行われるなどの法整備が進んでおります。</p> <p>本市では、こうした国の動きとも連動し、ホームページにおいてハラスメント相談窓口の周知に努めており、必要な取組を進めているところです。</p> <p>今後もハラスメント根絶のため市民や事業者をはじめ、各種関係機関と連携し、誰もが安心して働き続けられる職場づくりに向けて取り組んでまいります。</p> <p>なお、ILO条約の批准と関係法整備については、国において、ハラスメント防止対策の強化と併せて、国内法制との整合性の検討を進めていくと承知しております。</p>	—	—
184(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員の同性パートナーを家族と認め、異性夫婦と同等の手当等の支給をすること。</li> </ul>	<p>職員の手当等の給与制度については、国や他都市の制度との均衡を図る必要がありますが、同性パートナーには民法上の扶養義務や年金等の権利が認められていない等の課題がある中で、国や他の政令市においても現時点で導入事例がないことから、引き続き、慎重に検討を行ってまいります。</p>	—	—
184(3)	<p>民間事業所にも同様の制度の実施を働きかけること。</p>	<p>民間事業所に対しては、啓発パンフレットでの企業の実践事例の紹介や、人権啓発講座などを通じて、パートナーシップ制度とその関係にある社員への理解について、啓発に努めているところです。</p> <p>引き続き、多様な性の在り方が尊重され、差別や偏見のない「誰一人取り残さない」共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権文化推進計画の推進 (うち、人権文化推進計画進行管理) 5,997</li> <li>(うち、企業啓発事業) 1,807</li> </ul>	40,682

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
184(4)	<p>・男性の京都市職員・教職員の出産補助休暇を拡大し、取得目標を定めること。育児休暇の取得目標は大幅に引き上げ、さらに取得日数の目標を定め、早期に達成すること。</p>	<p>本市職員が安心して出産や子育てができるよう、休暇等の各種制度を詳しくまとめたハンドブック等を通して、周知に努めているところです。</p> <p>また、令和6年度末に特定事業主行動計画「仕事と子育ていきいき活躍プラン 2nd step」が終期を迎えることから、同年度中に次期計画を策定する予定であり、本市の状況や国が示す目標を踏まえた新たな目標を設定し、その達成に向けた取組を推進してまいります。</p>	—	—
184(5)	<p>・女性幹部の登用率を高めること。誰もが働きやすい職場をつくるため、職員の定数増と労働時間の短縮で長時間過密労働を是正すること。</p>	<p>本市では、意欲と実行力のある女性の積極的な登用を進めており、市長部局の女性管理職の割合は平成20年度の9.6%から令和6年度には17.9%へと大きく向上しております。引き続き、女性活躍の一層の推進に向け、中長期的な視点に立った人材育成や職員の意識改革などに取り組んでまいります。</p> <p>また、これまでから、職員がいきいきと働ける勤務環境の整備のための体制強化に加え、デジタル技術を活用した業務効率化等による徹底した働き方改革に取り組んでおり、令和5年度の時間外勤務は、目標を大きく上回る令和元年度比35.8%縮減を達成しました。</p> <p>今後も引き続き、全ての職員が意欲を持ち、能力を十分発揮できる環境整備に取り組んでまいります。</p>	—	—
184(6)	<p>・審議会委員への女性の登用率をさらに高めること。</p>	<p>審議会委員への女性の登用については、「第5次京都市男女共同参画計画」において、「男女いずれの委員の登用率も35%を超える附属機関等の割合を70%以上にす</p> <p>る」ことを令和7年度までの目標としており、令和6年3月末時点では70.2%と目標を上回っております。</p> <p>引き続き、本市における意思決定の場への男女の均等な参加の促進が図れるよう、女性委員の登用率向上に取り組んでまいります。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
184(7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>性的少数者の権利保障に取り組むこと。</li> <li>LGBTQ+／SOGIの当事者及び支援者等を含め幅広くアンケート等を行い、意見要望を継続的に聴取し、施策に反映すること。常設の「専門相談窓口」「コミュニティスペース」を設置し、臨床心理士の資格を持つスタッフを常駐させること。</li> <li>パートナーシップ宣誓制度を創設した自治体として、人権・個人の尊厳を守る立場から、同性婚を認めるよう国に対して求めること。</li> </ul>	<p>これまでから、パートナーシップ宣誓時のアンケート等を通じて、当事者が抱える生きづらさの把握に努めており、また、事業実施の際には、当事者団体に意見を聴き、事業に反映させております。</p> <p>また、コミュニティスペース及び一定の資格や相談支援の経験を有する専門相談員による個別相談会を実施しているほか、当事者団体においても、コミュニティスペース等を定期的実施されており、こうした取組の周知により参加の機会の拡大に努めております。</p> <p>なお、婚姻制度については、家族の根幹に関わる問題であり、国が統一的に定める制度であることから、広く国民の意見も踏まえ、国において検討すべきものと考えております。</p>	—	—
184(8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>パートナーシップ宣誓制度は、当事者の声を聞き、さらに利用しやすい制度へと改善すること。新たにファミリーシップ宣誓制度を導入すること。</li> </ul>	<p>パートナーシップ宣誓制度は、人権文化推進懇話会や当事者支援団体が参画する専門意見聴取会での議論に加え、当事者団体からの意見も反映し、創設したものです。制度の創設後、京都府域を超え、大阪・兵庫との42自治体で都市間連携を開始（令和6年4月～）し、さらに全国の169自治体に連携を大幅に拡大（令和6年11月～）するなど、宣誓者の負担軽減に取り組んでいるところであります。今後も、宣誓者のアンケートやコミュニティスペースの場等で当事者の声を聞きながら、利用しやすい制度となるよう運用してまいります。</p> <p>ファミリーシップ宣誓制度の導入については、多様な意見を踏まえながら、導入している自治体の取組を参考にしつつ、引き続き、研究してまいります。</p>	—	—

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
184(9)	・多機能トイレの未設置の市施設を明らかにし、すべての施設に設置すること。	<p>バリアフリー法及び市条例により、官公署の便所で多数の者が利用するものについては、車いす使用者用便房の設置等が義務付けられております。本市の施設においても、大規模改修等の際には、これらの法令に基づき整備を行っているところです。</p> <p>また、本市では、全ての人にやさしい心のこもったまちづくりの推進を目的とする「京都市みやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク等交付要綱」に基づき、誰もが利用しやすい多機能トイレの設置誘導を図っております。</p> <p>なお、多機能トイレが必要な方の外出時の参考としていただくため、本市ホームページ（京都市情報館）において、本市所管施設の多機能トイレ一覧を掲載しております。</p>	—	—
184(10)	・公共施設の女性トイレの設置数を増やすこと。	<p>公共施設の女性トイレの設置数については、各施設の利用実態や現場条件を踏まえ、施設管理者が、施設改修等の機会を捉え検討すべきものと認識しております。</p>	—	—

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
185	<p>☆困難な問題を抱える女性への支援に関する法律にもとづき、京都市独自の支援計画を作ること。・区役所・支所にも相談窓口を設置し、正規の女性相談支援員を配置すること。京都市女性のための相談支援センター（みんと）の周知徹底を行うこと。SNS等でも相談できる体制を確立すること。</p>	<p>現行の男女共同参画計画の改定に併せ、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画を令和7年度中に策定する予定をしております。</p> <p>京都市女性のための相談支援センター「みんと」においては、高い専門性と共通の支援ノウハウを有する8名の相談支援員による長期的・継続的な支援や、この体制を活かした迅速かつ手厚い対応、土曜日の対応など、ニーズに応じた適切な支援を行っております。また、区役所・支所とも、これまでから高齢、障害、子ども等の窓口と連携した支援を実施しており、さらには、令和6年度から取り組んでいる「重層的支援体制」にも女性支援の専門機関として参画し、より一層の連携強化を図っていることから、区役所等での新たな相談窓口の設置は考えておりません。</p> <p>令和7年度は、「みんと」及び併せて運営を委託している京都市DV相談支援センターの相談支援員全体の体制強化に取り組むほか、引き続き「みんと」の周知徹底に努めます。</p> <p>また、SNS相談については、京都府において実施されているWebチャット相談「ここはな」を通じ、適切にみんとにつながるよう府市で連携してまいります。</p>	<p>・DV対策事業・困難な問題を抱える女性に対する支援事業 （うち、DV相談支援センター・みんとの運営及び被害者支援事業） （うち、DV相談支援センター・みんとの体制強化【充実】）</p>	<p>73,430</p> <p>65,430</p> <p>8,000</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
186(1)	<p>リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立ち、以下の点に取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育の場で科学的な包括的性教育を導入し、子どもの権利条約やジェンダー平等、人権尊重の立場で教育内容の充実を行うこと。</li> </ul>	<p>本市では、「第5次京都市男女共同参画計画」において、人権尊重の精神に基づく「性に関する指導」の推進を掲げ、学習指導要領や児童生徒の発達段階等を踏まえた「性に関する指導」を各校で実施しております。その中で、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするための「生命の安全教育」を推進し、指導の充実を図っているところです。</p> <p>今後も、男女相互の理解を深め、生命や自己及び他者の個性を尊重すること、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築すること等を重視した指導を実施するとともに、様々な機会を通じて、若年層向けの予防啓発等に取り組んでまいります。</p>	—	—
186(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての公共施設のトイレに生理用品を備え付けること。</li> </ul>	<p>公共施設における生理用品備え付けは、トイレの衛生管理状況等を踏まえ、施設管理者において判断されるものですが、社会課題である「生理の貧困」の解決を図るため、令和5年度から試行的に市立学校に生理用ナプキンディスペンサーを設置しています。また、令和6年度には、地下鉄駅のトイレ(8駅21か所)において生理用品を無料で提供するサービスを導入しました。</p> <p>今後の拡大に向けては、運用状況を勘案しながら、引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>引き続き、各種の広報や啓発等を通じて、社会全体で男女が互いに性に関する理解を深めていけるよう取組を進めてまいります。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
187(1)	<p>DV・性暴力の対策を強化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間シェルターへの補助を拡充すること。市独自でも公的シェルターを設置し、被害者が安心して過ごせる住宅環境を保障すること。市として住居の保証人となるなどの支援制度を創設し、セキュリティーの高い住居への転居費等の助成金を創設すること。</li> <li>・DV相談支援センターや犯罪被害者支援センターの相談の増加に見合う体制や処遇改善、相談時間、継続的支援の拡充を行うこと。</li> </ul>	<p>本市では、平成23年4月に「(公社)京都犯罪被害者支援センター」に設置した「京都市犯罪被害者総合相談窓口」において様々な支援を行っており、同センターのボランティア募集時には本市も周知に協力し、支援体制の拡充に寄与しております。</p> <p>民間シェルターについては、本市の家賃等助成のほか、国の交付金を活用し、法律相談や多言語対応等の専門的支援等にも補助を行っております。令和6年度からは、困難な問題を抱える女性に対する支援事業として、京都市女性のための相談支援センター「みんと」を設置するとともに、民間シェルターへの補助も拡充しました。また、府が設置する公的シェルターや居住支援法人等とも引き続き緊密に連携しながら、被害者の自立に不可欠な居住支援に取り組んでまいります。</p> <p>犯罪被害者等に対する転居に係る支援としては、市営住宅優先入居の案内等を行っております。また、「京都府犯罪被害者等支援条例」に基づき京都府が創設した転居費用の補助制度の周知にも努めております。</p> <p>DV相談支援センターの体制については、同センター及び併せて運営を委託している京都市女性のための相談支援センター「みんと」の相談支援員全体の体制強化に取り組み、引き続き被害者に寄り添ったきめ細やかな相談支援を実施してまいります。</p> <p>引き続き、各関係機関と連携し、犯罪被害者等への支援を行ってまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等支援策の推進</li> <li>・DV対策事業・困難な問題を抱える女性に対する支援事業</li> </ul> <p>(うち、DV相談支援センター・みんとの運営及び被害者支援事業)</p> <p>(うち、DV相談支援センター・みんとの体制強化【充実】)</p>	<p>8,548</p> <p>73,430</p> <p>65,430</p> <p>8,000</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
187(2)	<p>・デートDV、性暴力や性虐待、中絶や緊急避妊薬等、中高生や若者への教育・啓発活動を強めること。</p>	<p>中高生や若者への教育・啓発については、学校において、学習指導要領や発達段階等を踏まえながら、人権尊重、男女平等の理念に基づく「性に関する指導」を実施しております。その中で、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようするための「生命の安全教育」を推進し、生命や自己及び他者を尊重すること等を重視した指導の充実を図っているところです。また、学校に向いてのデートDV予防講座、大学と連携したDV・性暴力に関する講座の開催等に取り組んでおります。今後も様々な機会を通じて、若年層向けの予防啓発等に取り組んでまいります。</p>	<p>・DV対策事業・困難な問題を抱える女性に対する支援事業 (うち、DV相談支援センター・みんとの運営及び被害者支援事業) ・民間団体との協働による若年被害女性等支援事業【新規】 ・男女共同参画センター運営・整備 (うち、男女共同参画センター運営)</p>	<p>73,430 65,430 12,000 233,410 106,960</p>
187(3)	<p>・性犯罪被害者相談窓口を府や民間任せにせず、市として創設し、ワンストップの継続的な支援体制を確立すること。京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター京都SARAへ、京都市も財政支援を行うこと。</p>	<p>本市の犯罪被害者総合相談窓口を設置している「(公社)京都犯罪被害者支援センター(以下「支援センター」)」では、性犯罪被害者の相談等も受け付け、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(以下「京都SARA」)」と連携しながら支援を行っております。 また、府が設置する「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター連携・検証会議」に本市も参画し、関係機関と情報共有を行っております。 さらには、令和6年7月に開所した「京都市女性のための相談支援センター『みんと』」においても、性暴力を含む幅広い相談を受け付けており、京都SARAと相互に連携した支援を行っております。 引き続き、関係機関と連携し、各センター及び京都SARAの周知に努めるとともに、性犯罪被害者等に寄り添った支援を行ってまいります。</p>	<p>・DV対策事業・困難な問題を抱える女性に対する支援事業 (うち、DV相談支援センター・みんとの運営及び被害者支援事業) (うち、DV相談支援センター・みんとの体制強化【充実】) ・犯罪被害者等支援策の推進</p>	<p>73,430 65,430 8,000 8,548</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
187(4)	・加害者に対し、研究者とも連携し、加害者プログラムにつなげる。加害者更生支援の専門機関を創設すること。	DVの加害者更生支援については、京都府が「DV加害者更生カウンセリング」を実施しており、必要に応じて案内、連携を行うなど、引き続き、被害者支援の一環としての加害者更生を後押ししてまいります。	—	—
188	女性や若者の自殺対策を強めること。	令和5年3月に策定した第3次「京都市自殺総合対策推進計画」において、女性や若者の自殺対策をはじめとした様々な課題に焦点を当て、取組を進めることとしております。 これまでから、庁内外の関係機関において、女性や若者の自殺対策につながる様々な取組を進めているところであり、引き続き、これらの関係機関と連携し、自殺対策を推進してまいります。	・命の大切さと生きる勇気・力を取り戻すための支援の充実	23,587
189(1)	9 青年がいきいきと住み続けられる京都市を経済的な理由で学業を続けられなくなる大学生等を生まず、安心して学べる環境のために以下の対策をはかること。 ・市独自の給付制奨学金制度を創設すること。 ・大学支援にとどまらず、学生への直接支援（テキスト代、家賃補助など）に取り組むこと。	学生への経済支援については、公平性やその規模の観点から、国において統一的に対応されるべきものであり、この間、修学に係る経済的負担軽減策の充実等を国に対して繰り返し要望しております。 また、大学との協働により集めたふるさと納税寄付金の一部を活用し、学生に最も身近な存在である大学・短期大学が実施する学生支援に要する経費を助成しております。 今後も、国に要望を行うとともに、関係機関等と連携を図り、必要な取組を進めてまいります。	・ふるさと納税を活用した大学における地域連携等推進事業	129,000

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
189(2)	<p>・市立芸術大学について、学費減免・納付猶予にとどまらずに入学料や授業料の無償化に取り組むこと。市の責任で球技のできる野外グラウンドの確保や購買部の設置を行うこと。</p>	<p>授業料等については、国立大学の標準額に準じており今後も国の動向を注視しながら設定してまいります。</p> <p>本格的な球技活動については、令和5年度に練習場所の確保を目的とした美術教育後援会による補助が実施され、他施設の利用に係る2件の交付実績がありました。代替グラウンドの確保や活動支援の継続については、引き続き大学とも連携しながら、検討を進めてまいります。</p> <p>購買については、大学において事業者と協議を進めており、大学内に設置する意向であると聞いております。</p>	—	—
189(3)	<p>・大学のまち京都として、地下鉄定期券割引率を政令市平均まで引き上げること。高校生の定期券割引率も引き上げること。</p>	<p>地下鉄事業は、多額の有利子負債を抱える厳しい経営状況の中、新型コロナウイルス感染症の影響による運賃収入の大幅な減少で収支が悪化しました。</p> <p>令和6年度においては、回復基調が高まりつつあるものの、コロナ禍前と比較すると依然として厳しい状況が続いており、事業収入の根幹となる定期運賃の引き下げを行うことは困難です。</p>	—	—
190	<p>青少年活動センターを全行政区・支所単位に設置すること。</p>	<p>青少年活動センターについては、市内7か所に設置しており、現時点で新たに設置する考えはありませんが、今後も各青少年活動センター相互の連携を図るとともに、市内各所においてアウトリーチ手法を活用した事業を実施するなど、全市の青少年の自主的な活動を支援してまいります。</p>	<p>・青少年育成の推進 (うち、青少年活動センター運営)</p>	<p>322,385 309,851</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
191	若い世帯や青年労働者などへの家賃補助制度を創設すること。	<p>家賃補助制度については、財政的な負担が大きいという、必ずしも若年・子育て世帯の定住の決め手とは言えず、創設は考えておりません。</p> <p>本市では、若年・子育て世帯の定住促進に向け、若い世代にも手が届きやすい既存住宅の流通促進に取り組んでいるところであり、すまいの選択の幅が広がるよう、今後とも取組を進めてまいります。</p>	—	—
192	京都市に関わる機関や団体等において、非正規労働者の正規雇用化をすすめること。市内各企業にも同様の趣旨を呼びかけること。	<p>本市の外郭団体等においては、それぞれの団体の実情に応じて、一般職員との適切な役割分担を踏まえ、非正規職員の活用を図っているものであり、今後も適切に任用・配置されるものと認識しております。</p> <p>また、京都市長、京都労働局長、京都府知事の連名で、経済団体に対し、「非正規雇用労働者の待遇改善など質の高い安定雇用の拡大」等について、令和6年12月に要請しております。</p> <p>さらに、京都市わかもの就職支援センター内の「就職氷河期世代活躍支援コーナー」では、就職活動に関する相談対応等を行っております。</p> <p>引き続き、国や京都府等と連携しながら、正規雇用の拡大に向けて取り組んでまいります。</p>	<p>・地域企業応援プロジェクト (うち、多様な担い手活躍プラットフォーム【新規】)</p>	<p>76,200 25,000</p>

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
193(1)	<p>違法な働き方を根絶し、ジェンダー平等の推進によって、若者が安心して就労できるよう以下の方策を採ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内から労働法規違反の事業所をなくすよう、労働局・府との連携を強化し、悪質企業名の公表など実効ある手立てを尽くすこと。</li> <li>・就職活動におけるハラスメント対策を強化すること。</li> </ul>	<p>労働基準法などの労働関係法令の規定に違反する企業への対応については、国からは是正勧告を受けたり、公表されたりした場合に、ハローワークにおいて新卒求人は受け付けないこととするなどの対策を行っており、引き続き、国等と連携し、実効ある対策を講じてまいります。</p> <p>また、就職活動におけるハラスメント対策については、令和6年6月に「就職活動におけるハラスメントの防止対策の強化」について国へ要望したほか、同年8月及び12月には経済団体へ対策の徹底を要請しております。</p> <p>引き続き、国へ働き掛けていくとともに、経済団体等とも連携し、事業者や求職者に積極的に周知・啓発を推進してまいります。</p>	・京都中小企業担い手確保・定着支援事業	72,997
193(2)	<p>違法な働き方を根絶し、ジェンダー平等の推進によって、若者が安心して就労できるよう以下の方策を採ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市として独自に学生の生活、アルバイトや非正規労働者の実態調査を行い、身近な相談窓口・対策室などを充実させること。</li> <li>・高校生・専門学校生・大学生に対して、労働局・府・教育機関と連携し、労働法の教育を行うこと。特に大学・専門学校の新生入生に対して、労働法についてのガイダンスを行うよう大学・専門学校に申し入れること。</li> <li>・「わかもの就職支援センター」の周知と機能の強化、体制の充実を進めること。</li> </ul>	<p>アルバイトのトラブルへの対策については、本市、京都府、京都労働局で構成する京都学生就労環境等適正化協議会において、周知啓発、法律に基づく調査、監督指導を行うなど、各機関が役割を果たしながら取り組んでおります。</p> <p>労働法教育については、学生向けセミナーや啓発動画の配信等を実施しております。</p> <p>京都市わかもの就職支援センターについては、ウェブサイト「京のまち企業訪問」を活用した情報発信等により、学生のセンター利用を促進しており、引き続き京都で学ぶ学生の市内就職の促進を図ってまいります。</p> <p>引き続き、違法な働き方等の根絶に向け取り組んでまいります。</p>	・京都中小企業担い手確保・定着支援事業	72,997

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
194	京都府就労・奨学金返済一体型支援事業へ京都市としても独自の上乗せをすること。返済補助制度をつくること。	京都府就労・奨学金返済一体型支援事業は、本市、京都府及び京都労働局の行政機関、経済団体、労働者団体で構成される「京都労働経済活力会議」での協議を踏まえ、平成29年度に京都府が創設しております。今後も、関係機関等と連携を図り、各種制度の活用促進を含め、必要な取組を進めてまいります。	—	—
195	府の「就労・奨学金返済一体型支援事業」における従業員負担分を肩代わりするなど奨学金返済支援を独自に行うこと。	京都府就労・奨学金返済一体型支援事業は、本市、京都府及び京都労働局の行政機関、経済団体、労働者団体で構成される「京都労働経済活力会議」での協議を踏まえ、平成29年度に京都府が創設しております。今後も、関係機関等と連携を図り、各種制度の活用促進を含め、必要な取組を進めてまいります。	—	—
196	10 文化・芸術、市民活動の振興、スポーツ環境整備の拡充を 「Arts Aid KYOTO～京都市 連携・協働型文化芸術支援制度」は、文化芸術関係者自らが資金を集める仕組みを改めること。通常支援型について、予算規模と支援の枠を抜本的に拡大すること。審査内容を公開すること。	文化芸術事業実施者に補助金を交付するArts Aid KYOTOについては、文化芸術関係者自らの支援獲得の意向に合わせ、ふるさと納税寄付金など民間資金を活用しながら、事業認定型・通常支援型の制度を運用しております。通常支援型については、審査基準及び審査員を公表しており、また、予算規模についても寄付金の獲得状況を注視しながら引き続き検討してまいります。	・京都・文化ファンドレイジング戦略推進事業	418,400

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
197	文化芸術関係者へのニーズをつかむヒアリングや実態調査を行い、京都市の文化政策に反映させること。芸術系学生へのアンケート調査を行うこと。	京都市文化芸術総合相談窓口（KACCO）やHAPSにおいて、日々の相談対応や出張ヒアリングを通じて文化芸術関係者の状況を把握し、引き続き芸術家に寄り添った対応を行ってまいります。また、HAPSと協力のうえ、芸術系大学の学生へのアンケート調査の再開を検討してまいります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化芸術総合相談窓口（KACCO）</li> <li>若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり</li> </ul>	16,000 31,023
198	<p>京都市美術館の運営にあたっては、以下の項目に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直営を堅持し、指定管理者制度は導入しないこと。</li> <li>公営美術館として、企業の利益を優先する運営はおこなわないこと。学芸員は直営の正規職員を増やすこと。</li> <li>入館料及び使用料は値下げすること。公募展及び教育関係の展覧会の使用料には、減免制度を設けること。会議室等を安く使えるようにすること。</li> <li>付属棟を変更したレストラン設置計画を見直し、安価で市民が使いやすい展示スペースとして活用すること。</li> </ul>	<p>美術館の運営については、引き続き、直営の学芸体制を中心に民間事業者のノウハウを活かしながら、様々なメリット・デメリットを分析し、より効率的・効果的な方法について、幅広く検討してまいります。</p> <p>料金については、他都市類似施設との均衡、受益者負担率等を踏まえつつ、教育機関は割増適用外とするなど、適正に設定しており、値下げや減免制度を幅広く適用する考えはありません。</p> <p>付属棟については、レストランを美術館再整備基本計画においても必要な施設と位置付けております。また、展示スペースとして整備するには、展示環境として必要な空調・照明や搬出入の設備など、大幅な改修を行う必要があるため困難です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>美術館運営</li> </ul>	849,573

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
199	京都会館の利用料を値下げすること。	ロームシアター京都の利用料金については、受益者負担率を踏まえつつ適正に設定しており、値下げを行う考えはありません。	・ロームシアター京都（京都会館）【指定管理（利用料金制）】	369,143
200(1)	音楽、ダンス、演劇、伝統芸能などに、市民が日常的に親しめるよう、以下の点に取り組むこと。 ・京都市が主催する文化事業の鑑賞料金は、さらに低くし、小・中・高校生の料金は無料とすること。 ・京都市交響楽団員による小中学校への巡回演奏もおこなうこと。 ・子ども舞台芸術鑑賞支援事業等は学校公演を増やすこと、文化芸術関係者の仕事創出につながるよう、京都の音楽・ダンス・演劇・伝統芸能関係者等と連携し進めること。	本市では、ロームシアター京都において、毎年、夏休み期間中に「プレイ！シアター」を開催し、子どもを対象とした、無料で楽しめるコンサートやワークショップ等を実施しております。また小学生のための音楽鑑賞教室、中学生のためのオーケストラ入門教室に加え、市内5箇所の文化会館において、京都市交響楽団の生の演奏を、通常の演奏会に比べ低料金で身近に触れられる「みんなのコンサート」を実施しております。引き続き、SNSを通じた情報発信など、子どもはもとより、より多くの市民に京都市交響楽団の音楽を届けられるよう取組を進めてまいります。 「伝統公演授業（ようこそ和の空間）」では、伝統芸能の魅力に触れる機会を、「文化芸術授業（ようこそアーティスト）」では、音楽、ダンス、演劇、伝統芸能など幅広い分野の文化芸術に親しむ機会を創出しております。 また、親子や子どもたちを対象としたイベント情報やコラムを掲載する子ども向けアート情報の総合サイト「KYOTO ART BOX for KIDS」により、積極的な情報発信を行うなど、引き続き、子どもをはじめ、より多くの市民が、身近に文化芸術に親しめるよう取り組んでまいります。	・子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出（うち、子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出【充実】） ・京都市交響楽団運営補助	54,200 28,700 924,000

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
200(2)	<p>・市の文化施設のバリアフリー化、多機能トイレの設置を急ぐこと。 ・地域文化会館を全行政区に設置すること。文化芸術活性化パートナーシップ事業の団体を増やし、市民の鑑賞機会と鑑賞施設を増やすこと。民間文化施設への補助制度をつくり、市民が低料金で使えるようにすること。</p>	<p>施設のバリアフリー化、多目的トイレの設置については、老朽化に伴う機能低下への確実な対応も含めた修繕全体の中で、優先順位を検討して進めてまいります。 また、文化会館における文化芸術活性化パートナーシップ事業や、市民が低料金や無料で参加できる文化事業については、引き続き実施してまいります。 なお、新たな文化会館の開設や、民間文化施設に対する補助制度の創設については、困難と考えております。</p>	-	-
201	<p>球技やスケートボードをはじめ、市民が予約不要で気軽に利用できるスポーツ施設・公園を増やし充実を図ること。全行政区に地域体育館を設置すること。</p>	<p>本市では地域体育館13箇所のほか、体育館、グラウンド、テニスコート、プールなど計41箇所のスポーツ施設を有しております。 ほぼ全ての施設が「京都府・市町村共同公共施設案内予約システム」によるインターネットでの予約が可能となっており、気軽に御利用いただける環境も整えております。 また、令和4年度から寄付金を主な財源とし、宝が池公園運動施設球技場及び下鳥羽公園球技場の改修や、宝が池公園運動施設アーバンスポーツパークの新設にも取り組んでおります。 今後も民間活力を導入しながら、利用環境の充実・向上に努めてまいります。</p>	<p>・スポーツ施設等整備 (うち、球技場等運動施設整備事業(下鳥羽公園球技場改修)) ・スポーツ情報提供システム運営費 ・新「京都府・市町村共同公共施設案内予約システム」改修</p>	<p>1,063,457 368,200 29,672 22,000</p>

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
202	<p>スポーツ施設の改修や設備・機器類の充実、人員体制、市民から寄せられる相談・要望については、指定管理者任せにせず、市が責任を持って対応すること。地域体育館の管理事務所等には施設ごとに複数の人員を常駐させること。バリアフリー化と多機能トイレの設置を急ぐこと。</p>	<p>スポーツ施設においては、立地条件等の実情やそれぞれの施設が持つ特色を踏まえた運営を行っております。管理運営や維持修繕、市民から寄せられる要望や相談等については、指定管理者と情報共有するだけでなく、本市も自ら状況の把握に努めております。引き続き、指定管理者と連携し、責任を持った対応を行ってまいります。</p> <p>また、バリアフリー化等については既存施設の老朽化対策等と併せて、今後も予算の範囲内で対応を進めてまいります。</p>	<p>・スポーツ施設等整備</p>	1,063,457
203	<p>横大路運動公園の再整備、水垂運動公園の整備にあたって、PFI手法ではなく、京都市直営で早期に整備・管理・運営を行うこと。</p> <p>・当面、屋外トイレの改修については、再整備を待たず早急に行うこと。</p> <p>・体育館の改修や設備機器の充実についても計画を作ること。</p>	<p>横大路運動公園の再整備や水垂運動公園の整備については、いずれも多額の経費を要するため、本市負担をできるだけ抑えられる手法を検討しております。整備時期については、本市の財政状況や国・府の補助の見通しなどを踏まえながら、必要に応じてPFI等の民間活力の導入可能性も含め、今後検討してまいります。</p> <p>なお、横大路運動公園の屋外トイレの改修については、再整備の中で対応を行う予定です。</p> <p>一方で、体育館については、部分的改修や設備機器の更新等が必要なため、今後も指定管理者と連携し、必要な対応を行ってまいります。</p>	<p>・スポーツ施設等整備 (うち、水垂運動公園(仮称)整備)</p>	1,063,457 12,100

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
204(1) )	文化・スポーツ施設の利用料を引き下げること。高校生・専門学校生を含む青年や高齢者の割引制度を導入し拡充すること。	<p>施設の利用料については、他都市類似施設との均衡、受益者負担割合等を踏まえた適正な水準に改定を行ったところでは、</p> <p>利用料の改定に当たっては、令和4年2月市会において関連議案を提案し、御議決いただいております。利用料の引き下げを行う考えはありません。</p> <p>なお、一部施設においては、中学生以下の子ども、障害者及び高齢者料金の減免を継続して実施しております。</p>	—	—
204(2) )	「京都市キャンパス文化パートナー制度」については、スポーツ施設などにも利用を拡大するとともに、京都市美術館の企画展も対象とすること。	<p>「京都市キャンパス文化パートナー制度」は、学生に京都が有する多彩な文化芸術に触れる機会を提供し、学生の文化芸術に対する理解を深めることを目的としています。</p> <p>適正な受益者負担を求めるとともに、対象施設の拡充は難しい状況ではありますが、制度の充実に向けて、文化施設等に対し、学生が施設を利用する際の特典について協力を求めるとともに、(公財)大学コンソーシアム京都等と連携し、学生への制度周知に取り組んでまいります。</p>	—	—
205	学区ごとに、市民が無料または低料金で気軽に使える集会所・公民館をつくること。区役所の会議室等も市民に広く開放すること。	<p>集会所は、地域における重要な役割を担う施設であることから、住民福祉の向上及び地域社会の活性化を図ることを目的として、自治会・町内会が行う集会所の新築や増改築・修繕に要する費用の一部を補助してきたところです。予算上の制約はありますが、今後も、自治会等の地域からの要望に基づき、自主的な地域活動の一助となるよう支援してまいります。</p> <p>また、区役所・支所の会議室については、各区役所・支所が定める要綱において、利用対象者や利用時間などの条件を定め、各区役所・支所において使用承認しております。</p>	・集会所新築等補助金	17,600

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
206(1)	<p>いきいき市民活動センターは、市民活動を保障する公の施設であり、廃止方針は撤回すること。使用料金を引き下げる。すべての施設にエレベーターと多機能トイレを設置すること。センターのない行政区にも新たに設置すること。市営住宅団地再生計画に伴う左京東部、岡崎いきいき市民活動センターを廃止ではなく改修・改築し存続すること。</p>	<p>いきいき市民活動センターについては、令和3年1月に策定した「京都市いきいき市民活動センターの在り方の基本方針」において、資産を有効活用する観点から既存の施設を転用した施設であり、多額の経費を要する建替えや延命のための大規模修繕は行わないことを基本としております。</p> <p>このため、新たに設置することは考えておりません。</p> <p>また、この基本方針に基づき、老朽化等が進んでいる岡崎及び左京東部いきいき市民活動センターについては、団地再生計画を機に廃止する方針です。</p> <p>エレベーター及び多目的トイレについては、スペースや経費の課題があることから、設置に当たっては、相当な困難があるものと考えております。</p>	<p>・ 市民活動センター修繕費</p>	8,553
206(2)	<p>いきいき市民活動センターは、市民活動を保障する公の施設であり、廃止方針は撤回すること。使用料金を引き下げる。すべての施設にエレベーターと多機能トイレを設置すること。センターのない行政区にも新たに設置すること。市営住宅団地再生計画に伴う左京東部、岡崎いきいき市民活動センターを廃止ではなく改修・改築し存続すること。</p>	<p>利用料金については、受益者負担率の適正化を図るため、他の公の類似施設との均衡も考慮したうえで、施設の用途や利用状況を踏まえて上限額を設定し、議会での御議決をいただき令和4年4月から料金改定を行いました。</p> <p>このため改定前の水準に戻す考えはありませんが、施設の運営継続には今般の料金改定が不可欠であることについて、引き続き、利用者等への周知に努めてまいります。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
207	<p>11 平和行政、人権保障と公正な市政運営を ☆2025年が被爆80周年にあたり、戦争や被爆の実相を語り継いでいくために、京都市でも被爆者・戦争体験者の語り部事業を行うこと。広島市の被爆伝導者派遣事業への要請も行うこと。平和行政をさらに推進すること。</p>	<p>本市では、市役所や区役所における「被爆の実相等に関するポスター展」や、「平和祈念事業」の他、市内の被爆者団体への支援等を通じた、語り部活動の強化育成などを進めております。 また、各学校における修学旅行での広島・長崎・沖縄方面への訪問や、市内在住の被爆者の方はもとより、広島市から被爆体験伝承者を招聘した平和学習の取組等も行っております。 令和7年に戦後（被爆）80年という節目を迎えることから、より一層、市民とともに平和の尊さを見つめ直す機会を拡充してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦争犠牲者援護事業</li> <li>・京都市平和祈念事業</li> </ul>	<p style="text-align: right;">1,200 500</p>
208	<p>市民のプライバシー権を侵害し、戦争協力事務である自衛隊への個人情報の提供はやめること。</p>	<p>自衛官募集事務は市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条に「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と規定されています。 また、個人情報については、法令に基づく場合を除き提供が制限されていますが、本件は、法令に基づき提供するものです。なお、募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、総務省と防衛省の間で問題ないことが確認され、自治体にもその旨通知されています。 引き続き、法令及び自衛隊からの依頼に基づき、適切に取り組んでまいります。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
209	<p>「ヘイトスピーチ規制条例（仮称）」をつくること。ヘイトスピーチ・ヘイトクライムの根絶のために、国に人種・民族的属性・外国人であることを理由にした差別的な取り扱いを禁止する立法を求めること。SNS、ネット上でのヘイトスピーチを規制する対策をとること。</p>	<p>ヘイトスピーチ解消法において国や自治体の責務として、啓発等の取組の実施が定められており、これまでから、本市でもヘイトスピーチが許されない旨の啓発活動や、市民が異なる文化に触れ、理解や共感を深める機会づくりに取り組むとともに、国に対しても、不当な差別的言動の解消に向けたより実効性のある対策を要望しております。</p> <p>ネット上でのヘイトスピーチへの対策については、国において、事業者に対し一層の制度的対応を求める、いわゆる「情報流通プラットフォーム対処法」の施行が予定されており、本市としても、法制度の動向を注視しつつ、引き続き京都府との連携のもと取組を進めてまいります。</p>	-	-
210	<p>反社会的カルト集団・統一協会（世界平和統一家庭連合、関連団体含む）については市としての一切の関係を持たず毅然とした対応をとること。相談窓口の体制強化、ならびに被害を防止するための啓発強化に取り組むこと。</p>	<p>本市ではこれまでから、法令に反する行為や不当な働き掛け等については、いかなる団体等であれ毅然とした対応を行っております。</p> <p>当該団体については、靈感商法等の被害等に対して各地で民事裁判が行われ、団体の関与や賠償責任を認める判決が出ており、社会的に大きな問題があったとの認識のもと、今後市として関わりを持たないと既に表明しております。</p> <p>また、本市では、これまでから靈感商法などに係る被害相談を含め、多様化する消費生活相談に対し、相談員がきめ細やかに対応するとともに、消費者被害の防止・救済のため、情報発信をはじめとした啓発や、幅広い世代への消費者教育に取り組んでおり、引き続き適切に対応してまいります。</p>	<p>・消費生活基本計画の推進 (うち、消費者啓発) (うち、消費者相談)</p>	<p>21,584 9,273 3,333</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
211	<p>「部落差別の解消の推進に関する法律」は、新たな差別をつくり出すとともに、市民の中に分断を持ち込み、部落差別を固定化する危険性があることから、京都市は、法律の具体化及び推進をしないこと。推進をはかるためのあらゆる調査活動を行わないこと。</p>	<p>本市では、京都市人権文化推進計画において、人を「生まれ」や「住んでいる地域」を理由として差別する行為を許さない社会づくりを目指し、人権意識の高揚に向けた人権教育・啓発の取組を進めております。</p> <p>「部落差別の解消の推進に関する法律」では、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることとされており、本市においては、法を踏まえ、教育・啓発等に取り組んでまいります。</p> <p>また、法に基づく実態調査は、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討することとされており、法に基づき適切に対応してまいります。</p>	-	-
212	<p>「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は直ちに廃止すること。行政の主導による市民と企業への「人権啓発」の名による同和研修の押しつけはやめること。市職員の公費による参加をやめること。</p>	<p>「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は、「同和問題に係る差別事象の処理に関する要綱」の廃止の経過を踏まえ、局区等が人権課題全般にわたって適切な対応を図るうえで基本的な考え方を示すものとして必要と考えております。</p> <p>人権文化の息づくまち・京都を実現するためには、人権啓発の取組を市民・企業等との連携の下、効果的に推進する必要があり、様々な人権課題に係る企業向け研修を実施しております。なお、市職員の公費による研修等の参加については、これまでからも適切に対応しており、引き続き同和問題に限らず様々な人権課題への取組に関する情報収集の一環として、本市が主体的にその必要性を判断してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権文化推進計画の推進</li> <li>(うち、人権文化推進計画進行管理)</li> <li>(うち、企業啓発事業)</li> </ul>	<p>40,682</p> <p>5,997</p> <p>1,807</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
213(1)	<p>12 安心して住み続けられるまちづくりを 住宅宿泊事業法に基づく「民泊」、旅館業法に基づく「ホテル・旅館」・「簡易宿所」について、以下の内容を含む条例改正を行うこと。 ・全ての宿泊施設に管理者常駐を義務づけること。</p>	<p>本市では独自ルールにより、全ての宿泊施設において、迷惑行為に対する苦情や緊急事態などに的確に対応するため、人を宿泊させる間、営業者等が施設内又は直ちに駆け付けることができる場所に駐在することを義務付けております。 引き続き、安全安心な施設運営がなされるよう、事業者に対して本市独自ルールを遵守するよう指導を徹底してまいります。</p>	<p>・環境衛生関係営業施設対策 (うち、「民泊」対策事業)</p>	<p>104,262 79,704</p>
213(2)	<p>・木造住宅密集地、住居専用地域、路地奥、社会福祉施設、学校等の周辺での立地を規制すること。 ・連棟における「民泊」「簡易宿所」は認めないこと。 ・近隣住民等から求められた際の協定書を義務規定とすること。</p>	<p>宿泊施設(連棟形状のものを含む。)は旅館業法又は住宅宿泊事業法等の関係法令に違反しない限り事業は実施可能であり、法令に反しないものを本市が恣意的に認めないことはできません。 また、協定書は事業者と自治会等地域住民の間で、信頼関係構築のため任意に締結される契約であり、義務付けることはできません。 なお、地域の将来像によって宿泊施設の建設を認めない旨ルール化することを希望される場合は、地区計画や建築協定などを定める方法があり、その合意形成に向けた専門家を派遣する制度を設けております。 事業者に対して真摯に対応するよう指導するなど、引き続き、地域住民と事業者の調和の確保に向けた取組を進めてまいります。</p>	<p>・環境衛生関係営業施設対策 (うち、「民泊」対策事業) ・建築協定等を活用したまちづくり支援事業</p>	<p>104,262 79,704 7,686</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
214	旅館業への用途変更に伴う住宅改修は、面積にかかわらず建築確認申請を義務づけ、完了検査も実施すること。	<p>現行の建築基準法においては、用途変更のみの場合、用途を変更する部分が200㎡以下のものに対して建築確認申請の手続は不要であり、また、建築確認申請を要する用途変更に係る工事においては、工事を完了したときは、その旨を建築主事に届け出ることにより、完了検査は要しないこととなっております。</p> <p>旅館業への用途変更に伴う住宅改修については、今後とも、関係部署と連携のうえ、適法に実施されるよう取り組むとともに、違反が確知された場合は、厳正に対処してまいります。</p>	—	—
215	旅館業・住宅宿泊事業者、住民間の紛争を調整・調停する制度を設けること。近隣住民から要望がある場合には、市職員が説明会や話し合いなどの場に立ち会うこと。	<p>本市は事業者からの許可申請等について基準に基づき公正中立な立場で審査等を行う必要があり、加えて、事業者と住民の間話し合い等は私人間の問題であることから、当事者間の民事的な手続きによって解決すべきものと考えております。</p> <p>地域住民の不安や具体的なお困りごとについては、本市職員による対応のほか、本市では「民泊」に係る地域住民の支援事業を行っており、紛争に至る前に、「民泊」地域支援アドバイザーが専門的な知識やまちづくりの経験を生かして、協定の締結など地域住民の主体的な取組に対する助言等を行っており、引き続き取り組んでまいります。</p>	<p>・環境衛生関係営業施設対策 (うち、「民泊」対策事業)</p>	<p>104,262 79,704</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
216(1)	<p>「新景観政策」を壊す大企業呼び込み型規制緩和・開発はやめ、良好な住環境と景観を維持すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再生緊急整備地域は、地域指定を解除すること。</li> <li>・高さ・容積率の規制緩和をやめること。</li> </ul>	<p>本市では現在、京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域及び三条駅周辺地域で都市再生緊急整備地域の指定を受け、まちづくりを進めており、引き続き、都市計画マスタープランに掲げる、都市特性を踏まえた「持続可能な都市構造」の実現に向け、それぞれの地域整備方針に基づき、戦略的な土地利用の促進により、新たな都市活力の創出と地域の活性化を図ってまいります。</p> <p>また、令和5年4月の都市計画の見直しは、「京都の景観の守るべき骨格」を堅持しながら、地域ごとの特性を踏まえた将来像を実現することで、京都市全体としての発展を目指したものであり、これにより、多様な地域の拠点の活性化や働く場の確保、若い世代をひきつける居住環境の創出などを実現し、市域全体の持続性の確保を図ってまいります。</p>	<p>・次期都市計画マスタープラン策定</p>	11,325
216(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・☆低層の住宅群が密集するエリアについては、実態に即してダウンゾーニングを行い、良好な住環境を維持すること。視点場を増やし、将来的に、五山の送り火や京都三山の山並みが見える環境を維持すること。</li> </ul>	<p>都市計画の見直しを行う場合には、令和5年度に見直した際と同様に、単に実態に合わすのではなく、若者・子育て世帯の減少、働く場としての恒常的なオフィス不足といった本市の課題に対応するため、京都の景観の守るべき骨格の堅持を前提とし、「景観」「住環境」「都市機能」の3つの観点のバランスを考慮して行うことになると考えております。</p> <p>また、保全すべき眺望景観として、五山の送り火及び三山の山並みへの眺めについて、既に視点場に指定しており、保全を図っています。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
216(3)	<p>・ ☆山科・醍醐のまちづくりについては、規制緩和や大型開発ではなく、住民の声を反映させ、市民の暮らしを豊かにするものとする。</p>	<p>meetus山科-醍醐については、令和6年4月に全庁体制の推進本部を立ち上げて以降、市長と市民の皆様との対話会議や、地域の皆様が集まる場での直接の御意見聴取、ホームページ等を活用した意見募集など、幅広く市民、事業者の皆様からの声をお聞きしながら取組を進めております。</p> <p>引き続き、あらゆる機会を捉え、市民、事業者の御意見・御提案を伺いながら検討を深め、エリアのポテンシャルを最大限に活かしたまちづくりとなるよう、市民、事業者の皆様とともに進めてまいります。</p>	<p>・ meetus山科 - 醍醐の推進に向けた機運醸成</p>	2,000
216(4)	<p>・ 相国寺北門ホテル建設計画の特例許可を撤回すること。</p>	<p>建築基準法に基づく用途許可については、周辺の住居の環境を害するおそれがないこと等の一定の条件の下で、許可を受けることで建築が可能となるものであり、法が予定する正当な判断手法の一つです。</p> <p>本件については、利害関係者からの意見の聴取及び建築審査会の同意などの、法で定められた手続を実施のうえ、適正に許可を行ったものです。</p>	—	—
217	<p>世界文化遺産のバッファゾーンにおけるホテルやマンション建設等については規制緩和を伴う特例措置を行わないこと。</p>	<p>世界遺産「古都京都の文化財」のバッファゾーンでは、登録時から高度地区、風致地区等の景観規制を用いて法的に保護することとしております。登録時以降も、新景観政策や事前協議（景観デザインレビュー）制度など景観規制を充実しており、世界遺産への影響が抑制されております。</p> <p>個別の案件については、法令で定められた手続を実施のうえ、適正に判断してまいります。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
218	<p>「世界遺産『古都京都の文化財』包括的保存管理計画」を改定し、市民が意見を述べられる市民参加の仕組みを設けること。</p>	<p>「世界遺産『古都京都の文化財』包括的保存管理計画」策定の目的は、世界遺産を保全・継承するために機能している既存の仕組みや体制を、国内外の方々に分かりやすく説明することにあります。世界遺産の持続的保全を確かなものとするため、文化庁の指導の下、宇治市、大津市などの関係自治体と連携して令和5年3月に策定し、同月文化庁からユネスコに提出されました。</p> <p>本計画は、既存の制度等の解説を主とする専門的・技術的なものですが、分かりやすい概要版をホームページで公開し、市民の皆様明らかにする等、適切に対応しており、改定は考えておりません。</p>	—	—
219(1)	<p>☆世界文化遺産「古都京都の文化財」の顕著な普遍的価値に対する重大な影響が懸念される計画等に関して、中止あるいは是正措置を行うこと。</p>	<p>世界遺産「古都京都の文化財」の構成資産の範囲は原則として史跡や名勝の国指定を受けており、現状変更行為については文化財保護法により文化庁長官の許可を求めるとなっています。したがって、史跡・名勝の本質的価値または世界遺産としての顕著な普遍的価値に重大な影響が予想される場合は、文化財保護法の手続における事前協議の段階で是正または中止の指導をしております。</p> <p>また、バッファゾーンにおいても、周辺環境との調和が保たれるよう各種法令に基づいた規制を設けています。</p> <p>個別の案件については、法令で定められた手続を実施のうえ、顕著な普遍的価値への影響の有無や程度を踏まえて適正に判断してまいります。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
219(2)	<p>・世界遺産である二条城の第2駐車場を廃止し、元に戻すこと。それまでの間は、周辺住民との「協定書」を誠実に履行すること。</p>	<p>堀川通に面した二条城東側空間は、世界遺産・二条城の正面玄関にふさわしい景観の創出と市民や来城者の安全性の確保を目的とした整備を実施し、平成29年10月に完了しました。駐車場については、縮小・再配置したものであり、その運用等に当たっては、引き続き、周辺住民と締結した協定書を遵守するとともに、駐車場運営事業者である京都市都市整備公社とともに、住民の御理解を得られるよう、適切な運営を行ってまいります。</p>	—	—
219(3)	<p>・世界遺産下鴨神社とその周辺の景観・環境を守るため、大型倉庫の建設を中止させること。</p>	<p>葵祭等の祭事に必要な祭礼道具を収める祭事庫については、景観法をはじめとする各法に基づく認定等を行っており、今後、本市の規制に適合した整備が行われることとなっております。</p>	—	—
219(4)	<p>・世界遺産仁和寺門前ホテル建設計画の特例許可を撤回すること。</p>	<p>建築基準法に基づく用途許可については、周辺の住居の環境を害するおそれがないこと等の一定の条件の下で、許可を受けることで建築が可能となるものであり、法が予定する正当な判断手法の一つです。 本件については、利害関係者からの意見の聴取及び建築審査会の同意などの、法で定められた手続を実施のうえ、適正に許可を行ったものです。</p>	—	—

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
220	<p>危険家屋対策については以下の内容を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽危険家屋・樹木等による住環境阻害への対策を強めること。解決に向けて具体策を講じる権限と人員を区役所・支所に配置すること。</li> <li>・危険家屋の老朽木造建築物除却事業の対象範囲を広げること。</li> </ul>	<p>本市では、令和5年12月に空家特措法が改正されたことを踏まえ、所有者への周知広報や業者と連携した相談などを強化し空き家の未然防止及び利活用を更に進めております。</p> <p>引き続き、令和元年8月に取りまとめた「空き家の更なる活用促進に向けた抜本的な空き家対策」に基づき、放置空き家の発生・長期化の予防や空き家の活用・流通をより一層促進させる取組を推進してまいります。</p> <p>推進に当たっては、区役所・支所にも通報窓口を設けたうえで、調査・指導については専門的な知識を有する都市計画局が実施することで、効率的に取り組んでおります。</p> <p>また、「老朽木造建築物除却事業」は、まちをより安全にすることを目的に、主に密集市街地などにある災害時に危険な細街路に面する建物を対象に、引き続き実施してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家対策推進事業</li> <li>・防災まちづくり推進事業</li> </ul> <p>(うち、老朽木造建築物除却事業)</p>	<p>102,141</p> <p>15,500</p> <p>12,600</p>
221	<p>まちづくり条例は、住民の立場に立ったものに見直し、縦覧期間の延長、説明会の義務づけ、周知範囲の拡大、建築物の種類、規模など対象となる建築物の拡大を行うこと。</p>	<p>「京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例」については、届出対象となる集客施設である建築物にぱちんこ店等を追加するとともに、本市及び市民の意見を反映させるための手続等を充実させることを目的とした改正条例を、平成27年4月に施行しました。今後とも、良好なまちづくりの推進を図ってまいります。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
222(1)	<p>アスベスト対策については、解体にあたって周辺住民に周知し、以下のように安全対策を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベスト対策が必要な建築物解体及び処分費用については、補助制度の充実を国に求め、労働者や地域住民の安全のため補助制度を創設すること。不法投棄対策を行うこと。</li> <li>・市としてアスベスト除去現場での完了検査を行うこと。</li> <li>・建設アスベスト訴訟最高裁の判断を受け、すべての被害者の救済となる制度を早急に構築するよう国に求めること。</li> <li>・「アスベスト調査台帳」の整備をきめ細かく進め、大気汚染防止法の改正に伴い、「アスベスト対策会議」等を設置し、アスベスト・ゼロの社会の実現に向けて対策を講じること。</li> </ul>	<p>解体を前提とする建築物のアスベスト除去については、大気汚染防止法等の関係法令によって適切な措置が義務付けられていることから、補助対象とする必要はないと考えております。</p> <p>アスベスト調査台帳については、吹付けアスベストの使用状況調査を行い、順次整備を行っているところであります。引き続き、使用状況の把握に努めてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間建築物のアスベスト対策</li> </ul>	12,867

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
222(2) )	<p>アスベスト対策については、解体にあたって周辺住民に周知し、以下のように安全対策を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベスト対策が必要な建築物解体及び処分費用については、補助制度の充実を国に求め、労働者や地域住民の安全のため補助制度を創設すること。不法投棄対策を行うこと。</li> <li>・市としてアスベスト除去現場での完了検査を行うこと。</li> <li>・建設アスベスト訴訟最高裁の判断を受け、すべての被害者の救済となる制度を早急に構築するよう国に求めること。</li> <li>・「アスベスト調査台帳」の整備をきめ細かく進め、大気汚染防止法の改正に伴い、「アスベスト対策会議」等を設置し、アスベスト・ゼロの社会の実現に向けて対策を講じること。</li> </ul>	<p>大気汚染防止法では、建築物の解体等工事を行う際、アスベストの有無を事前に調査し、適切にその結果を掲示すること等の作業基準を遵守することが義務付けられています。本市では、立入検査を実施することにより、作業基準の遵守状況等を確認し、アスベスト飛散防止の徹底を指導するとともに、完了報告書の提出を求めています。</p> <p>また、不法投棄対策としては、本市職員等による監視パトロールなどを実施し、不法投棄の未然防止・早期発見に努めております。</p> <p>令和3年4月の法改正により、「レベル3」建材にも規制の対象が拡大したため、引き続き、監視・指導を徹底し、アスベストの飛散を防止することで、市民の健康保護に努めてまいります。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
222(3)	<p>アスベスト対策については、解体にあたって周辺住民に周知し、以下のように安全対策を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベスト対策が必要な建築物解体及び処分費用については、補助制度の充実を国に求め、労働者や地域住民の安全のため補助制度を創設すること。不法投棄対策を行うこと。</li> <li>・市としてアスベスト除去現場での完了検査を行うこと。</li> <li>・建設アスベスト訴訟最高裁の判断を受け、すべての被害者の救済となる制度を早急に構築するよう国に求めること。</li> <li>・「アスベスト調査台帳」の整備をきめ細かく進め、大気汚染防止法の改正に伴い、「アスベスト対策会議」等を設置し、アスベスト・ゼロの社会の実現に向けて対策を講じること。</li> </ul>	<p>アスベストの健康被害については、過去も含め石綿の製造等に従事されたことのある従業者等に対する健康診断、健康管理手帳、労災補償等の問合せ受付、相談が各労働局等で実施されているほか、平成22年7月の石綿健康被害救済法一部改正により、救済給付の対象となる疾病が拡大されており、令和4年6月の一部改正では、特別遺族給付金の請求期限の延長とともに支給対象が拡大しております。</p> <p>また、他都市と連携して国に対し救済制度の充実等の要望を行っております。</p> <p>今後とも、国の動向を注視し、必要な要望を実施してまいります。</p>	-	-

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
223	低所得者に対して、民間賃貸住宅の家賃補助制度を創設すること。	<p>民間賃貸住宅等における低所得世帯向けの家賃補助制度としては、国において平成27年4月から住居確保給付金が創設されており、家賃相当額を一定期間支給するとともに、就労機会の確保に向けた支援を行っております。令和2年度からは、要件が大きく緩和され、離職・廃業だけでなく、休業等により収入が減少した方まで対象が拡大されており、引き続き、必要な支援を届けてまいります。</p> <p>なお、民間賃貸住宅の入居者に対する新たな家賃補助制度は、持続可能な取組にはならず、創設は考えておりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居確保給付金支給事業</li> </ul>	77,941
224(1)	<p>市営住宅については、憲法に基づく「人権としての住まい」に対する自治体の責任を果たし、以下の改善を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不足している市内中心部はじめ、市営住宅の新規建設を行うこと。現在の管理戸数を減らさないこと。</li> <li>・京町家を含め、民間が所有する空き家を市営住宅としても活用すること。</li> </ul>	<p>市営住宅の入居世帯数は年々減少しており、また、公募しても入居に至らない住戸があり、全体として市営住宅に対する住宅確保要配慮者のニーズは一定充足しているものと考えております。</p> <p>引き続き、令和3年9月に策定した「住宅マスタープラン」及び「市営住宅ストック総合活用指針」に基づき、市営住宅の入居実態や需要に見合った管理戸数や供給戸数に削減していきながら、保有量の最適化を図ってまいります。</p> <p>今後も、公民が連携し、それぞれの役割を果たしながら重層的なセーフティネットの構築を目指してまいります。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
224(2)	<p>・公募戸数を増やし常時募集にすること。とりわけ、単身者向けの公募戸数を増やすこと。</p>	<p>市営住宅の入居世帯数は年々減少しており、また、公募しても入居に至らない住戸があり、全体として市営住宅に対する住宅確保要配慮者のニーズは一定充足しているものと考えております。</p> <p>引き続き、令和3年9月に策定した「住宅マスタープラン」及び「市営住宅ストック総合活用指針」に基づき、市営住宅の入居実態や需要に見合った管理戸数や供給戸数に削減していきながら、保有量の最適化を図ってまいります。</p> <p>また、年4回の公募に加え、令和3年11月から開始した随時公募を実施してまいります。</p> <p>さらに、単身者向け住宅の公募については、応募機会を増やすため、令和5年度以降は、一般公募と同様に、年4回に拡充しております。</p>	—	—
224(3)	<p>・市営住宅団地再生事業において、住戸面積については、水準を引き下げず「住生活基本計画」における誘導居住面積を指針とすること。管理戸数を減らさないこと。跡地の売却、定期借地等の処分をしないこと。公共用地として活用する場合においても、周辺住民の声を聞き、要望に応じて活用を検討すること。</p>	<p>住戸面積については、公営住宅法令における整備基準において25㎡以上とされているため、この基準に基づき、市営住宅条例において住戸面積を25㎡以上と定めています。そのため、新たに整備する住戸は、25㎡以上を確保したうえで、35㎡、45㎡、60㎡の3タイプを整備してまいります。</p> <p>管理戸数については、令和3年9月に策定した「住宅マスタープラン」及び「市営住宅ストック総合活用指針」に基づき、市営住宅の入居実態や需要に見合った管理戸数に削減していきながら、保有量の最適化を図ってまいります。</p> <p>団地再生事業等により生み出される用地については、ポテンシャルを最大限に発揮させるべき貴重な資源として、地域はもとより、本市全体の活性化に資する活用を検討してまいります。</p>	—	—

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
224(4)	<p>・市営住宅の低収入減額（家賃減免）制度を元に戻すこと。豊かな住まいを提供する公営住宅の責務を果たすため、家賃を引き下げること。</p>	<p>本市における市営住宅の家賃については、公営住宅法に基づき応能応益家賃に設定しています。さらに、独自に家賃を減免する制度を実施しております。</p> <p>市営住宅の低収入減額（家賃減免）制度については、住宅審議会からの答申を踏まえ、令和3年度に、入居者間の公平性、生活保護制度との整合性、民間賃貸入居者との均衡や他都市水準を考慮しつつ、真に困窮する世帯に適用できる持続可能な制度に改め、令和4年4月から運用を開始しております。引き続き見直しを行った制度を適正に運用してまいります。</p>	—	—
224(5)	<p>・市営住宅の入居資格の収入基準を引き上げ、募集対象を拡大すること。子育て世帯向け・若年層世帯向け住戸数をさらに拡充し、市内全域に増やすこと。単身者の入居基準から年齢基準を外すこと。</p>	<p>入居収入基準額については、京都市住宅審議会から答申を受けた収入基準額に基づき定めており、入居収入基準額の引上げは考えておりません。</p> <p>なお、特に居住の安定を図る必要がある者として、子育て世帯や高齢者、障害者については、本来の収入基準（月額158,000円）より高い収入基準を設けております（月額214,000円）。</p> <p>本市では、子育て世帯を対象に優先枠を設けた公募や、子育て世帯に適した設備等を整備した子育て世帯向けリノベーション住宅の公募を行っております。</p> <p>また、本市においては、特に単身高齢者の居住の安定を図る必要があると考えており、単身入居の年齢基準は60歳以上としております。現在でも単身の募集倍率は約19倍と高いことから、年齢基準を外すことは考えておりません。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
224(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆民間不動産事業者への市営住宅の貸出をやめ、「若者・子育て応援住宅」については事業を見直し、京都市が直接行うこと。</li> </ul>	<p>若者・子育て応援住宅については、通常に比べ整備に多額の費用を要する整備困難住戸を中心に活用しております。</p> <p>このような住戸を本市において直接整備し活用するより、民間事業者の資金やノウハウにより住戸をリノベーションし、若者・子育て世代にとって手頃な家賃の住宅を供給することは、適切な方法であり、若者子育て世帯の定住移住促進に資するものと考えております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅管理運営</li> </ul>	4,791,163
224(7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅の大規模改修については、計画を立て、全ての施設を対象に全面的改修を進めること。</li> </ul>	<p>本市では、公営住宅の効率的かつ円滑な改修や更新に向け、「市営住宅ストック総合活用指針」を定め、適切に公営住宅の長寿命化を図っております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅管理運営</li> </ul>	4,791,163
224(8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>遅れている市営住宅の耐震改修については早急にすすめること。</li> <li>エレベーター設置を早急にすすめること。その際、入居者の負担増にならないようにすること。</li> <li>畳・浴室折り戸の改修・取り替え、シャワー設置を全額市の負担で進めること。</li> </ul>	<p>「市営住宅ストック総合活用指針」に基づき、団地再生事業と住替え事業を中心に、耐震性の確保と浴室の設置を最優先に推進しております。</p> <p>そのうえで、エレベーターの設置については、導入効果等を踏まえ、エレベーターを1基設置することで共用部のバリアフリー化が可能となる、各住戸が共用廊下で結ばれた廊下型の住棟のみを対象に進めることとしております。</p> <p>また、住戸の改善については、現時点では、浴室のない住戸への浴室設置を最優先として実施しているところであり、高齢者等対応住戸改善等と併せて、引き続き、取組を進めてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅管理運営</li> </ul>	4,791,163

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
224(9)	<p>・ 障害者向け住宅については、全額市の負担で障害の状況に対応できる居室や浴室への改善をはかること。</p>	<p>本市では、車いす常用者向けの住戸を整備するほか、その他の住戸についても、バリアフリーデザインに関する法律等の基準に基づく整備を標準的なものとしており、入居者個別の実情に合わせた住戸改善は、入居者自身の御負担により実施していただくこととしております。</p>	<p>・ 市営住宅管理運営</p>	4,791,163
224(10)	<p>・ 市営住宅の指定管理者制度導入をやめ、民間任せにせず市が公的責任を果たすこと。</p>	<p>本市では、競争性の確保と、高齢者の見守りなどの民間のノウハウを活かしたサービスの更なる向上を図るため、議会の議決をいただき、令和6年4月から、向島・際目市営住宅において指定管理者制度を導入しました。令和7年4月から、右京区・西京区内の市営住宅についても指定管理者制度を導入します。</p> <p>なお、指定管理者制度を導入したとしても、公営住宅の事業主体としての本市の立場は何ら変わるものではなく、公的責任を果たしてまいります。</p>	<p>・ 市営住宅 指定管理経費</p>	681,858
225	<p>市営住宅の再整備にあたってはPFI手法をとらないこと。</p>	<p>団地再生事業等の市営住宅の再整備に当たっては、「京都市PFI導入基本指針」に基づくPFI手法を含めた民間活力の導入効果、可能性等を総合的に判断したうえで、適切な事業手法を検討してまいります。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
226	<p>洛西地域のまちづくりについては、住民が切望している交通、日常の買い物場所の確保などまちづくりにおける根本問題を解決すること。総合病院の存続について責任を持って対応すること。</p>	<p>「洛西“SAIKO”プロジェクト」として、「便利で賑わいのある暮らし」や「交通のバージョンアップ」等の柱の下、全庁一丸となって取組を進めております。今後とも、市民や事業者と連携して取組を進めてまいります。</p> <p>また、洛西地域における医療提供体制については、西京区内6つの総合病院を中心に相互に連携しながら地域医療を担っていただいております。引き続き、体制の確保について、地域の医療資源や医療ニーズの状況等を勘案しながら、関係部署とも連携し、取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民生活を支える交通手段の維持・確保 (うち、洛西地域の持続可能な公共交通ネットワークの構築)</li> <li>・ ニュータウンの活性化に係る取組の推進</li> </ul>	<p>388,027 4,100 40,150</p>
227	<p>☆ラクト・健康文化館の売却は中止し、京都市の責任で運営を再開すること。</p>	<p>元京都市ラクト健康・文化館については、地域のにぎわい創出等につなげられるよう、プール等の既存機能を他用途に転用することも含め、本施設の有効活用に関するアイデアやニーズを調査するサウンディング型市場調査を令和6年6月から実施し、本施設の有効活用策をより幅広く検討しています。</p> <p>引き続き、頂いた意見を参考に地域のにぎわい創出等につながる有効活用策を検討してまいります。</p>	—	—
228	<p>京都市過疎地域持続的発展計画においては、産業・交通・水道分野にとどまらず、医療、保育、教育分野についても支援を強化すること。</p>	<p>これまでから、京都市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和8年度）に基づき、道路、交通、地域水道等の生活基盤の充実を図るとともに、医療の確保や教育環境の整備等に取り組んできたところです。</p> <p>令和7年度につきましても、引き続き、地域住民の生活基盤を支える事業や医療、保育、教育分野の整備など、京北地域の持続的な発展に向けた取組を進めてまいります。</p>	—	—

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
229	「京都市緑の基本計画」に掲げた2025年目標達成と、都市公園の整備目標（10㎡/人）の達成に向けて、緑化にとどまらず、公有地を活用するなど年次計画を策定し、京都市の責任で公園の整備を促進すること。	公園の整備については、面積が500㎡以上、開園から50年以上が経過した公園を対象に再整備を進めており、限られた財源の中においても、市民が安心・安全・快適に公園を利用できるよう、まずは既存公園の老朽化に対応してまいります。 また、一定規模以上の民間事業者等による開発行為においては、公園を設置する義務があることから、毎年公園面積は増加している状況です。	☆道路、橋りょう、河川等の防災・減災対策等 (うち、公園緑地等(こどもまんなか公園魅力アッププロジェクトに計上の241,536千円含む)) ・こどもまんなか公園魅力アッププロジェクト【充実】(建設局分) ・街区公園等整備(こどもまんなか公園魅力アッププロジェクト【充実】(建設局分)に計上の924,621千円含む)	2,728,000 322,259 1,382,000 969,054
230	公園の維持管理の予算を抜本的に増額し、京都市が直接責任を持つこと。定期的な除草や樹木の剪定などの回数を増やすこと。	子育て世代の定住・移住促進につながる魅力的なまちの実現に向け、安全かつ充実した子育て環境が整う公園を目指し、除草や遊具修繕等の維持管理を充実させてまいります。 また、公園における自動販売機の設置等に伴う使用料収入の確保等、民間の力も活かしながら、更なる公園の魅力向上に努めてまいります。	☆道路、橋りょう、河川等の防災・減災対策等 (うち、こどもまんなか公園魅力アッププロジェクト) ・こどもまんなか公園魅力アッププロジェクト【充実】(建設局分) ・公園維持管理(こどもまんなか公園魅力アッププロジェクト【充実】(建設局分)に計上の448,379千円含む)	2,728,000 241,536 1,382,000 2,059,802

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
231	公園の整備にあたっては、Park-PFI方式は採用しないこと。Park-UP事業はやめること。	<p>大宮交通公園の再整備においては、本市で初めてPark-PFI制度を活用し、令和3年4月に再開園しており、利用者の利便性向上等につながりました。</p> <p>また、令和6年2月に創設したPark-UP事業は、地域主体の柔軟な公園の管理運営を行うことで、地域課題の解決や価値向上を目指しており、各公園で地域住民が熱心に取り組まれております。同年11月には北鍵屋公園内に地域交流施設及びコンビニエンスストアがオープンしたところです。</p> <p>今後も、公園再整備や公園利活用の検討にあたっては、公園の特性や地域を取り巻く状況、周辺住民のニーズを十分に把握するとともに、本市が策定したまちづくり方針を含め、民間事業者や地域住民等からの提案がこれらに適合したものであるかどうかについて、十分に検証したうえで、これらの制度をはじめとする幅広い手法を用いて、公園の魅力向上、質の向上につなげてまいります。</p>	—	—
232	公園の老朽化トイレについては、改修予算を増額し、改修箇所数を増やすこと。トイレットペーパー設置箇所を増やすこと。	<p>老朽化トイレの改修については、公園再整備に伴うトイレの建替えに加え、個別にトイレリニューアル工事や洋式便器への交換にも取り組み、トイレの洋式化等を進めているところです。引き続き、トイレの利用環境の改善等に努めてまいります。</p> <p>トイレットペーパーについては、管理事務所が現地に設置されている指定管理公園に設置しております。</p> <p>また、街区公園においても、現在、12公園においてトイレットペーパーを設置しており、引き続き、地域において補充等の御協力をいただける公園に設置を進めてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園維持管理（こどもまんなか公園魅力アッププロジェクト【充実】（建設局分）に計上の448,379千円含む)</li> <li>・こどもまんなか公園魅力アッププロジェクト【充実】（建設局分）</li> </ul>	<p>2,059,802</p> <p>1,382,000</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
233	<p>13 大型公共工事を見直し、生活道路優先の道路環境整備を 鴨川東岸線第三工区及び京都駅新橋上駅舎・自由通路事業は直ちに中止し、北陸新幹線京都地下延伸計画、堀川通地下バイパストンネル計画、国道1・9号線バイパス計画の推進方針は撤回すること。その他の投資的経費についても、より厳しく査定し、既存施設の維持・補修・耐震化への予算を拡充すること。</p>	<p>鴨川東岸線や堀川通の機能強化や国道1・9号バイパスは、都市基盤の強化、都市の成長のため不可欠な事業であり、生活道路の維持管理等と同じく重要なものと考えております。</p> <p>京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業は、駅北西側に向けた新たな動線確保による駅周辺地域全体の活性化や、南北自由通路等の混雑緩和など市全体の持続的発展、活性化に資するものです。引き続き、国の支援を最大限お願いしたうえで、西日本旅客鉄道株式会社と連携し、本事業を推進してまいります。</p> <p>北陸新幹線は、京都の文化・産業は豊かな自然に支えられてきたとの認識の下、専門家の御意見をお聴きしながら、しっかりと精査し、国や鉄道・運輸機構に対して、意見を述べてまいります。</p> <p>投資的経費については、公共施設における老朽化が進む中、必要性、緊急性等について十分に精査を行ったうえで、生活道路や橋りょう、公共施設等の修繕、老朽更新に加え、市民サービスの向上やまちの活性化に資する事業等の予算も計上しております。</p>	<p>・京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業 ・幹線街路整備 (うち、鴨川東岸線(第三工区))</p>	<p>1,267,600 1,706,667 141,178</p>
234(1)	<p>遅れている通学路の安全対策を緊急点検に基づいて早急にすすめること。</p>	<p>通学路の安全対策はこれまでから「京都市通学路・児童の移動経路交通安全プログラム」に基づき、毎年寄せられる危険箇所の要望に対し、警察署等の関係機関と連携して必要な対策を講じるなど、安全対策を推進しております。</p>	<p>・道路維持補修等 (うち、交通安全対策) ・学校安全教育の充実・学校安全対策の推進 (うち、「安全ノート」の作成・配布等)</p>	<p>6,636,988 970,805 18,714 2,366</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
234(2)	通学路のブロック塀の安全対策については最後まで責任を持ってすすめること。	<p>通学路のブロック塀の安全対策について、これまで教育機関や福祉施設等の公共施設にあるブロック塀のうち、特に緊急性が高いものや倒壊した場合に児童や生徒等に大きな被害が想定される道路に面したものの優先的な改修工事や、本市職員による指導、普及啓発等により、民間所有のブロック塀を対象とした安全対策を進めてまいりました。</p> <p>令和7年度以降も、引き続き本市職員による指導、普及啓発等を行い、通学路のブロック塀の安全対策を進めてまいります。</p>	—	—
235	バリアフリー化をすすめるための予算を増額し、住民からの要望がある箇所の歩道を改善すること。	<p>本市では、交通バリアフリー法に基づき、交通バリアフリー全体構想を策定しております。</p> <p>全体構想において、24地区の重点整備地区の選定を行い、各地区ごとに「道路特定事業計画」を策定し、順次整備を進めており、令和6年度末には桃山御陵前地区が完成予定で、合計9地区において、道路のバリアフリー化が完了となります。</p> <p>今後も、事業実施に当たっては、完成地区を除く残る15地区の優先度を見極めながら取組を進めていくとともに、国補助金の確保に努め、着実な事業進捗を図ってまいります。</p> <p>また、重点整備地区以外の歩道についても、市民要望等を踏まえ、歩道拡幅や勾配改善等に取り組んでおります。</p>	<p>☆道路、橋りょう、河川等の防災・減災対策等 (うち、交通バリアフリー対策等(上桂地区))</p> <p>(うち、交通バリアフリー対策等(松尾大社地区))</p> <p>(うち、交通バリアフリー対策等(太秦地区))</p> <p>・交通バリアフリー対策等 (うち、西院地区)</p> <p>(うち、京阪藤森地区)</p> <p>(うち、西大路地区)</p> <p>・道路維持補修等 (うち、交通安全対策)</p>	<p>2,728,000</p> <p>34,000</p> <p>71,137</p> <p>31,500</p> <p>358,456</p> <p>102,900</p> <p>62,200</p> <p>101,200</p> <p>6,636,988</p> <p>970,805</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
236	横断歩道橋でしか渡れない交差点（堀川五条や国道大手筋など）に、ベビーカーや車いすなど歩行者が安全に道路を横断できるよう、強く国に働きかけることを含め、対策をとること。	本市では、「京都市交通バリアフリー全体構想」及び「『歩くまち・京都』交通バリアフリー全体構想」により、重点整備地区に選定した計24地区において、地区ごとの道路特定事業計画を策定し、生活関連経路等において、道路のバリアフリー化工事を順次進めております。今後も、バリアフリー構想に基づく取組を進めるとともに、横断歩道橋に係る御要望の内容については、管理者である国に伝えてまいります。	<p>☆道路、橋りょう、河川等の防災・減災対策等 (うち、交通バリアフリー対策等（上桂地区）)</p> <p>(うち、交通バリアフリー対策等（松尾大社地区）)</p> <p>(うち、交通バリアフリー対策等（太秦地区）)</p> <p>・交通バリアフリー対策等 (うち、西院地区) (うち、京阪藤森地区) (うち、西大路地区)</p>	<p>2,728,000</p> <p>34,000</p> <p>71,137</p> <p>31,500</p> <p>358,456</p> <p>102,900</p> <p>62,200</p> <p>101,200</p>
237	土木みどり事務所の予算を増額すること。生活道路の補修・改善や街灯設置をすすめること。街路樹剪定回数を増やし根上がりなど歩道環境改善・整備をさらにすすめること。	生活道路については、引き続き、地域から寄せられる身近な補修要望に応えられるよう、取り組んでまいります。また、街灯については、今後も市民要望を基に現地調査を行い、必要な箇所について設置を行ってまいります。街路樹の育成管理についても、引き続き、必要な予算の確保に努め、安心・安全でより良い市民生活の実現を目指してまいります。	<p>・道路維持補修等 (うち、舗装道補修) (うち、交通安全対策)</p> <p>・地域において日常的に利用される道路の維持補修</p> <p>・街路樹等育成管理</p>	<p>6,636,988</p> <p>2,203,931</p> <p>970,805</p> <p>252,000</p> <p>969,082</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
238	里道については、住民要望に基づき舗装整備を行うこと。	里道については、限られた財源の中、現状のまま維持管理することを基本としており、道路改良を行うことは困難ですが、市民からの要望や現地の状況等を踏まえ、適切な維持管理に努めてまいります。	—	—
239	私道の舗装整備助成についてはさらに要件緩和と補助率を引き上げること。上下水道局とも連携してL型側溝単独でも使えるようにするなど運用を柔軟にすること。その他の側溝についても対象とすること。市民からの要望に応えられるよう、事業全体の予算を拡充すること。	公共の用に供している私道については、市民生活にとって不可欠であることから、これまで、助成率の引上げやL型側溝の整備を助成対象に加える等、制度の見直しを行いながら本助成制度の更なる利用促進を図っているところ。 限られた財源の下、L型側溝単独やその他の側溝の整備を新たに助成対象に加えること、また本助成制度の予算を拡充することは困難な状況です。	・私道整備助成	15,000
240	14 いのちの水を守る上下水道事業の充実を京都府の広域化計画に与せず、上下水道事業の効率化推進計画における民間活力の導入はストップすること。運転管理業務は事業運営の根幹にかかわる業務であり直営に戻すこと。	広域化・広域連携は、経営基盤の強化を図る手法の一つとして示され、京都府が推進役として検討することとされており、実現可能な広域連携の取組を進めるとともに、各自治体にメリットがあるように、長期的かつ幅広い視野で広域化の検討を進めてまいります。 また、公営企業としての責任の下、事業運営の根幹に関わる業務は直営で実施していくとともに、民間にノウハウや実績が蓄積された業務など、委託してもサービス水準の維持に支障がないもの等は、引き続き民間活力を活用し、官民連携の更なる推進に取り組んでまいります。	—	—

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
241	物価高騰対策として市民生活支援のため、上下水道基本料金を減免すること。	物価高騰対策としての水道料金・下水道使用料の減免については、仮に実施した場合、老朽化した管路・施設の更新に必要な財源確保のため企業債の追加発行を要し、将来世代に過大な負担を先送りすることになることから、実施する考えはございません。	—	—
242	水道料金・下水道使用料の福祉減免制度を創設すること。支払猶予制度を継続すること。	生活困窮者等への福祉減免制度については、特定の利用者の料金・使用料を減免することにより、他の利用者にもその負担を転嫁することになることから、公平の原則の下、実施する考えはございません。 なお、支払が困難なお客さまには、引き続き、個別の事情に寄り添った懇切丁寧な対応を行ってまいります。	—	—
243	下水道事業への企業債元金償還金に対する一般会計からの出資金の休止はやめること。	下水道事業の企業債元金償還金に対する一般会計からの出資金の休止については、全会計連結の観点から、実施について判断してまいります。	—	—

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
244	水道・下水道などライフラインの耐震化、老朽管の布設・敷設替えを早急に行えるよう補助制度を抜本的に拡充するよう国に求めること。	<p>老朽化した上下水道施設や管路の更新及び耐震化については、令和7年度においても引き続き、限られた財源の中で、より一層優先度を考慮して、計画的・効率的に進めてまいります。</p> <p>また、これらの事業を支えるため、引き続き、全国の自治体等と連携し、財政支援における現行制度の堅持、更なる拡充等を国に対して要望してまいります。</p>	—	—
245	公営企業に押し付けられている「独立採算制」をやめるよう国に求めること。高金利債の借り換えについても、5%以下のものも含めて要件緩和と枠の拡大を国に求めること。	<p>上下水道事業は、地方公営企業法に基づき、市民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する事業を独立採算制により円滑に運営しており、引き続き、公営企業として事業を推進してまいります。</p> <p>また、事業を安定的に運営するために必要な財政支援については、引き続き、国に対して要望してまいります。</p>	—	—
246	「京都市水共生プラン」は水循環や防災上の重要性に鑑み、条例化して市民的位置づけを高めること。	<p>「京都市水共生プラン」の推進に向け、引き続き、全庁的な取組を進めるとともに、市民や事業者と連携しながら「京都市水共生プラン」の普及・啓発を図ってまいります。</p> <p>プランの条例化については、雨水流出抑制対策を進めるに当たっての、市民や事業者との連携の在り方等も考慮しながら、引き続き、慎重に検討を進めてまいります。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
247	料金滞納者に対して、丁寧な対応をするとともに、保健福祉局との連携をさらに強めること。給水停止は行わないこと。	<p>水道料金等の滞納者に対しては、督促状送付、徴収委託業者の訪問による督促後、なお支払がない場合には、職員が訪問督促及び給水停止予告を行い、面談を重ね、分割納付等の支払相談に応じるなど、丁寧な対応に努めておりますが、それでもお支払いいただけない場合は、やむを得ず給水停止を実施しております。</p> <p>また、真に生活に困窮している市民には、福祉事務所の紹介やケースワーカーを交えた協議を行うなど、生活実態に応じた丁寧な対応を行っております。</p> <p>今後も、生活困窮者を取り巻く社会情勢等の理解を深めるために研修や意見交換会を開催するなど、保健福祉局と上下水道局との円滑な連携に努めてまいります。</p>	—	—
248	水道事業と結合した旧地域水道事業への国庫補助制度を引き続いて国に求めること。	<p>水道事業に統合した旧地域水道事業の施設の再構築や耐震性及び安全性の強化などの経費については、他都市などとも連携しながら、引き続き、国に対して国庫補助制度の拡充を求めてまいります。</p>	—	—
249	雨水貯留設備及び雨水浸透ます助成制度を拡充・普及すること。公共施設等に積極的に導入すること。	<p>雨水の流出抑制に資する雨水貯留施設や雨水浸透ますについては、設置目的や意義を周知するとともに、設置助成金制度についても、引き続き普及啓発してまいります。また、公共施設への設置や民間開発行為に対する設置指導に努めており、今後も更なる普及を図ってまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雨水貯留施設設置助成金</li> <li>・ 雨水浸透ます設置助成金</li> </ul>	<p>3,600</p> <p>5,400</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
250	<p>私道内の公共下水道及び共同排水設備更新は、市が責任を持ってすすめること。残された敷設困難家庭に対して、補助支援制度を設けること。</p> <p>1962年以降の開発行為における共同排水設備については、定期的な清掃を行うとともに、独自補助制度を創設すること。</p>	<p>私道内の公共下水道は、他の公共下水道と同様、本市において維持管理を行い、更新も行っております。</p> <p>公共下水道管が布設されていない箇所については、布設困難な理由が箇所ごとに異なるため、一律に布設困難箇所に対する補助支援制度を設けることは考えておりません。また、共同排水設備についても、私有財産であることから、設置者等において維持管理を行うことが基本であり、独自補助制度を設ける考えはございません。</p>	—	—
251	<p>琵琶湖が放射能汚染された場合について研究を進め、飲料水への被害想定を行い、対策をとること。</p>	<p>「京都市地域防災計画原子力災害対策編」の細部計画である「京都市水道対策計画」に基づき、原子力災害が発生し、又は発生のおそれが生じた場合には、緊急時モニタリングや浄水処理の強化等を行い、水道水の安全を確保してまいります。</p> <p>また、水道水の摂取制限に至った場合には、応急給水槽・配水池における放射性物質に汚染されていない水の確保、「災害時協力井戸」の活用、民間企業との協定等による飲料水の供給等により代替水を確保してまいります。</p>	—	—
252	<p>市バス・地下鉄事業、上下水道事業の消費税は、料金に上乗せしないこと。公営企業における消費税は適用除外とするよう、国に求めること。</p>	<p>消費税は、消費一般に負担を求める間接税であり、市バス・地下鉄の運賃や水道料金等についても、適正に転嫁し、利用者が公平に負担すべきものと考えております。</p>	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
253	<p>15 市民の交通権を保障する総合的な交通体系を確立し、市民の足を守ること 市民が安全・安心に移動できる権利としての「交通権」を保障する「交通まちづくり基本条例（仮称）」を制定すること。</p>	<p>市民生活や社会経済を支える公共交通の維持・確保に向けては、国や京都府、交通事業者、地域住民等と連携しながら「歩くまち・京都」総合交通戦略2021」及び「京都市地域公共交通計画」に基づく取組を、着実に推進していくことが重要であると考えております。 引き続き、市民・交通事業者・行政の三者が「自分ごと」、「みんなごと」としてそれぞれの役割を果たすことで、生活交通の維持・確保に取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 (うち、「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進)</li> <li>・市民生活を支える交通手段の維持・確保 (うち、京都市地域公共交通計画の推進)</li> </ul>	<p>130,079 2,824 388,027 572</p>
254	<p>全行政区に京都市地域公共交通計画の協議会（部会）を設置し、住民の意見を反映させ、市民の足を守るものにする。</p>	<p>本市では、令和4年4月に「京都市地域公共交通計画協議会」を設置するとともに、地域主体で自家用有償旅客運送等を運行する山間地に加え、山科、洛西など、これまでから地域の交通課題を議論してきた「地域公共交通会議」を部会に位置付けております。 また、令和5年12月に策定した「京都市地域公共交通計画」に基づき、市民・交通事業者・行政の三者がそれぞれの役割を果たしながら生活交通の維持・確保に取り組んでいるところです。 各地域における交通課題については、地域ごとの状況やニーズも様々であることから、会議体の設置ありきではなく、地域の声に寄り添いながら、引き続き丁寧に対応してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活を支える交通手段の維持・確保 (うち、京都市地域公共交通計画の推進)</li> </ul>	<p>388,027 572</p>

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
255	<p>「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進にあたっては、車の総量規制を行い、自動車分担率をさらに引き下げること。</p>	<p>令和3年11月に策定した「「歩くまち・京都」総合交通戦略2021」において、「非自動車分担率85%以上」という高い目標数値を掲げ、市民、事業者、行政が連携し、来訪者とともに人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向けた取組を進めているところです。</p> <p>パークアンドライドなどの歩行者優先のまちづくりに資する自動車交通の効率化と適正化の取組や、公共交通の利便性・快適性の向上に向けた取組など、本戦略に掲げる方針・施策等をお互いに密接に連携させ、相乗効果を創出しながら、取組を推進してまいります。</p>	<p>・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 (うち、「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進)</p>	<p>130,079 2,824</p>
256	<p>交通不便地域対策は、京都市が責任を持って重点政策として取り組むこと。住民の運動を引き続き支援すること。民間事業者に対しても、交通不便地域での増便、路線の充実を支援するとともに、バス待ち環境やバス停バリアフリー化予算を増額する等の支援を強めること。国に支援を求めるとともに、京都市としても公共交通全体が充実するよう支援すること。</p>	<p>本市では、これまでから、モビリティ・マネジメントの取組や民間バス事業者が行う路線充実の実証運行、地域が主体となって実施する運行への支援等に取り組んでおります。令和6年度からは、地域が主体的に実施する運行に対する支援制度を充実させており、新たに「バス路線維持支援事業」を実施するなど、引き続き取組を進めてまいります。</p> <p>また、令和5年12月に策定した「京都市地域公共交通計画」に基づき、市民・交通事業者・行政の三者がそれぞれの役割を果たしながら生活交通の維持・確保に取り組んでいるところです。</p> <p>なお、バス利用環境の整備については、平成29年度から民間バス事業者への支援を進めた結果、バス事業者と協議が調ったものについては、令和元年度末で全て整備が完了しております。</p> <p>加えて、国に対して公共交通の維持・確保に向けた支援策を求めてまいります。</p>	<p>・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 (うち、「スローライフ京都」大作戦(モビリティ・マネジメントの推進))</p> <p>・市民生活を支える交通手段の維持・確保 (うち、地域主体の生活交通確保支援事業) (うち、バス路線維持支援事業) (うち、京都市地域公共交通計画の推進)</p>	<p>130,079 6,283 388,027 4,100 327,000 572</p>

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
257	<p>☆民間交通事業者との懇談を定期的に行い、民間赤字路線の運賃値上げ回避のため、国の支援を得て、京都市としても、民間事業者の赤字路線についての補助要件・予算の拡充を行うこと。</p>	<p>本市では、これまでから、公共交通の厳しい状況を踏まえ、深刻な運転士不足に対応するための担い手確保対策や燃料費高騰対策の支援等に取り組んでおります。</p> <p>また、国に対しても積極的な支援を要望してきたところであり、その結果、国からの財源を活用して、令和6年度からは、新たに「バス路線維持支援事業」を実施しております。</p> <p>引き続き、国に対して公共交通の維持・確保に向けた支援策を求めるとともに、本市としては、今後とも、生活交通を維持・確保するため必要な支援を行ってまいります。</p>	<p>・市民生活を支える交通手段の維持・確保 (うち、バス路線維持支援事業)</p> <p>☆バス運転士担い手確保・定着支援事業</p> <p>☆地域公共交通における運行維持確保緊急対策事業</p>	<p>388,027</p> <p>327,000</p> <p>57,000</p> <p>46,000</p>
258	<p>交通バリアフリー構想の推進にあたっては、すべての鉄道駅等とその周辺道路等バリアフリー化に取り組むこと。重点整備地区についても長期間経過したものについては改めて見直し・改善を行うこと。</p>	<p>全体構想で選定した利用者数概ね3,000人以上の駅については、令和4年度に全ての整備が完了しました。利用者数3,000人未満の駅については、多くが地域鉄道の駅であり、各事業者によってホーム改修等に併せて可能な限りバリアフリー化が進められており、当該整備に対し、国・京都府・本市が協調して支援を行っております。</p> <p>さらに、大手民間鉄道事業者の多くは、令和5年4月から国の「鉄道駅バリアフリー料金制度」を活用し、独自で整備を進めております。</p> <p>また、重点整備地区内の道路のバリアフリー化については、令和7年度は上桂地区、松尾大社地区、太秦地区、京阪藤森地区、西大路地区、西院地区において整備を行ってまいります。</p>	<p>・鉄道施設の利用環境整備の推進 (うち、鉄道軌安全輸送設備等整備事業)</p> <p>(うち、駅等のバリアフリー化の推進)</p> <p>☆鉄道施設の利用環境整備の推進 (うち、鉄道軌安全輸送設備等整備事業)</p> <p>☆道路、橋りょう、河川等の防災・減災対策等 (うち、交通バリアフリー対策等(上桂地区))</p> <p>(うち、交通バリアフリー対策等(松尾大社地区))</p> <p>(うち、交通バリアフリー対策等(太秦地区))</p> <p>・交通バリアフリー対策等 (うち、西院地区)</p> <p>(うち、京阪藤森地区)</p> <p>(うち、西大路地区)</p>	<p>6,512</p> <p>5,000</p> <p>1,512</p> <p>129,000</p> <p>129,000</p> <p>2,728,000</p> <p>34,000</p> <p>71,137</p> <p>31,500</p> <p>358,456</p> <p>102,900</p> <p>62,200</p> <p>101,200</p>

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
259	市民の交通権を保障するため、ダイヤ・系統路線の充実で交通不便地域を解消すること。	<p>令和5年12月に策定した「京都市地域公共交通計画」に基づき、市民・交通事業者・行政の三者がそれぞれの役割を果たしながら生活交通の維持・確保に取り組んでいるところです。</p> <p>また、これまでから、モビリティ・マネジメントの取組や民間バス事業者が行う路線充実の実証運行、地域が主体となって実施する運行への支援等に取り組んでおります。令和6年度からは、地域が主体的に実施する運行に対する支援制度を充実させるとともに、新たに「バス路線維持支援事業」を実施するなど、引き続き取組を進めてまいります。</p> <p>市バス事業においては、「市バス運転士不足 非常事態宣言」を発出せざるを得ないほど担い手不足が深刻であり、現状の路線ネットワークを維持することが極めて難しい状況の中、路線やダイヤの拡充は困難であると考えております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 (うち、「スローライフ京都」大作戦(モビリティ・マネジメントの推進))</li> <li>・市民生活を支える交通手段の維持・確保 (うち、地域主体の生活交通確保支援事業)</li> <li>(うち、バス路線維持支援事業)</li> <li>(うち、京都市地域公共交通計画の推進)</li> </ul>	<p>130,079 6,283</p> <p>388,027 4,100 327,000 572</p>
260	◆市バス・地下鉄の改善を民間バスの参入・撤退を自由にする規制緩和の撤回と、公共交通を守る法改正を国に求めること。	<p>市バス事業は、市域のバス輸送の約82%を担っており、市内の民間バス事業者とのネットワークで京都市民の足を守っております。規制緩和の是非は国において議論されるものと認識しております。</p>	—	—

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
261	公営バス事業に対する補助制度を確立するよう国に求めること。	公営バス事業に対する国庫補助金の拡充に向けた要望については、これまでから、あらゆる機会を捉えて要望しており、引き続き、他都市等とも連携を図り国に働き掛けてまいります。	—	—
262	地下鉄改修・維持管理・安全対策・施設更新に対する補助制度を抜本的に拡充するよう国に求めること。	地下鉄改修に対する国の補助制度の改善については、これまでから、あらゆる機会を捉えて、「鉄道施設の改修・更新事業に対する補助制度の拡充」を要望しており、引き続き、要望してまいります。	—	—
263	調整区間の運賃改定は撤回すること。独立採算に拘らず、かつて実施していた、車両購入や生活路線維持補助など、一般会計からの繰り入れを行い、市バス運賃の値上げ方針は撤回し、値下げすること。バスの均一区間を市内全域に広げること。	調整区間の市バス運賃は、国の通達に従い、運賃の決定権を有する民間バスの運賃に合わせており、民間バスとのネットワークを維持するためにも、市バスの運賃を元に戻すことは困難です。 バス業界は極めて厳しい経営環境に直面しており、均一区間においては運賃改定の必要性も否定はできませんが、引き続き、公営企業としてあらゆる経営改善に最大限取り組んでまいります。 また、市バスの均一運賃区間の拡大は、競合する民間バス会社の御理解と御協力が欠かせませんが、各社とも非常に厳しい経営状況にある中、経営に与える影響が大きい本取組についての合意を得ることが困難な状況になっております。引き続き、更なる利便性向上に向け、関係バス会社と協議してまいります。	—	—

令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
264	住民から要望のあるバス路線を設定すること。区役所をはじめ公共施設へのバス路線を拡充し市民の利便性の向上を図ること。そのための一般会計からの必要な補助金を確保すること。	<p>区長懇談会や電話・メール等を通じていただく地域の皆様からの御要望については、内容を精査したうえで可能なものはお応えしておりますが、「市バス運転士不足 非常事態宣言」を発出せざるを得ないほどの深刻な担い手不足の中、新たな路線やダイヤの拡充は大変厳しいものと考えています。</p> <p>今後とも、地方公営企業法が定める独立採算の原則に基づき、一般会計からの任意の財政支援を受けない経営を継続してまいります。</p>	—	—
265	地域のまちづくりと連携する路線・ダイヤの充実を図るとともに他の交通機関と連携し、いっそう便利なまちづくりをすすめること。	<p>市バスの路線・ダイヤについては、これまでから、駅前広場の整備や公共施設の開設、大型商業施設の開業等、沿線環境の変化に合わせた見直しを行うとともに、地域の皆様が主体となった「モビリティ・マネジメント」の活動とも連携して、利便性の向上に取り組んできたところです。</p> <p>「市バス運転士不足 非常事態宣言」を発出せざるを得ないほどの深刻な担い手不足の中ではありますが、引き続き、他の交通事業者とも連携しつつ、御利用いただきやすい公共交通ネットワークの維持確保に努めてまいります。</p>	—	—

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
266	バスとバス、バスと地下鉄の乗り継ぎは無料とすること。	乗継の定額又は無料化の実施については、収支に与える影響も大きく、経営状況を見定めながら慎重に検討してまいります。 まずは、市民優先価格の実現へ向け取り組んでまいります。	—	—
267	バス待ち環境を改善するため、ベンチ・上屋、接近表示機等の設置箇所を増やすこと。設置困難箇所についての研究をすすめること。	本市では、バス待ち環境の向上を目指し、バス停上屋やベンチの整備を積極的に進めております。 上屋については、令和6年度より新規整備を再開し、令和7年度も引き続き整備に努めてまいります。 ベンチについては、財政状況が厳しい中でも、高齢化社会の現状を踏まえて、毎年度予算を確保しており、令和7年度も引き続き整備に努めてまいります。 接近表示器については、リアルタイム運行情報の公開に合わせた機能拡充に向け、アナログ方式からデジタル方式への切り替えを実施し、英語表記や迂回・運休情報の発信など案内の充実を図ります。	・バス待ち環境向上	54,304
268	点字ブロックの敷設や歩道の整備、バス停の安全対策など、全バス停のバリアフリー化を全庁支援のもとで促進すること。	障害のある方にも安心して市バスを御利用いただけるよう、道路管理者の協力を得ながら、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、点字ブロックの敷設をはじめ、計画的に停留所の環境整備に引き続き取り組んでまいります。	・バス停における乗降口のバリアフリー改修	3,000

令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
269	バス停と横断歩道が近接している「危険バス停」について、道路管理者等と協議し早急に解消すること。	市バスでは、これまでから、停留所の安全性向上に向けて、安全対策が必要な停留所の解消に努めております。 現在、54か所が安全対策が必要な停留所とされており、引き続き解消に向けて取り組みを進めてまいります。また、停留所への注意喚起文の掲出等のソフト対策にも取り組むなど、今後も、お客様に安全・安心に御利用いただけるよう、地先の御理解を得たうえで、停留所の安全性向上に取り組んでまいります。	・停留所における安全性確保のための対策	1,000
270	バスの運転手の賃金表は、現行1表に統一すること。	市バス運転士の給与は、平成12年に、国家公務員のうち自動車運転手などの技能労務職に適用される給料表に準じる形で運輸職給料表を導入したものであり、適切な給料表であると考えております。引き続き、現行制度を適正に運用してまいります。	—	—
271	「管理の受委託」は撤回し、直営の市バス路線を拡大すること。委託先労働者の労働条件・健康管理についても、交通局として把握し、責任を持つこと。さらに安全対策についても直営と同じ対応をすること。	管理の受委託については、事業の効率化を図りながら市バスネットワークを維持するための有効な手段と認識しております。 また、深刻な担い手不足の中、管理の受委託を撤回し、直営の市バス路線を拡大することは困難です。 委託先の労働条件については、各社の責任の下、労働関係法令を遵守したうえで取り決められております。そのうえで、本市においても受託者選定の際には、法令を遵守し安全性を確保していることを確認するとともに、ダイヤ改正の際には、業務量の変化に対して人員の増減が適正であることをその都度確認しております。 委託先における事故防止については、交通局の毎月の重点目標や年間の事故防止目標を委託先と共有しているほか、直営と同じ装備の市バス車両を配置しております。	—	—

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理 番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
272	整備部門の民間委託を撤回し、技術継承をはかるため、整備士の計画的採用・養成を進めること。	市バス・地下鉄の整備業務については、効率的な運営に留意しつつ、長年培ってきた技術と経験を引き継ぎ、安全運行のための適正な整備水準の確保や委託先への指導監督等の安全管理の徹底を図るため、今後も必要な体制を確保してまいります。	—	—
273	回送バスを減らし、営業運転に転換すること。	市内の広範な路線網とダイヤを6営業所・1出張所の限りある輸送力で維持するため、必要最小限度の回送運行は必要ですが、一部を営業運行に振り替えるなど、これまでからその縮減に努めてきたところです。引き続き、可能な限り回送バスの運行が少ない効率的な運営となるよう努めてまいります。	—	—
274	地下鉄烏丸線のホーム転落防止柵を、早急に全駅に設置すること。具体的な計画策定を行うこと。	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により延期していた可動式ホーム柵未設置の烏丸線11駅について、令和7年度から事業を再開してまいります。</p> <p>コロナ禍前は、ワンマン化を見据えたAT0設備の整備と可動式ホーム柵の設置時期を合わせ、自動運転で運用する計画にしておりましたが、従来計画にとらわれず、既設のホーム柵と同様、乗務員が手動で操作することにより、AT0設備の整備完了を待たずに運用を開始してまいります。</p> <p>令和7年度から8年度にかけて設計を行い、令和9年度以降、柵の製作及び設置を進め、令和10年度から順次供用を開始します。令和12年度上半期には全駅で供用を開始する予定です。</p>	<p>・烏丸線可動式ホーム柵の全駅設置に向けた基本設計【新規】            (うち、建築限界測定器)            (うち、建築限界測定業務)</p>	<p>1,419</p> <p>275</p> <p>1,144</p>

## 令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
275	すべての地下鉄駅に駐輪場を整備すること。利用料金を引き下げること。	<p>本市では、積極的に自転車等駐車場の整備を進めるため、整備費用の一部を助成する「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」等により、ほぼ全ての地下鉄駅周辺に一定数の駐輪場を確保しております。</p> <p>今後も、各地域の放置自転車の状況や駐輪需要を踏まえ、必要な駐輪スペースの確保に努めてまいります。</p> <p>市営駐輪場の利用料金については、条例に定める額の範囲内において、指定管理者が市長承認を得て定めることとしており、引き続き、駐輪場の利用状況、近隣施設の利用料との均衡等の社会情勢の変化を踏まえ、指定管理者とも連携し、適切な利用料金の設定に努めてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放置自転車対策 (うち、民間自転車等駐車場整備助成金)</li> </ul>	<p>288,059</p> <p>8,000</p>
276	痴漢対策は、通年の取り組みとしてさらに対策を強化すること。	<p>痴漢対策については、痴漢は犯罪との認識の下、警察と協力して取り組んでおります。</p> <p>市バスでは、全車両にドライブレコーダーを搭載しており、その旨を車内にステッカーで掲出するとともに、「痴漢は犯罪です。」と車内放送で啓発を行い、犯罪の抑止を図っております。</p> <p>地下鉄では、啓発ポスターの掲出等を行うとともに、強化活動期間や受験シーズンには車内・駅構内での啓発放送を実施する等の取組を行っております。その他の期間においても、啓発ポスターの掲出、テロップによる啓発、駅係員の構内巡視等の取組を継続して実施しております。</p> <p>また、烏丸線新型車両への車内防犯カメラの設置を進めるとともに、更なる取組として、令和6年度から令和10年度にかけて、烏丸線及び東西線の全ての既存車両にも新たに車内防犯カメラの設置を進め、犯罪の抑止を図ってまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 烏丸線新型車両防犯カメラ設置</li> <li>・ 烏丸線10系車両防犯カメラ設置</li> <li>・ 東西線50系車両防犯カメラ設置</li> </ul>	<p>11,296</p> <p>8,275</p> <p>13,043</p>

### 令和7年度予算要望に対する回答

整理番号	要望	回答	予算事業名 R6年度2月補正☆、R7年度当初・	予算額 (千円)
277	バス一日乗車券を復活し、料金を下げること。	<p>バス1日券は、御利用の9割が観光客で、この乗車券を使用し、時間がかかっても市バスのみで観光地を巡る移動スタイルが多く、結果として市バスの混雑の一因となっていたことから、重要課題と位置付けている市バスの混雑対策の一つとして令和6年3月末に廃止したものです。</p> <p>これは、地下鉄・バス1日券を積極的に御利用いただき、地下鉄利用を促進することでバスの集中利用を分散させ、市民・観光客双方にとって快適に御利用いただける市バスを目指すものであり、バス1日券の販売を復活させることは考えておりません。</p>	—	—
278	地下鉄全駅のトイレ個室ごとに、生理用品を配備すること。	<p>令和6年度には、地下鉄駅の女性用トイレにおいて生理用品を無料で提供するサービスを8駅21か所で導入しました。誰もが安心して地下鉄を御利用いただける環境整備に向け、今後の拡大に向けては、今回導入した8駅21か所の運用状況を勘案しながら、引き続き検討を進めてまいります。</p>	—	—
279	地下鉄全駅構内に、授乳スペース（個室ベビーケアルーム）を設置すること。	<p>令和5年4月から東山駅構内に設置しているベビーケアルームが、ご利用者から好評をいただいていることから、子育て世代にやさしい環境の整備を促進するため、令和7年度に新たに4駅（国際会館駅、北山駅、烏丸御池駅、蹴上駅）に設置します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下鉄駅構内への授乳スペースの設置拡大</li> </ul>	4,827

担 当：総 合 企 画 局 市 長 公 室 政 策 企 画 調 整 担 当

T E L：075-222-3034    F A X：075-213-1066